

# 東かがわ市都市計画マスタープラン



令和8年3月

東かがわ市都市整備課



# 目次

序章 都市計画マスタープランの概要	1
1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨と位置づけ	1
(1) 都市計画とは	1
(2) 都市計画区域とは	1
(3) 都市計画マスタープランとは	2
(4) 官民の役割分担を踏まえたまちづくりの指針としての活用	3
2. 東かがわ市都市計画マスタープランの目的	4
3. 東かがわ市都市計画マスタープランの役割と位置づけ	4
(1) 役割	4
(2) 計画の位置づけ	5
4. 計画対象区域、目標年次	6
(1) 計画対象区域	6
(2) 目標年次	7
(3) 人口の将来見通し	7
5. 東かがわ市都市計画マスタープランの構成	8
第1章 都市の現況と課題	9
1.1. 都市の現況	9
(1) 東かがわ市の概況	9
(2) 人口・世帯	10
(3) 産業	15
(4) 土地・都市施設	20
(5) 災害	27
(6) 財政状況	31
1.2. 上位計画関連等	33
(1) 東かがわ都市計画区域マスタープラン	33
(2) 東かがわ市基本構想	34
(3) 東かがわ市総合戦略	35
(4) 東かがわ市人口ビジョン	36
(5) 東かがわ市公共施設等総合管理計画	37
(6) 東かがわ市地域公共交通計画	38
(7) 第2期瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン	38

1.3. 市民の意向.....	39
(1) まちづくりの取組に対する評価と期待 .....	39
(2) 市の魅力について.....	42
(3) まちづくりの方向性について .....	43
(4) 持続可能なまちづくりを進める方向性 .....	47
1.4. 都市の課題.....	50
(1) 人口、世帯.....	50
(2) 土地利用、市街地.....	53
(3) 都市防災、防犯.....	54
(4) 都市環境、景観形成.....	55
(5) 財政、官民連携.....	56
第2章 全体構想.....	57
2.1. 都市の将来像.....	57
2.2. 都市づくりの考え方.....	58
(1) ひとやしごとを未来につなげる持続可能なまちづくり.....	58
(2) 地域のにぎわいが続くまちづくり .....	58
(3) 安全・安心で災害に強いまちづくり .....	58
(4) 様々な主体がつながる協働のまちづくり .....	58
2.3. 将来都市構造.....	59
(1) ゾーン.....	60
(2) 拠点.....	61
(3) 連携軸.....	62
第3章 分野別まちづくり構想.....	64
3.1. 土地利用の方針.....	65
(1) 基本方針.....	65
(2) 整備方針.....	65
3.2. 市街地整備の方針.....	69
(1) 基本方針.....	69
(2) 整備方針.....	69
3.3. 道路・交通施設の方針.....	71
(1) 基本方針.....	71
(2) 整備方針.....	71

3.4. 都市防災の方針.....	75
(1) 基本方針.....	75
(2) 整備方針.....	75
3.5. 供給施設・生活排水処理施設整備の方針.....	81
(1) 基本方針.....	81
(2) 整備方針.....	81
3.6. その他公共施設整備の方針.....	84
(1) 基本方針.....	84
(2) 整備方針.....	84
3.7. 都市環境・景観形成の方針.....	87
(1) 基本方針.....	87
(2) 整備方針.....	87
3.8. 地域コミュニティ活性化の方針.....	92
(1) 基本方針.....	92
(2) 整備方針.....	92
第4章 地域別まちづくり構想.....	94
4.1. 地域区分.....	94
(1) 地域区分の設定.....	94
4.2. 中心地域.....	95
(1) 中心地域の概況.....	95
(2) 中心地域の将来像.....	99
(3) 地域づくりの基本方針.....	99
(4) 中心地域のまちづくり方針図.....	101
4.3. 引田地域.....	102
(1) 引田地域の概況.....	102
(2) 引田地域の将来像.....	106
(3) 地域づくりの基本方針.....	106
(4) 引田地域のまちづくり方針図.....	108
4.4. 郊外地域.....	109
(1) 郊外地域の概況.....	109
(2) 郊外地域の将来像.....	113
(3) 地域づくりの基本方針.....	113
(4) 郊外地域のまちづくり方針図.....	115

第5章 実現化に向けて.....	116
5.1. まちづくりの基本姿勢.....	116
(1) 未来につながる持続可能なまちづくりの推進.....	116
(2) 庁内各部署の横断的な連携.....	116
(3) 効率的なまちづくりの推進.....	117
5.2. 協働によるまちづくりの推進.....	118
(1) 市民、事業者の役割.....	118
(2) 行政の役割.....	118
5.3. まちづくりの推進と見直し.....	119
(1) まちづくりに関する制度・事業手法等の活用.....	119
(2) 上位関連計画に示されている指標による施策の進捗管理.....	119
(3) 計画の評価と見直し.....	120

# 序章 都市計画マスタープランの概要

## 1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨と位置づけ

### (1) 都市計画とは

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことです。

都市計画は、都市内の限られた土地資源を建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境として適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図ること、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること、また適正な制限のもと土地の合理的な利用を図ることを基本理念としています。

また、都市計画は、都市計画法<sup>1</sup>に基づいて行われます。都市計画法では、都市計画を実現するために、都市計画の内容及びその手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関する必要な事項を定めています。

地方公共団体<sup>2</sup>は、人口減少社会への適応や地域の防災性向上、バリアフリー化、環境負荷の軽減など都市が抱える様々な課題を解決するため、都市計画法に基づき、個別の都市計画を決定しています。都市計画を決定する際には、その必然性と妥当性を説明するだけでなく、将来の都市像との整合性を踏まえ、総合的・一体的な視点から常に検証する必要があります。

さらに、都市の将来像の実現には時間を要するため、中長期的な見通しをもって都市計画の決定又は変更を行う必要があります。

### (2) 都市計画区域とは

「都市計画区域」とは、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受ける範囲のことです。

都市計画区域は、都道府県が「市町村の行政区域にとらわれず、既成市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域」を指定します。

香川県の都市計画区域の状況は、次のとおりです。

<sup>1</sup> 都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

<sup>2</sup> 地方公共団体は、都道府県や市町村など、地域住民の生活に密着した行政を自主的・総合的に実施する法人です。



また、都市計画マスタープランの一般的な役割は、次のとおりです。

#### 都市の将来像を具体的に示します。

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

#### 行政機関が定める都市計画の指針となります。

- ・将来像を実現する手法の1つとして、行政機関（都道府県・市町村等）が定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

#### 都市計画の総合性・一体性を確保します。

- ・個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

#### 都市づくりに対する地域住民の理解を深めます。

- ・地域住民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意することにより、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

#### （４）官民の役割分担を踏まえたまちづくりの指針としての活用

---

都市計画マスタープランは、個別の開発行為や建築行為などを直接規制するものではありません。

ただし、市町村が都市の将来像の実現に向けて定める都市計画であり、土地利用や開発など個々の都市計画との整合性・一体性を確保し、官民の役割分担を踏まえ、行政機関による根幹的な都市基盤施設の整備、地域住民や民間企業を主とした建築活動、地区の基盤施設の整備とのバランスを図る必要があるため、「大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針」として活用します。

## 2. 東かがわ市都市計画マスタープランの目的

東かがわ市（以下「本市」という。）は、瀬戸内海と阿讃山脈にはさまれた海山一体の豊かな自然や旧街道に連なる歴史文化、地域固有の産業等に恵まれた地域で、令和5年（2023年）9月に策定した「東かがわ市基本構想」に基づき、特に若い世代がこの地に住み続けたいという希望をかなえる、本市の新時代構想を実現するまちづくりを目指しています。

市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくためには、中長期的な見通しをもつ「都市計画」が重要となります。

東かがわ市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、この「都市計画」という手法を活用して、本市の都市づくりの目標、将来都市構造、都市計画の基本的な方針等を定め、まちづくりの具体性のある将来像を確立し、本市が目指すあるべき「まち」の姿を示す計画です。

## 3. 東かがわ市都市計画マスタープランの役割と位置づけ

### （1）役割

本計画は、本市が目指すあるべき「まち」の姿を実現するため、次の役割を担うものとし

#### ①. 総合的な都市づくりの指針

東かがわ市基本構想や東かがわ市総合戦略などの上位計画関連等による目指すべき将来像を受け、防災、環境、都市施設など都市計画に関連する各種施策を一体的に捉え、都市づくりを推進するための指針とします。

#### ②. 個別の都市計画との調整

土地利用や市街地整備、都市基盤整備、都市施設などの個別の都市計画について、本計画の基本方針に即したものとすることで、各計画との整合性・一体性を確保します。

#### ③. 都市計画決定や変更等の指針

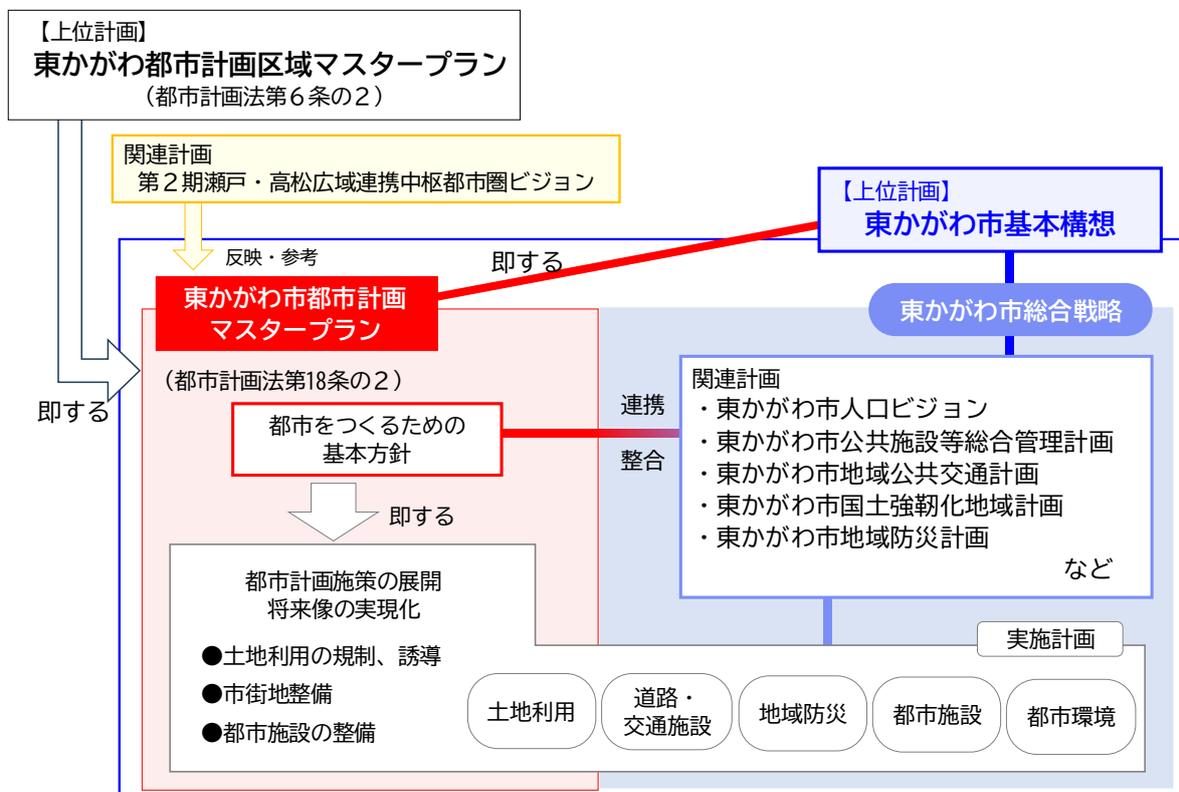
本計画は、土地利用の誘導や道路・公園などの都市施設整備の方針を定め、個別の都市計画が事業を推進していく際の指針とします。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、香川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東かがわ都市計画区域マスタープラン）」や本市の目指すべき将来像を示す「東かがわ市基本構想」など上位計画に即した都市づくりの将来ビジョンを示すもので、都市計画における本市の最上位計画として位置づけます。

また、東かがわ市公共施設等総合管理計画など本市の各種関連計画との整合を図ることとします。

図表 本計画の位置づけ

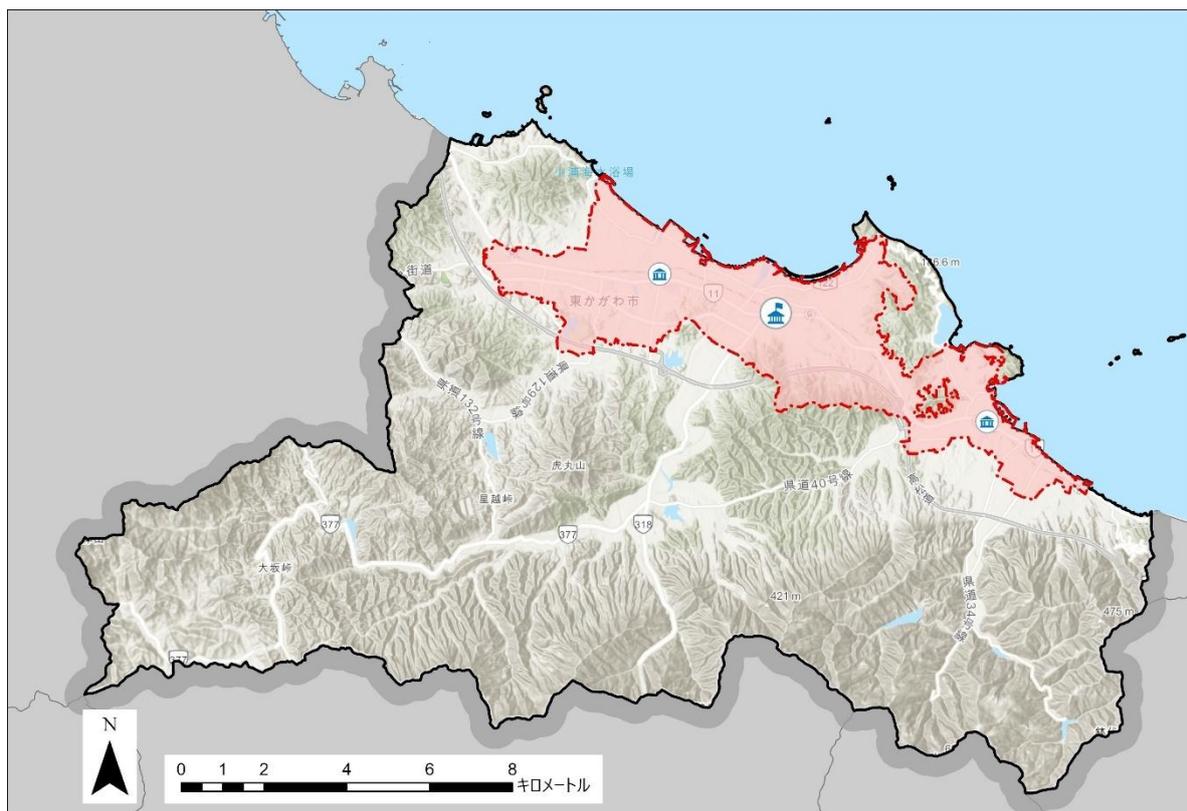


## 4. 計画対象区域、目標年次

### (1) 計画対象区域

本計画では、市域全体の一体的な発展を目指したまちづくりを進めるため、都市計画区域だけでなく、東かがわ市全域を対象区域とします。

図表 計画対象区域



Sources: Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS, © OpenStreetMap contributors, GeoTechnologies, Inc., and the GIS User Community, Esri, NASA, NGA, USGS

凡例	
	東かがわ市役所
	支所
	東かがわ市行政界
	東かがわ都市計画区域

## (2) 目標年次

本計画の基準年は令和8年度（2026年度）とし、長期目標年はおおむね20年後の令和27年度（2045年度）とします。なお、社会情勢の変化や上位計画等の改訂に合わせ、適宜、見直しを行います。

図表 本計画及び上位計画の計画期間

年度		令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	～令和14年 (2032)	令和15年 (2033)	令和16年 (2034)	～令和23年 (2041)	令和24年 (2042)	令和25年 (2043)	令和26年 (2044)	令和27年 (2045)	令和28年 (2046)
東かがわ市	東かがわ市都市計画マスタープラン																
	東かがわ市基本構想																
香川県	東かがわ都市計画区域マスタープラン(R3.5公表)																

## (3) 人口の将来見通し

将来人口目標は、「東かがわ市人口ビジョン（令和7年3月）」の目標人口と整合を図り、以下のとおり設定します。

図表 将来目標人口

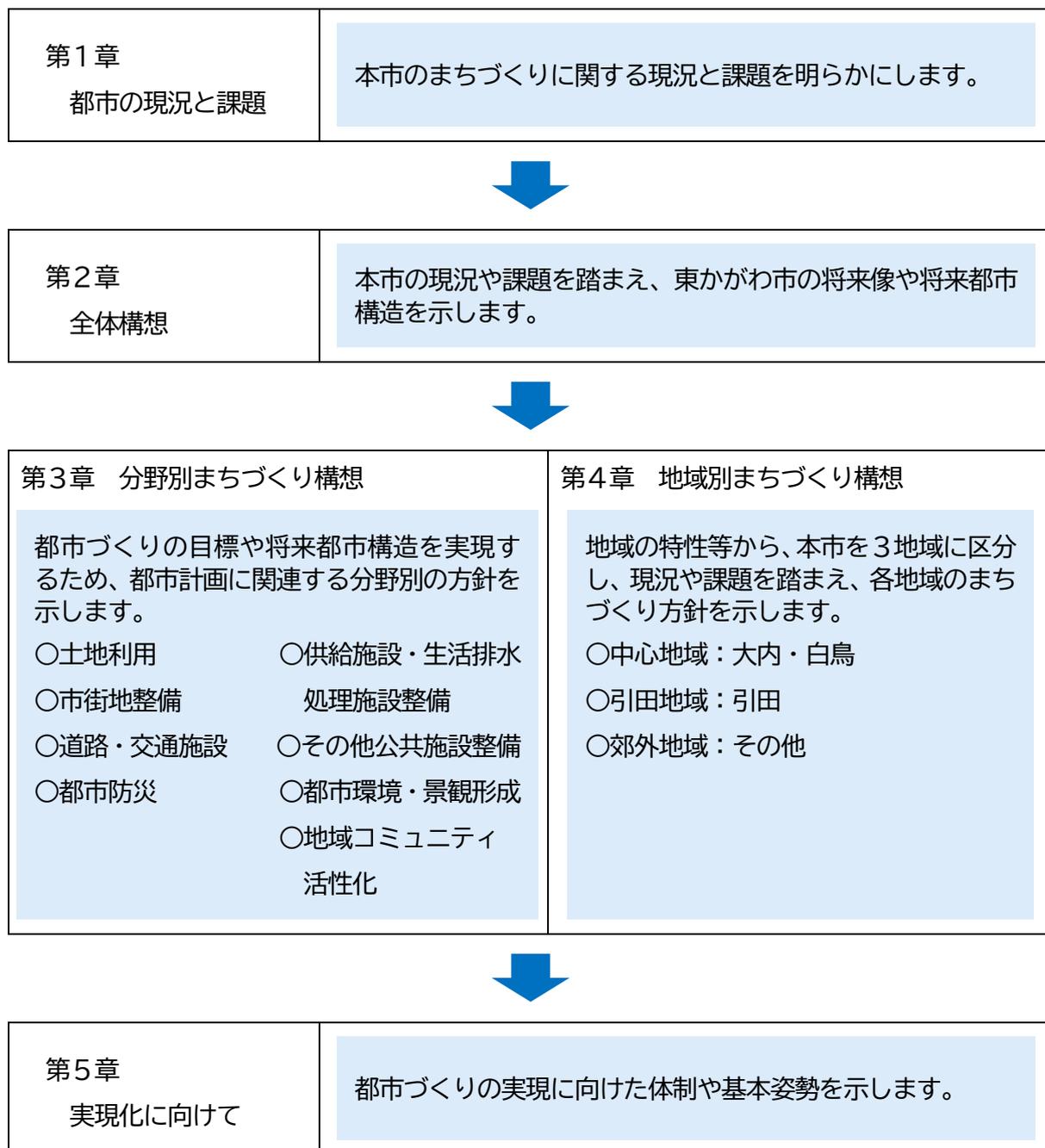
年齢区分	年	令和2年 (2020) (実績・基準年)	令和17年 (2035) (推計年)	令和27年 (2045) (推計年)
総人口		28,279人	20,041人	15,488人
年少人口(0～14歳)		2,477人	1,222人	994人
生産年齢人口(15～64歳)		13,704人	9,005人	6,138人
老年人口(65歳以上)		12,098人	9,814人	8,356人

注：令和2年（2020年）の3年齢区分人口は、国勢調査と一部異なる場合があります。  
(出典) 東かがわ市人口ビジョン

## 5. 東かがわ市都市計画マスタープランの構成

本計画は、大きく5つの章で構成し、それぞれの構想・計画が関連しながら、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりの方針を定めます。

図表 都市計画マスタープランの構成



# 第1章 都市の現況と課題

## 1.1. 都市の現況

### (1) 東かがわ市の概況

本市は、香川県の東部に位置し、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する自然環境に恵まれた地域です。東南は、東西に連なる阿讃山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接しています。北側は、国立公園瀬戸内海播磨灘に臨み、東西 21.6km、南北 13.4km にわたって広がり、総面積は 152.86 km<sup>2</sup>です。

地勢は、市の南部には阿讃山脈により山地が広がり、瀬戸内海に面する北部は、馬宿川、小海川、中川、湊川、与田川、番屋川などの流域に平野部が開け、市街地と田園地域を形成しています。気候は、比較的晴天の日が多く降水量が少ない瀬戸内海特有の温暖で穏やかな気候となっています。

図表 東かがわ市位置図



## (2) 人口・世帯

### ①. 人口・世帯数

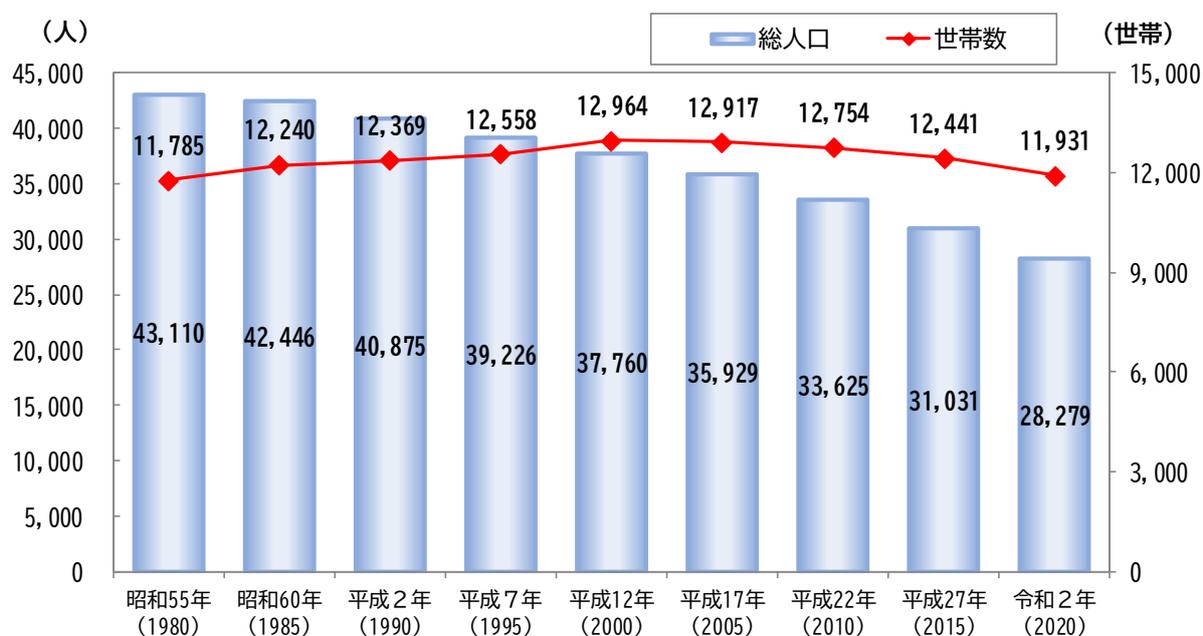
総人口は、令和2年（2020年）に28,279人で、昭和55年（1980年）から減少傾向が続いています。また、世帯数は、昭和55年（1980年）から平成12年（2000年）までは増加傾向でしたが、平成12年（2000年）の12,964世帯をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）には11,931世帯となっています。

総人口が減少を続けるなか、世帯数は平成12年（2000年）を境に増加から減少に転じましたが、平成12年（2000年）以降の推移をみても、総人口のほうが世帯数よりも減少率が高いことから、世帯当たり人口は減少傾向が続いています。

図表 総人口と世帯数の推移

単位：人、世帯

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	43,110	42,446	40,875	39,226	37,760	35,929	33,625	31,031	28,279
世帯数	11,785	12,240	12,369	12,558	12,964	12,917	12,754	12,441	11,931
世帯当たりの人口	3.66	3.47	3.30	3.12	2.91	2.78	2.64	2.49	2.37



(出典) 国勢調査

## ②. 年齢3区分別人口（過去～現在）

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向が続き、他の年齢層の減少率と比較すると減少率が大きくなっています。生産年齢人口（15～64歳）は緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成2年（1990年）以降はそれまでと比べ高い減少率で推移しています。一方、老年人口（65歳以上）は、他の年齢階層とは対照的に増加傾向を続けていましたが、令和2年（2020年）に減少に転じました。

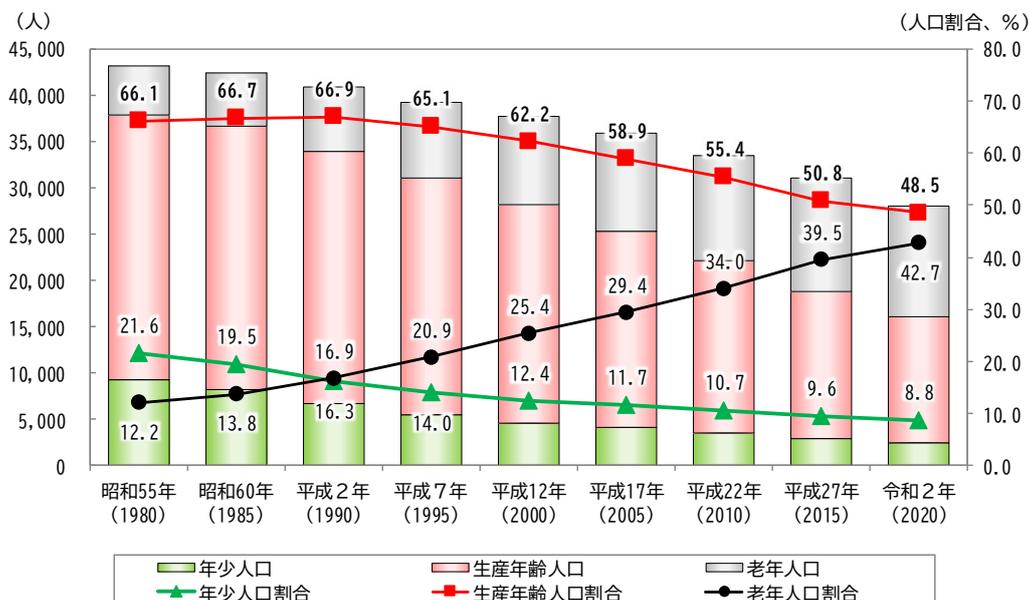
また、年少人口割合は、昭和55年（1980年）から平成22年（2010年）までの30年間で半減し、逆に老年人口割合は昭和55年（1980年）から平成12年（2000年）までの20年間で2倍となっています。年少人口割合減少と老年人口割合増加の傾向は、近年さらに顕著となっています。

図表 年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
年少人口	9,317	8,280	6,647	5,506	4,672	4,198	3,580	2,983	2,467
生産年齢人口	28,513	28,316	27,337	25,531	23,500	21,174	18,563	15,752	13,640
老年人口	5,280	5,848	6,889	8,187	9,582	10,551	11,390	12,244	11,990
総人口	43,110	42,444	40,873	39,224	37,754	35,923	33,533	30,979	28,097
年少人口割合	21.6	19.5	16.3	14.0	12.4	11.7	10.7	9.6	8.8
生産年齢人口割合	66.1	66.7	66.9	65.1	62.2	58.9	55.4	50.8	48.5
老年人口割合	12.2	13.8	16.9	20.9	25.4	29.4	34.0	39.5	42.7

注：人口割合は、四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。  
各年の総人口は、年齢不詳を含まない。



(出典) 国勢調査

### ③. 将来人口の推計

本市の将来人口推計は、長期的な減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、総人口は、令和27年（2045年）には令和2年（2020年）の約半分まで減少することが予測されています。

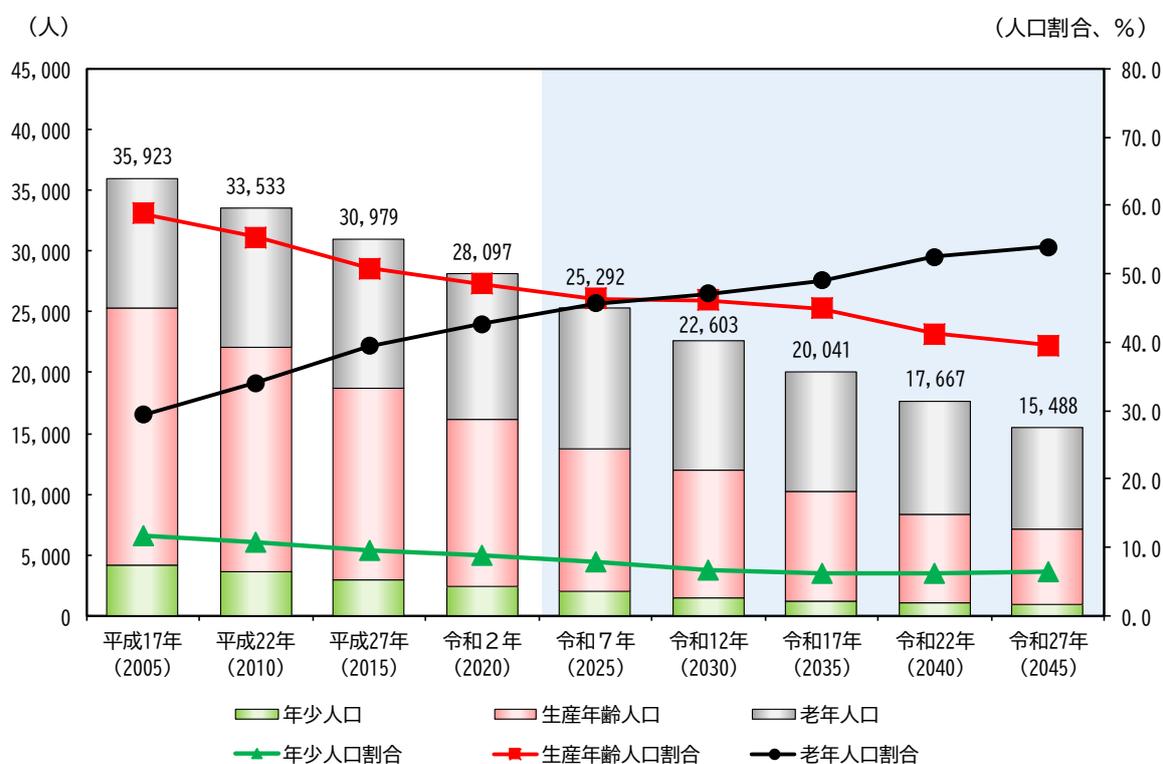
年齢別人口割合をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合は、ともに減少傾向にある一方で、老年人口割合は令和2年（2020年）以降も増加し続ける見通しです。

図表 将来人口の推計

単位：人、%

	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
年少人口	4,198	3,580	2,983	2,467	2,004	1,535	1,222	1,106	994
生産年齢人口	21,174	18,563	15,752	13,640	11,724	10,420	9,005	7,290	6,139
老年人口	10,551	11,390	12,244	11,990	11,563	10,648	9,814	9,271	8,354
総人口	35,923	33,533	30,979	28,097	25,292	22,603	20,041	17,667	15,488
年少人口割合	11.7	10.7	9.6	8.8	7.9	6.8	6.1	6.3	6.4
生産年齢人口割合	58.9	55.4	50.8	48.5	46.4	46.1	44.9	41.3	39.6
老年人口割合	29.4	34.0	39.5	42.7	45.7	47.1	49.0	52.5	53.9

注：各年の人口総数は、年齢不詳を含まない。

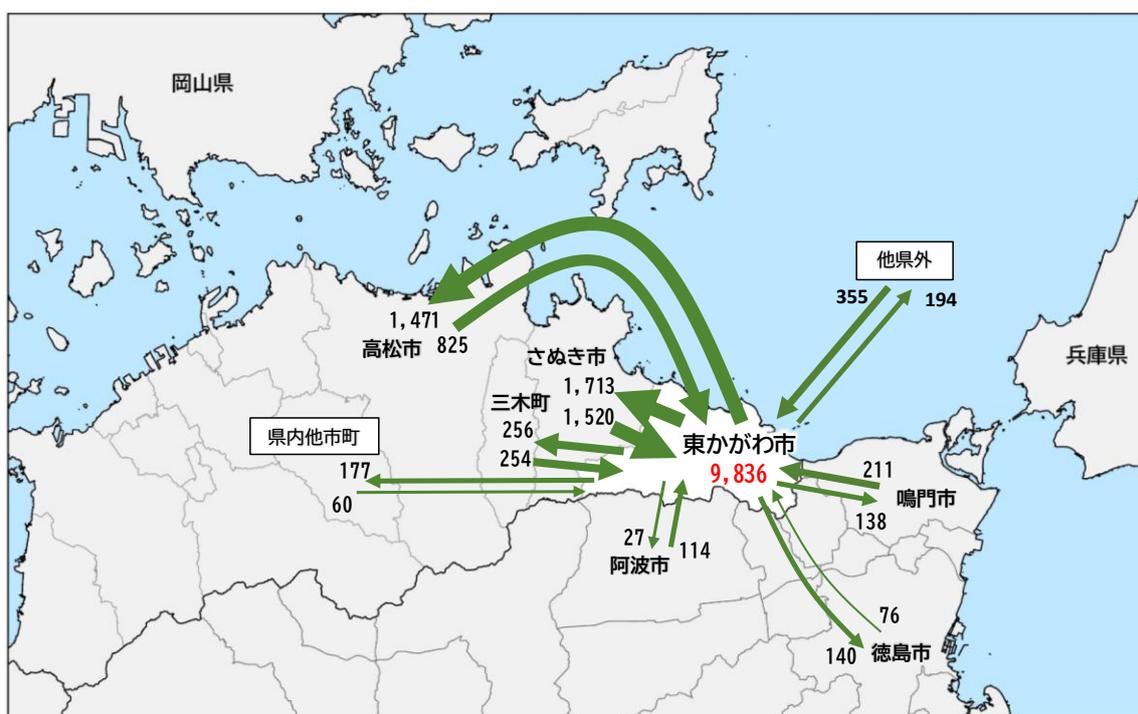


(出典) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

#### ④. 従業・通学者の流入出状況

本市の15歳以上の従業・通学者の流入出状況は、市外流出4,116人、市内流入3,415人となっており、市外流出が市内流入を上回っている状況です。本市への流入元・流出先自治体を見ると、さぬき市が最も多く、次いで高松市となっており、隣接市との関係が強く、つながりが深いことがうかがえます。

図表 従業者・通学者（15歳以上）の流入出状況



	市外流出	市内流入
従業者・通学者	4,116人	3,415人

(出典) 令和2年国勢調査

図表 従業者・通学者の流出入状況

市外流出状況

単位：人

	総数	15歳以上 総数	15歳以上 従業者	15歳以上 通学者
東かがわ市に常住する従業者・通学者	15,720	14,200	13,216	984
自市で従業・通学	11,195	9,836	9,477	359
他市区町村へ従業・通学	4,136	4,116	3,511	605
香川県	3,637	3,617	3,118	499
高松市	1,480	1,471	1,269	202
さぬき市	1,723	1,713	1,475	238
三木町	256	256	230	26
その他（県内市町）	178	177	144	33
県外	499	499	393	106
徳島市	140	140	100	40
鳴門市	138	138	136	2
阿波市	27	27	27	0
その他（県外市区町村）	194	194	130	64

市内流入状況

単位：人

	総数	15歳以上 総数	15歳以上 従業者	15歳以上 通学者
東かがわ市で就業・通学する者	15,089	13,584	13,006	578
自市で従業・通学	11,195	9,836	9,477	359
他市区町村から従業・通学	3,419	3,415	3,234	181
香川県	2,663	2,659	2,483	176
高松市	827	825	798	27
さぬき市	1,521	1,520	1,380	140
三木町	254	254	251	3
その他（県内市町）	61	60	54	6
県外	756	756	751	5
徳島市	76	76	76	0
鳴門市	211	211	209	2
阿波市	114	114	114	0
その他（県外）	355	355	352	3

※総数は「年齢不詳」、「従業地・通学地不詳」等を含むため、合計が一致しないことがあります。  
（出典）令和2年国勢調査

### (3) 産業

#### ①. 産業構造

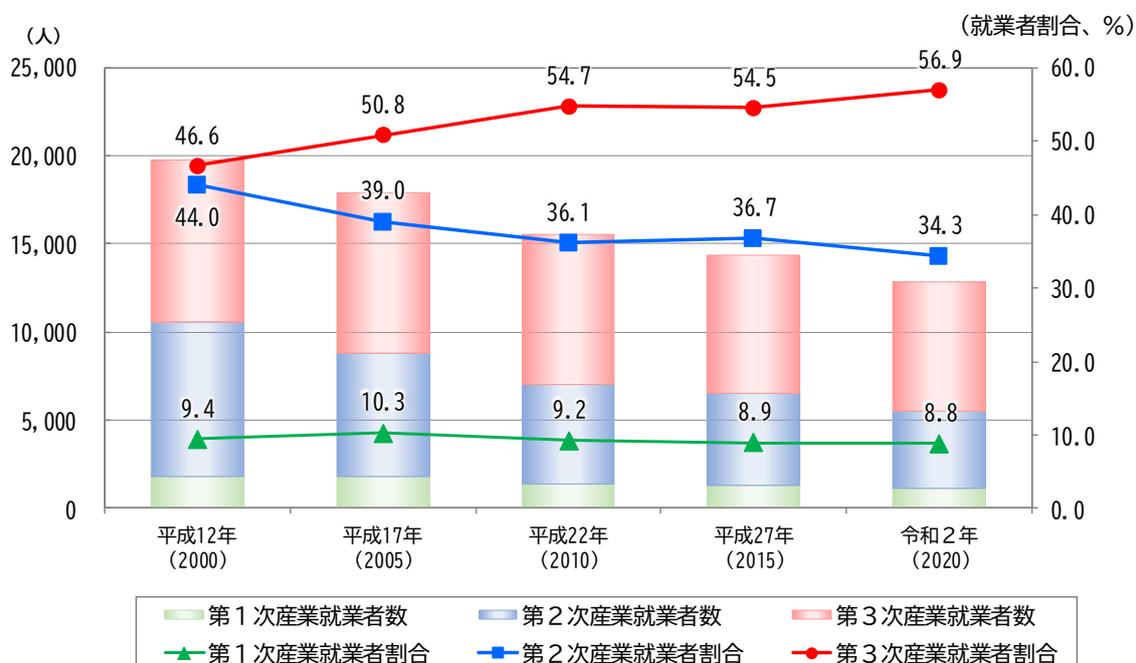
本市の就業者数は、減少傾向となっています。産業構造別にみると、第3次産業の就業者割合が増加傾向となっており、令和2年（2020年）には約6割を占めています。

図表 産業構造別就業者数の推移

単位：人、%

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
第1次産業就業者数	1,851	1,832	1,430	1,277	1,130
第2次産業就業者数	8,679	6,965	5,623	5,263	4,415
第3次産業就業者数	9,205	9,069	8,514	7,820	7,308
計	19,735	17,866	15,567	14,360	12,853
第1次産業就業者割合	9.4	10.3	9.2	8.9	8.8
第2次産業就業者割合	44.0	39.0	36.1	36.7	34.3
第3次産業就業者割合	46.6	50.8	54.7	54.5	56.9

注：就業者割合は、四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。  
各年の就業者総数は、産業分類不詳を含まない。



(出典) 国勢調査

## ②. 農業

市の農家戸数の推移をみると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）にかけて販売農家戸数<sup>3</sup>及び自給的農家戸数<sup>4</sup>ともに減少しています。

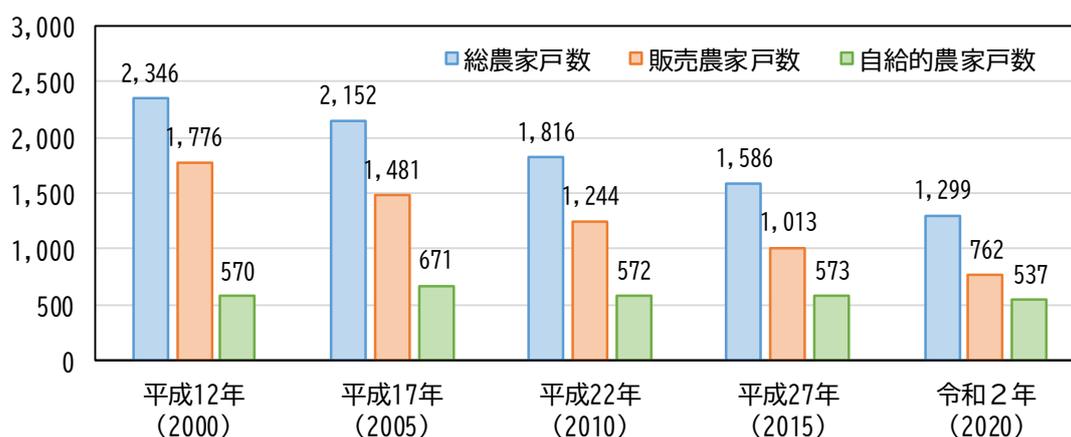
販売農家戸数と自給的農家戸数を合わせた総農家戸数は、令和2年（2020年）には1,299戸となっており、本市の総世帯数に占める総農家戸数の割合は、平成12年（2000年）の約18.1%から令和2年（2020年）には約10.9%まで減少しています。高齢化による農業の担い手不足などの影響が考えられます。

図表 総農家戸数の推移

単位：戸

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総農家戸数	2,346	2,152	1,816	1,586	1,299
販売農家戸数	1,776	1,481	1,244	1,013	762
自給的農家戸数	570	671	572	573	537
計	4,692	4,304	3,632	3,172	2,598

農家戸数（戸）



(出典) 農林業センサス

<sup>3</sup> 販売農家戸数は、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家の数です。

<sup>4</sup> 自給的農家戸数は、経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家の数です。

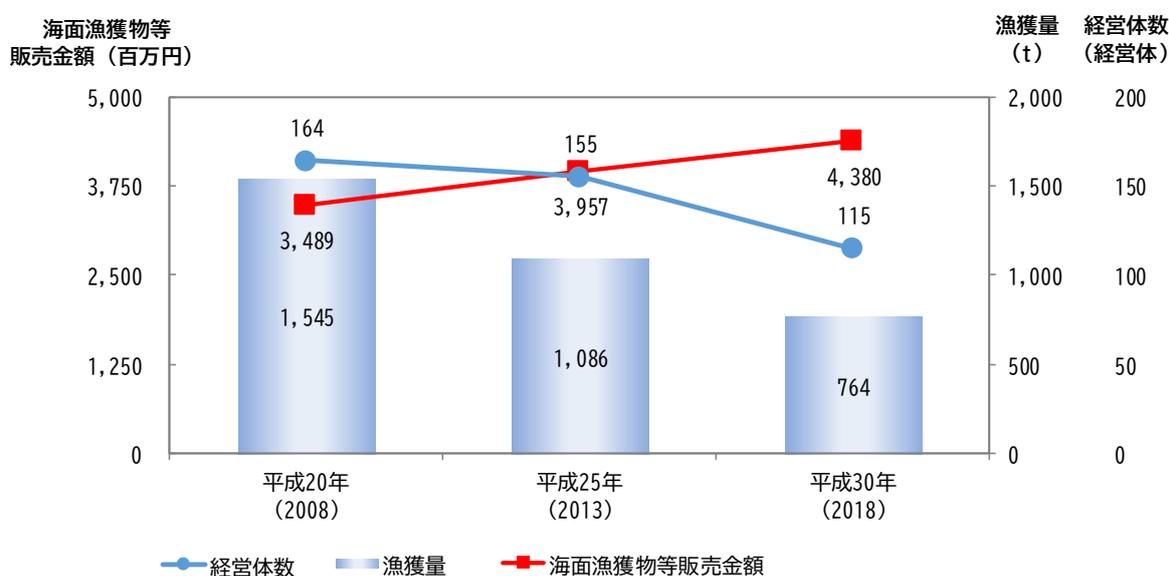
### ③. 漁業

本市の漁業は、ほとんどが個人経営であり、近年の水産資源の減少、産地間競争の激化などに伴い、経営体数は減少しています。漁業量についても、減少しています。

海面漁獲物等販売金額では、本市の引田地区の安戸池がハマチ養殖発祥の地であり、また、最近の「つくり育てる漁業」への取組強化、ひけた鰯などの地域ブランド化から、その販売金額は増加傾向にあります。

図表 経営対数・漁獲量・海面漁獲物等販売金額

項目	平成 20 年 (2008)	平成 25 年 (2013)	平成 30 年 (2018)
経営体数 (経営体)	164	155	115
漁獲量 (t)	1,545	1,086	764
海面漁獲物等販売金額 (百万円)	3,489	3,957	4,380



(出典) 漁業センサス、海面漁業生産統計調査 ※市町村別統計は平成 30 年で廃止

#### ④. 工業

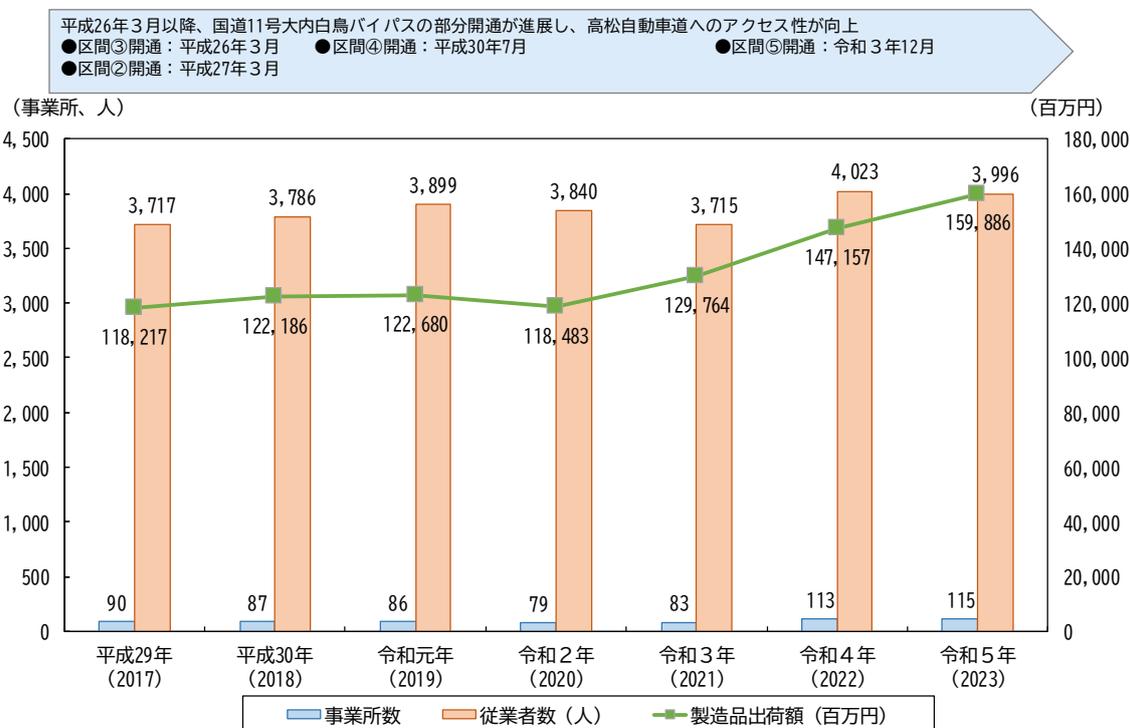
本市の工業は、東讃地区の代表的な伝統産業である手袋産業等の地場産業に加え、高松自動車道による四国4県の主要都市や関西方面へのアクセス性の高さを生かし、大内工業団地や西山工業団地など既成市街地周辺に近代産業を誘致しています。

工業の推移をみると、事業所数は令和2年（2020年）まではほぼ横ばいですが、令和4年（2022年）から増加に転じています。従業者数はほぼ横ばいです。製造品出荷額等は、令和2年（2020年）まではほぼ横ばいですが、令和3年（2021年）には増加に転じ、以降は増加傾向が続いています。

図表 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

項目	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
事業所数	90	87	86	79	83	113	115
従業者数(人)	3,717	3,786	3,899	3,840	3,715	4,023	3,996
製造品出荷額(百万円)	118,217	122,186	122,680	118,483	129,764	147,157	159,886

注：図表の年次は実績年を示し、数値は翌年実施の出典に示す各調査の結果による。



(出典) 平成29、30年、令和元、2年は工業統計調査、令和3年は経済センサス、令和4、5年は経済構造実態調査（製造業事業所調査）

## ⑤. 商業

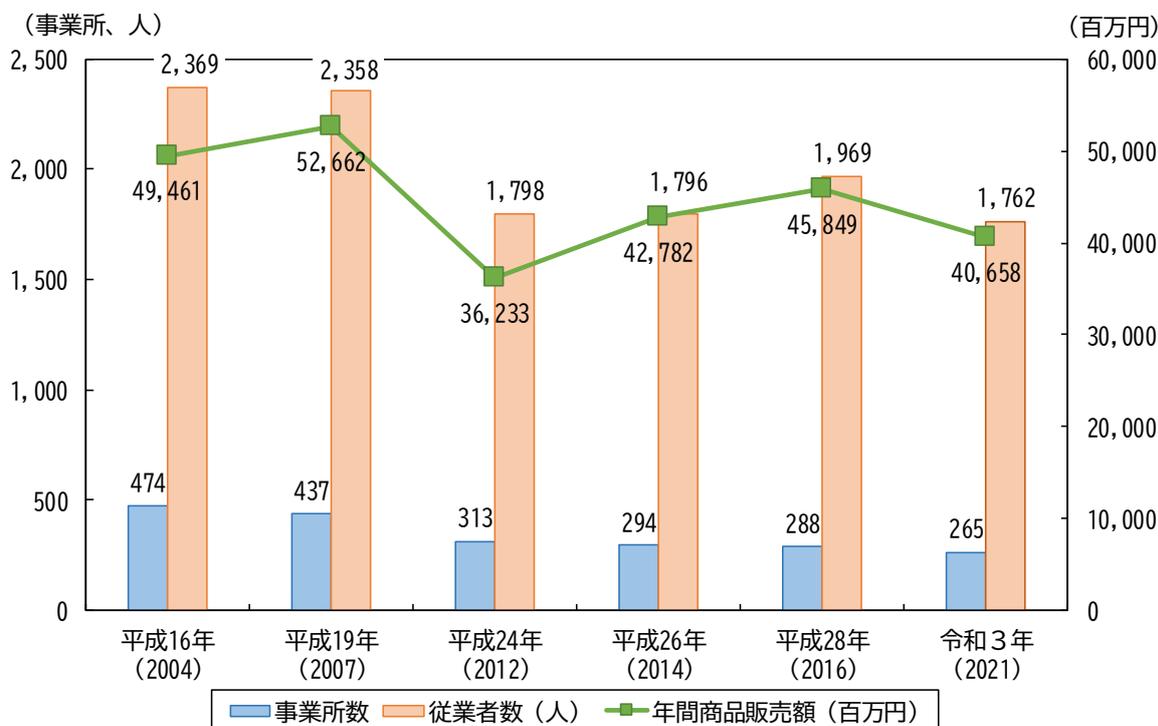
本市の商業は、従業員1～4人の零細企業が約7割を占めています。既成市街地の商店街には空き店舗が多くみられ、商業施設は国道11号大内白鳥バイパスからアクセスしやすい白鳥地区に移動しています。

商業の推移をみると、事業所数、従業者数は、ともに減少傾向にあり、令和3年(2021年)では事業所数が265事業所、従業者数は1,762人となっています。

また、年間商品販売額は、令和3年(2021年)が40,658百万円で、平成19年(2007年)と比べて約23%減少しています。

図表 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成24年 (2012)	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)	令和3年 (2021)
事業所数	474	437	313	294	288	265
従業者数(人)	2,369	2,358	1,798	1,796	1,969	1,762
年間商品販売額(百万円)	49,461	52,662	36,233	42,782	45,849	40,658



(出典) 平成16年、平成19年、平成26年は商業統計調査、平成24年、平成28年、令和3年は経済センサス、令和4年、令和5年は経済構造実態調査(全国・県のためのため、記載なし)、市政施行(平成15年)以前のデータなし

## (4) 土地・都市施設

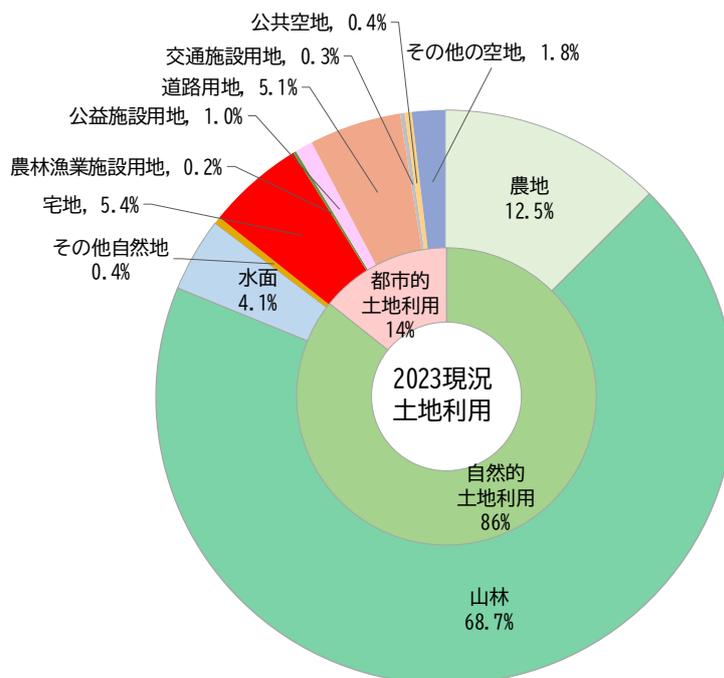
### ①. 土地利用状況

本市の主な土地利用は、山林（68.7%）、農地（12.5%）、宅地（5.4%）となっています。

また、土地利用の推移をみると、大内・白鳥・引田の中心部から都市計画区域内全体に都市的土地利用（建物用地）が拡散し、市街地の拡大が進展しています。

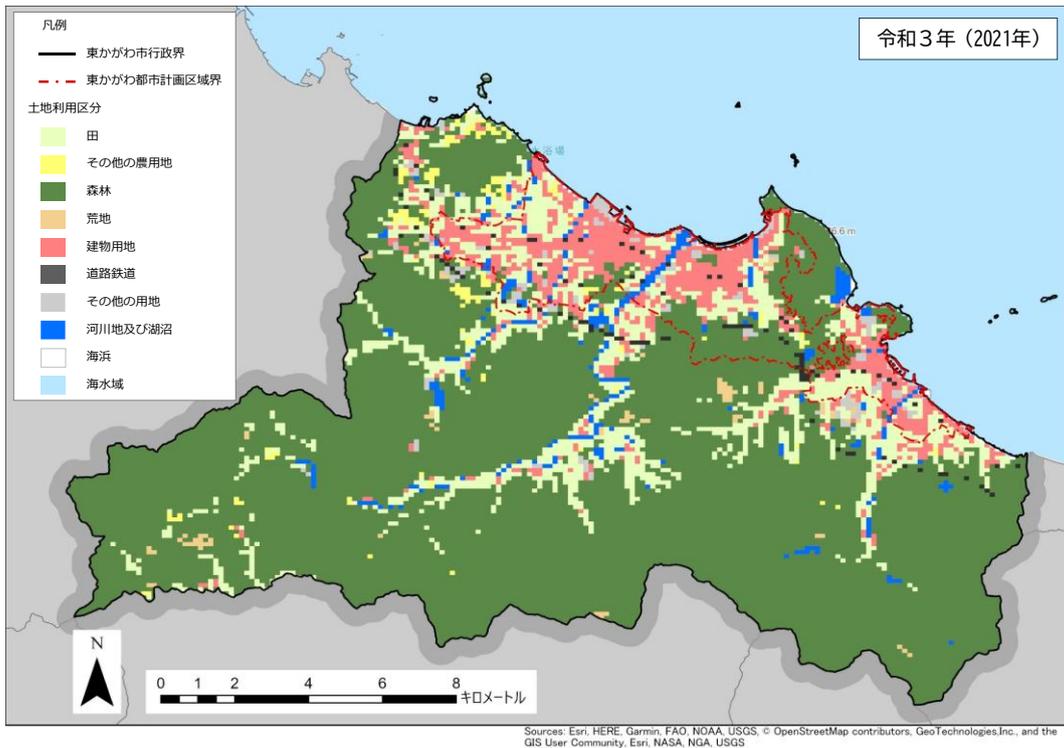
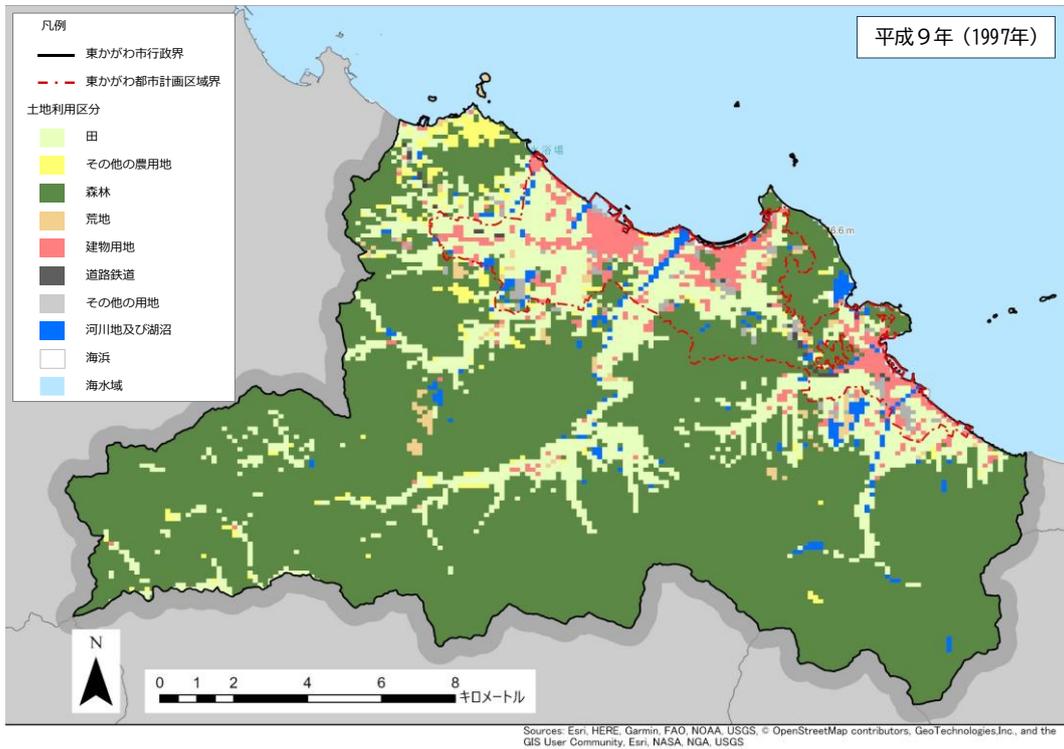
図表 土地利用面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
自然的土地利用	農地	1,908.15	12.5%
	山林	10,505.19	68.7%
	水面	634.10	4.1%
	その他自然地	61.30	0.4%
都市的土地利用	宅地	831.55	5.4%
	農林漁業施設用地	25.69	0.2%
	公益施設用地	152.42	1.0%
	道路用地	786.37	5.1%
	交通施設用地	38.93	0.3%
	公共空地	59.67	0.4%
	その他の空地	282.63	1.8%
合 計		15,286.00	100.0%



(出典) 香川県都市計画基礎調査、東かがわ市資料

図表 土地利用の推移

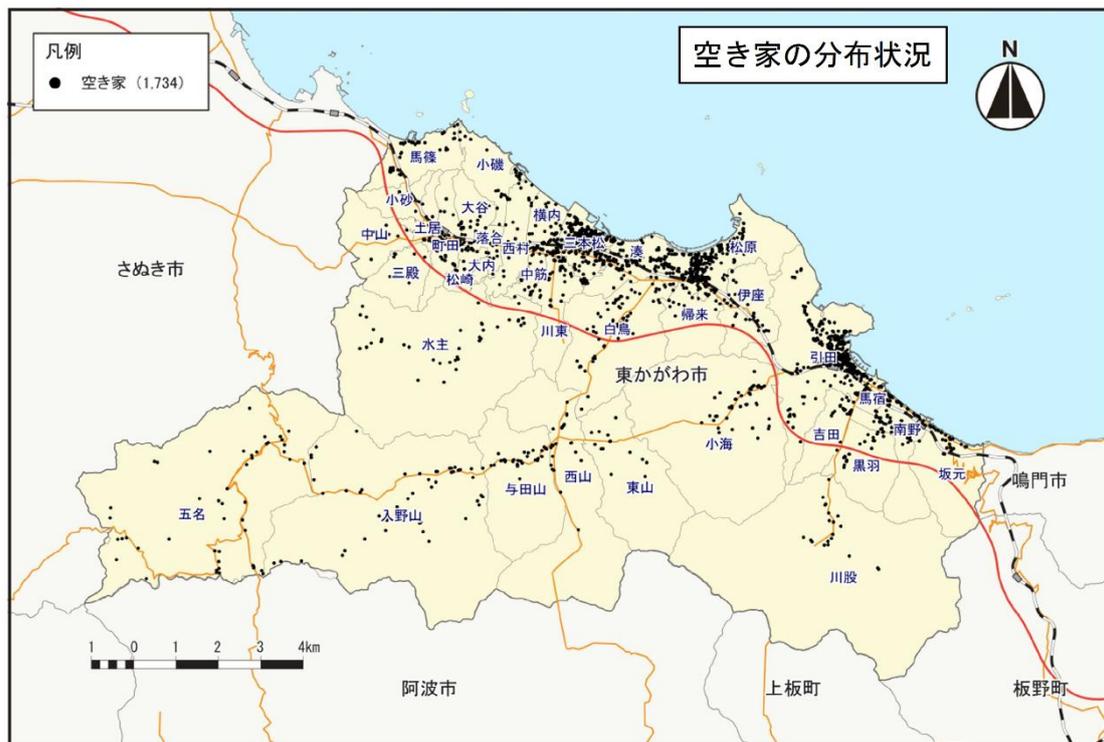
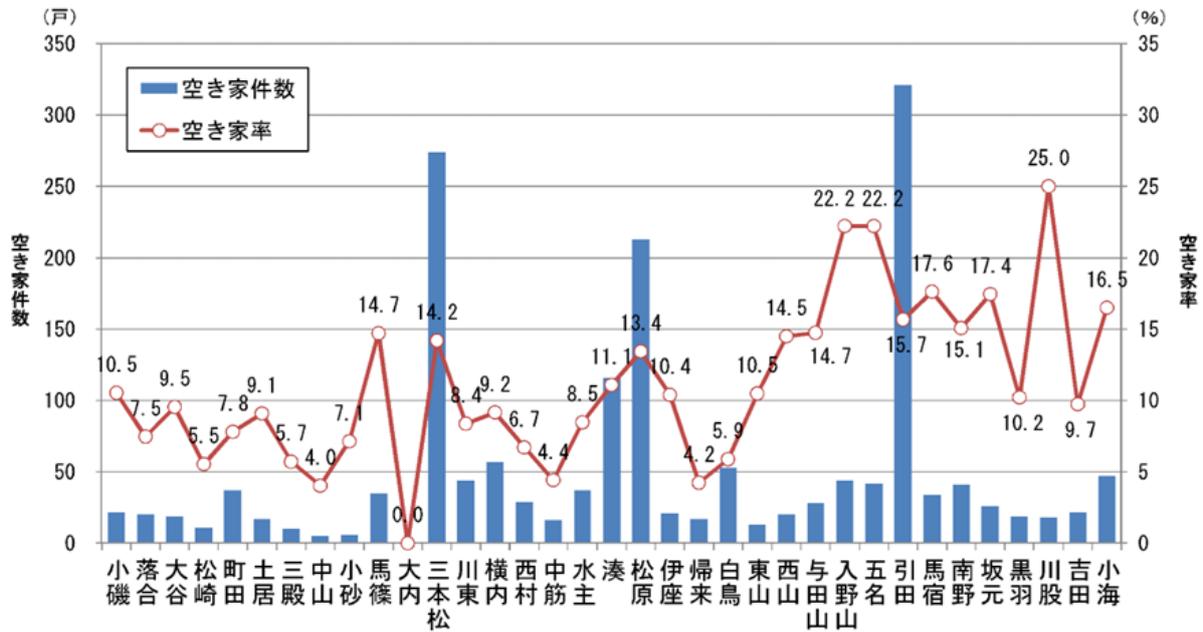


(出典) 国土数値情報ダウンロードサービス「土地利用細分メッシュ」より作成

## ②. 空き家

空き家実態調査（令和3年度（2021年度））に基づく空き家数は1,734戸で、空き家率は住宅総数（14,886戸）を母数とした場合、11.6%となっています。

図表 大字別空き家件数、空き家率



(出典) 東かがわ市空き家等対策計画（令和4年3月改定）

### ③. 道路

本市の市道は、道路延長約 314 km、橋りょう数 285 橋となっています。

都市計画道路は、4 路線が計画決定されており、総計画延長 13,870m となっています。

図表 道路及び橋りょう

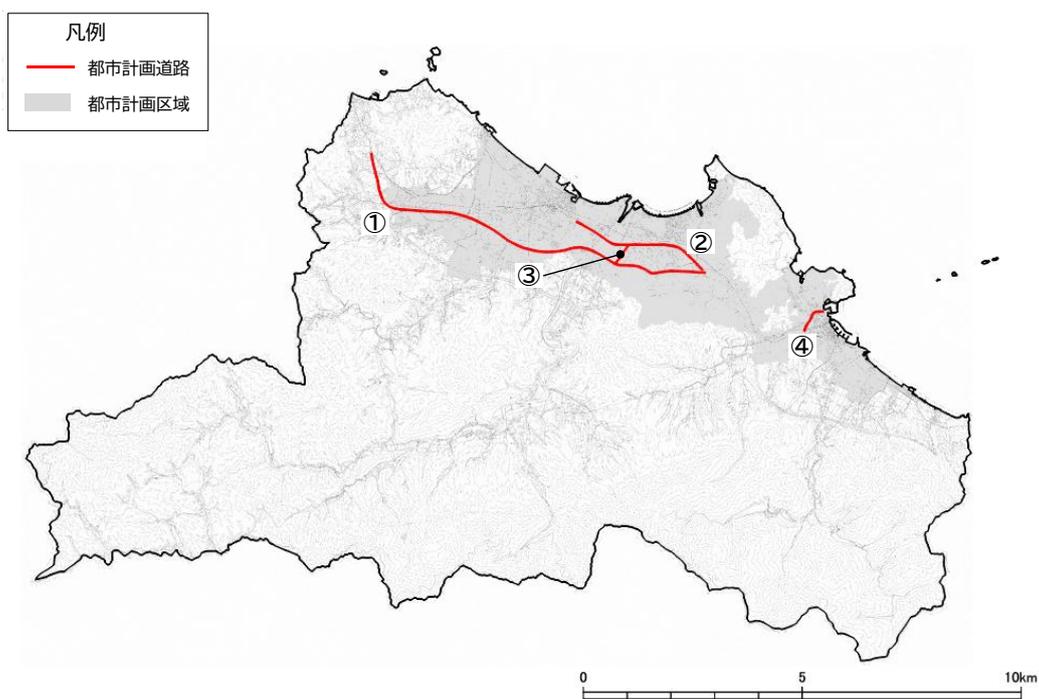
区分	道路延長 (km)	橋りょう数
市道	313.654	285 橋

(出典) 香川県東かがわ市概要 (令和7年版 2025)

図表 都市計画道路

番号	路線名	車線数	代表幅員	延長
①	大内白鳥バイパス線	4(2)	29m(23.5m, 17m)	9,200m
②	白鳥中央線	—	16m	3,280m
③	白鳥国道連絡線	2	12m	550m
④	引田臨港線	2	8m	840m
計	4 路線			13,870m

※国道又は県道を含む



(出典) 香川県都市計画基礎調査

#### ④. 土地利用

本市は、東かがわ都市計画区域（2,110ha）が指定されており、都市計画区域内に、用途地域<sup>5</sup>、準防火地域、臨港地区の指定を行っています。

図表 東かがわ都市計画区域の規模

根拠法	分類			面積(ha)
都市計画法	都市計画区域			2,110
	地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	5
			第二種中高層住居専用地域	45
			第一種住居地域	53
			近隣商業地域	18
			商業地域	5
			準工業地域	50
			その他地域地区	準防火地域
		臨港地区	14.7	

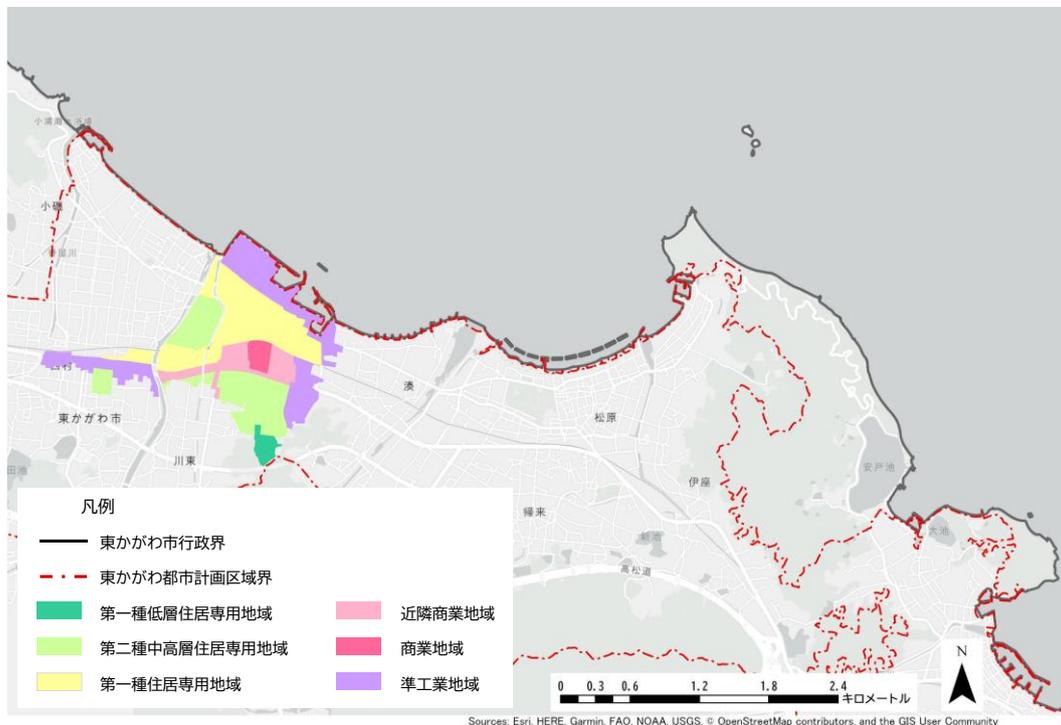
図表 法適用状況一覧

根拠法	分類	面積(ha)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	10,913
	農用地区域	3,200
森林法	森林地域	10,759
	国有林	1,889
	地域森林計画対象民有林	8,870
	保安林	4,594
自然公園法	自然公園地域	448
	特別地域	5
自然環境保全法	自然保全地域	5
	特別地区	5
急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	4
	土砂災害特別警戒区域	220
砂防法	砂防指定地	265

(出典) 香川県都市計画基礎調査

<sup>5</sup> 用途地域は、都市計画区域内の建築物などが無秩序に混在することを防ぐため、住居・商業・工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。都市計画法により、市街地を13種類の地域類型に分けて指定します。また、用途地域ごとに適用する建築物の容積率、建ぺい率などを定めます。

図表 用途地域

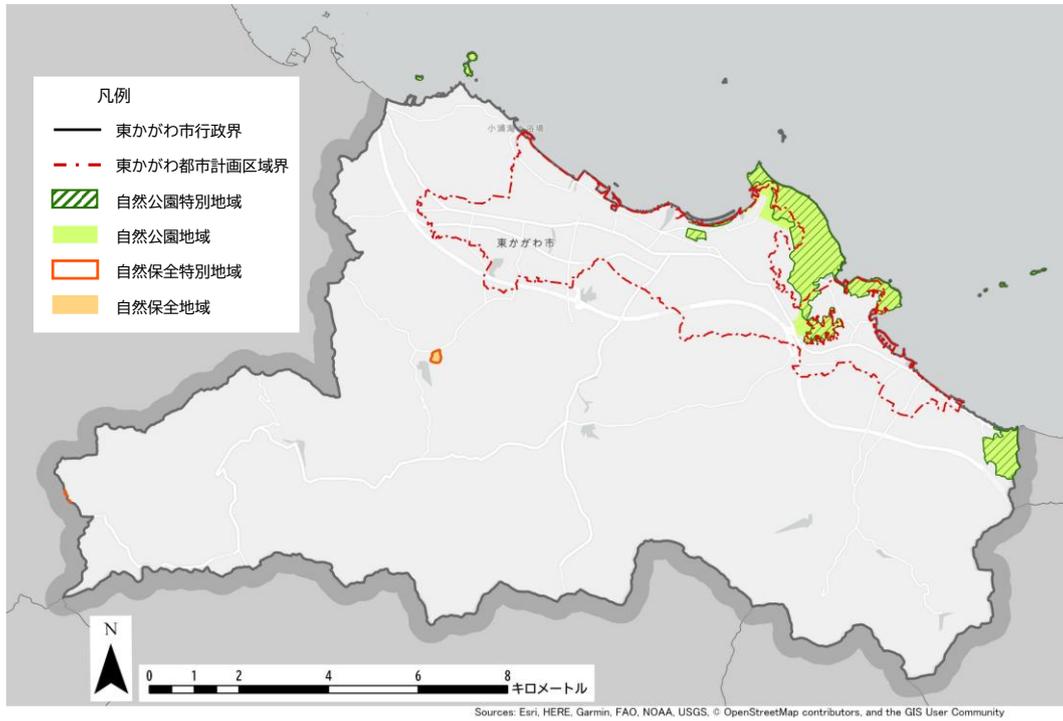


図表 その他地域地区（臨港地区、準防火地域）

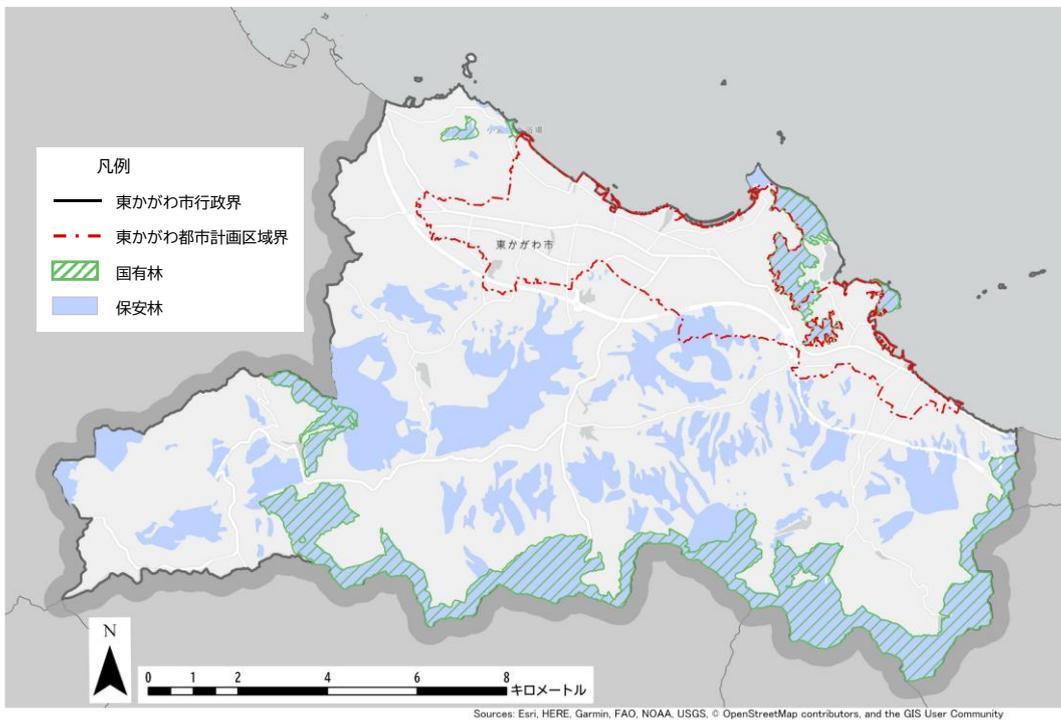


(出典) 香川県都市計画基礎調査

図表 自然公園地域、自然保全地域



図表 国有林、保安林



(出典) 香川県都市計画基礎調査

## (5) 災害

### ①. 洪水、土砂災害

近年、局地的な集中豪雨による土砂災害や浸水害など、これまでの想定を超える自然災害が発生しています。

本市では、警戒避難体制の整備等を要する区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されています。

また、湊川水系をはじめ、中川などの小規模河川を含めて市内の各県管理河川に洪水浸水想定区域が指定されています。

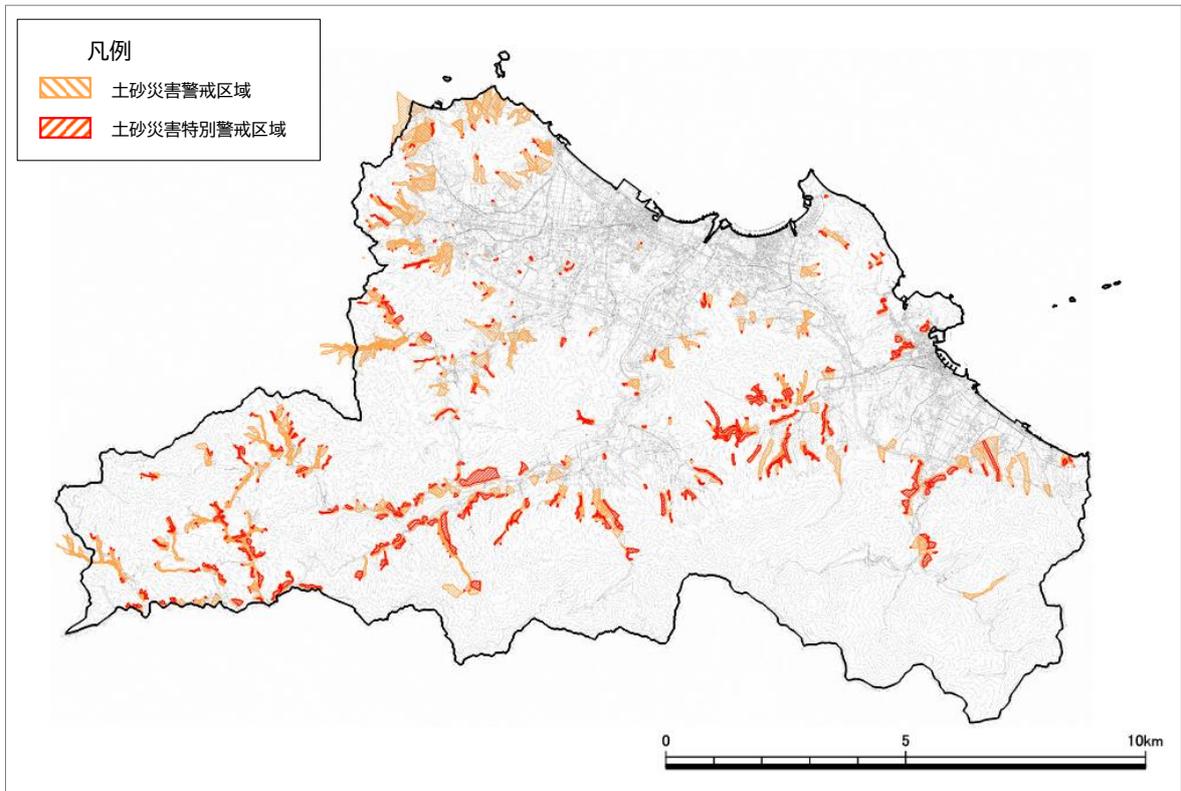
このため、台風や集中豪雨による土砂災害や洪水等の発生が懸念されています。



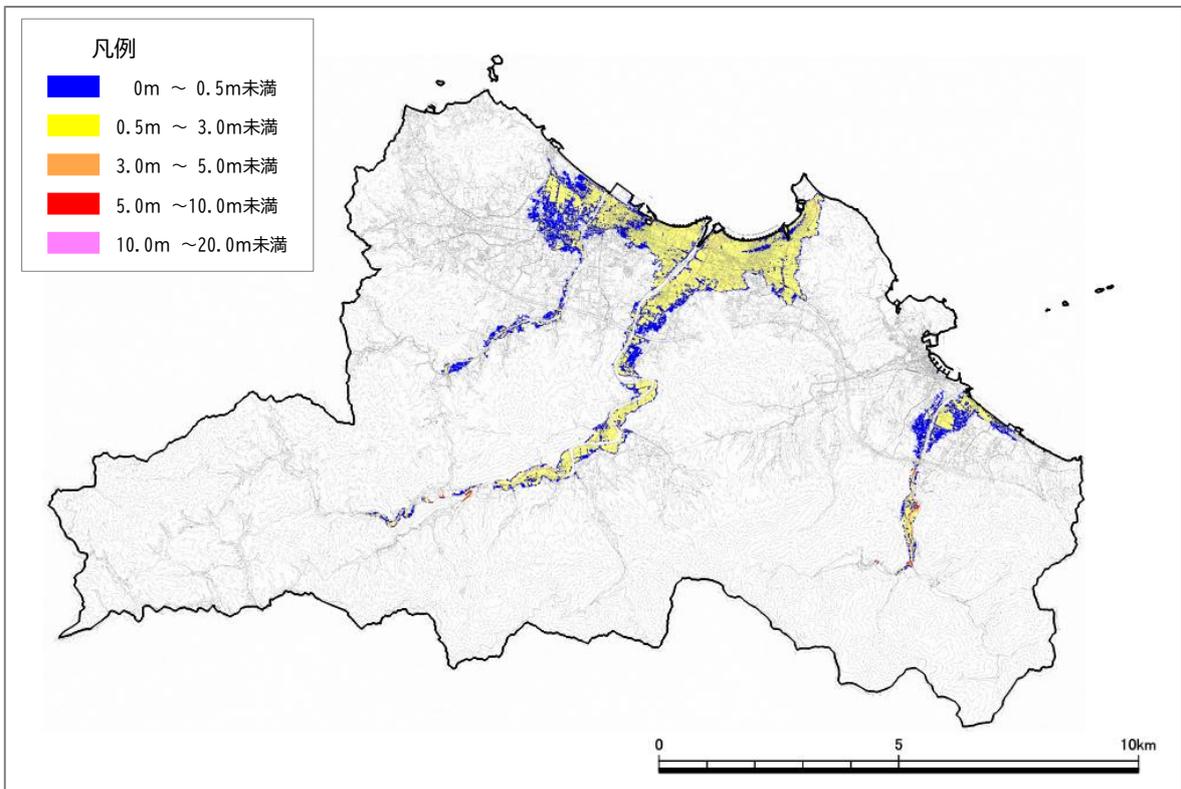
右上：平成 16 年（2004 年）水主コミュニティセンターの被災現場

左下：平成 16 年（2004 年）湊川の被災現場

図表 土砂災害警戒区域等図



図表 浸水想定区域図（洪水想定最大）



(出典) 香川県都市計画基礎調査

## ②. 津波浸水想定区域

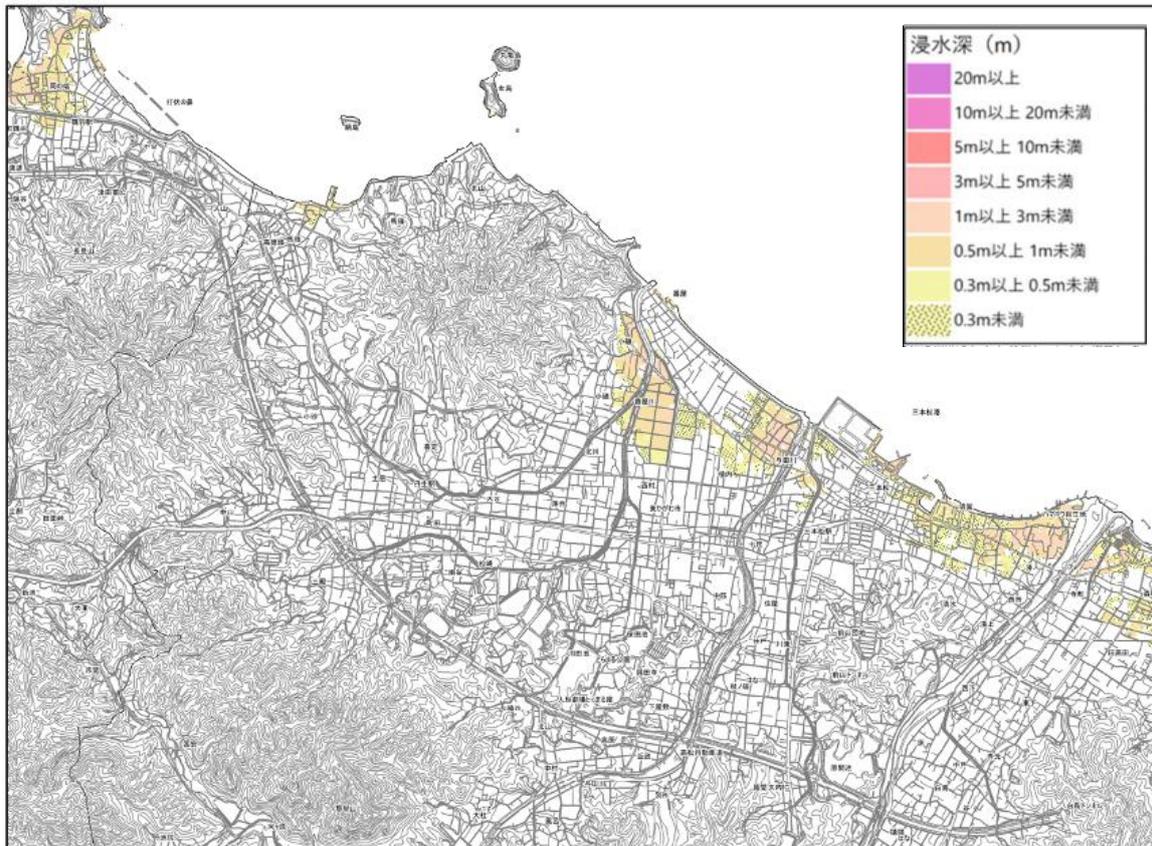
本市では、南海トラフ地震により津波浸水が発生すると予想されています。

南海トラフの最大クラスの津波の場合、浸水面積は430haとなっており、浸水深別にみると「津波浸水深2.0m未満」で402ha、「浸水深2.0m以上」で27haとなっています。

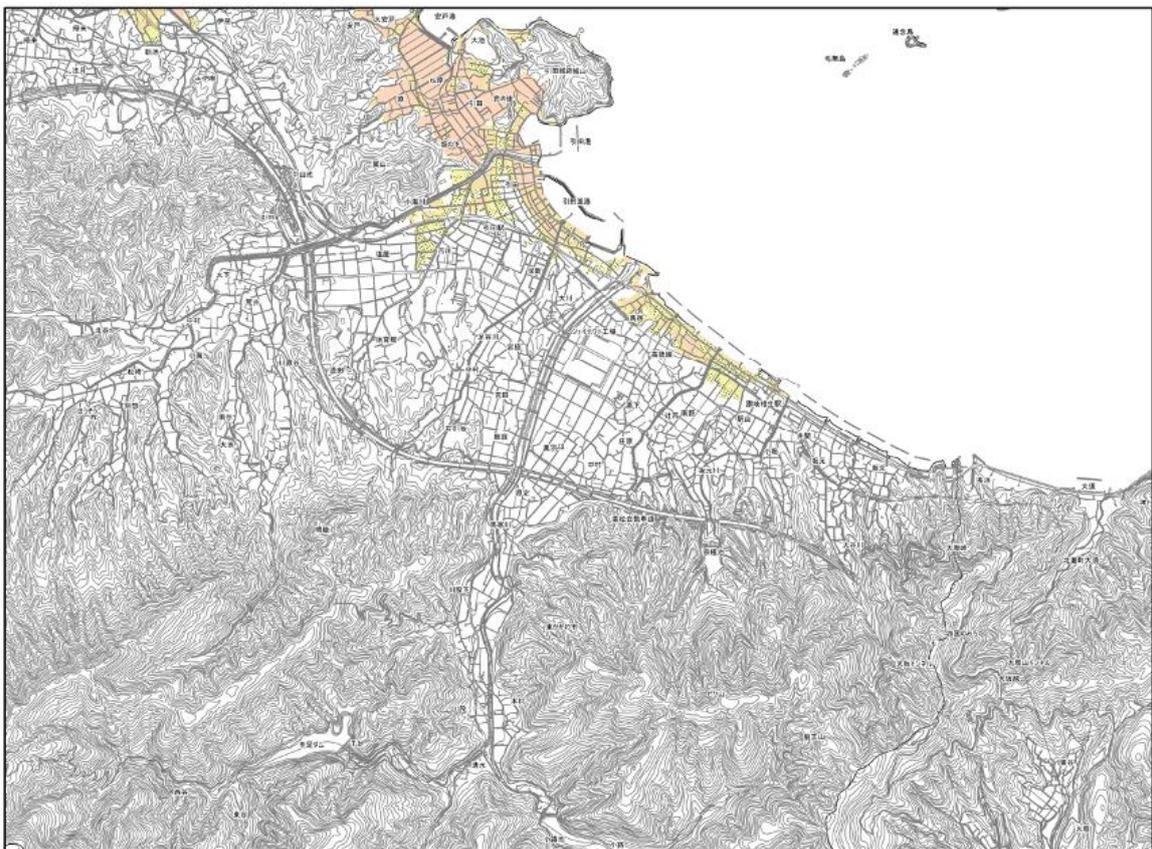
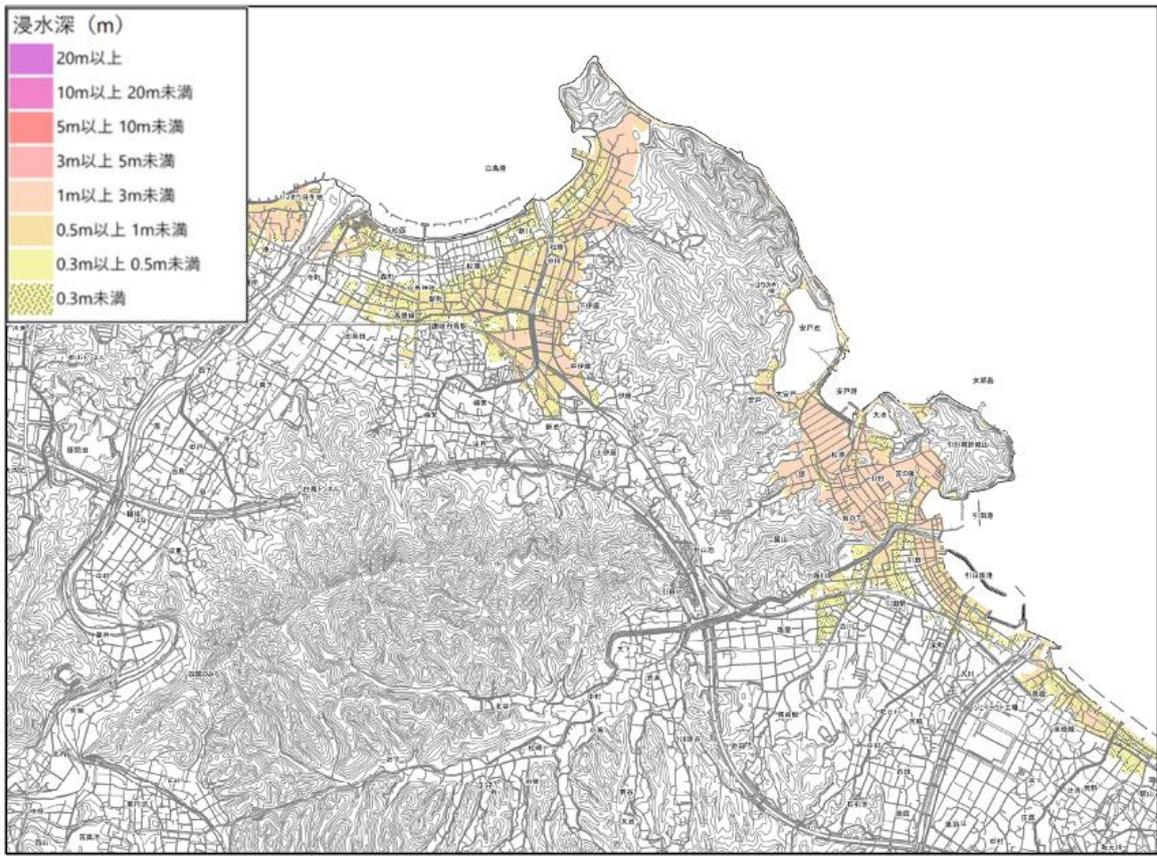
図表 浸水深別浸水面積

市町名	最大クラス（浸水深別浸水面積：ha）						計
	0.01～ 0.3m	0.3～ 1.0m	1.0～ 2.0m	2.0～ 3.0m	3.0～ 4.0m	4.0～ 5.0m	
東かがわ市	104	195	103	27	0	0	430

（出典）香川県地震・津波被害想定



（出典）香川県地震・津波被害想定



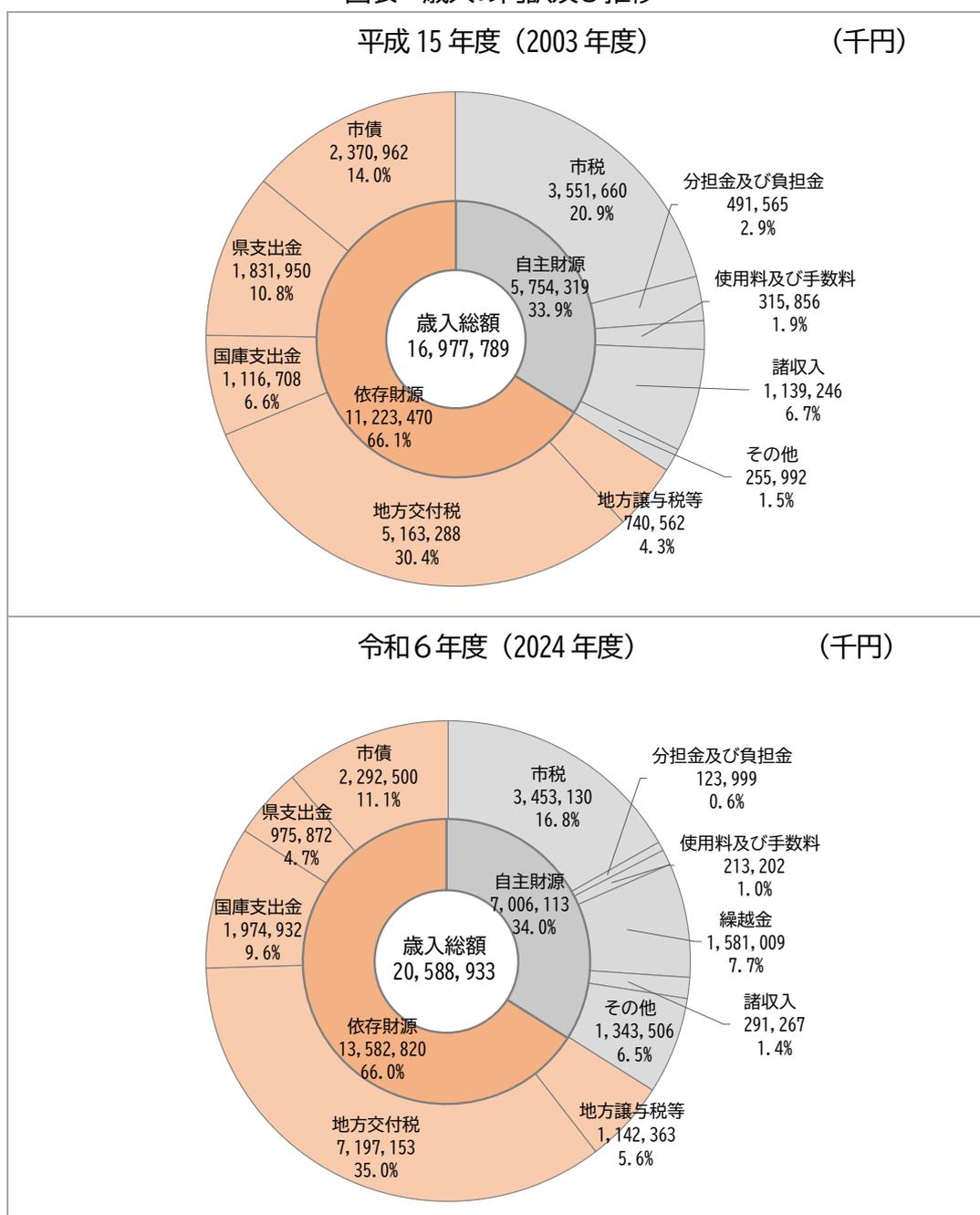
(出典) 香川県地震・津波被害想定

## (6) 財政状況

### ①. 歳入

本市の令和6年度（2024年度）の歳入総額は、約205億9千万円で、平成15年度（2003年度）と比べて増加していますが、歳入の根幹となる市税は約34億5千万円、歳入全体に占める割合は16.8%であり、市税等自主財源は十分とは言えず、地方交付税や国・県支出金、地方債で補っている状況です。

図表 歳入の内訳及び推移

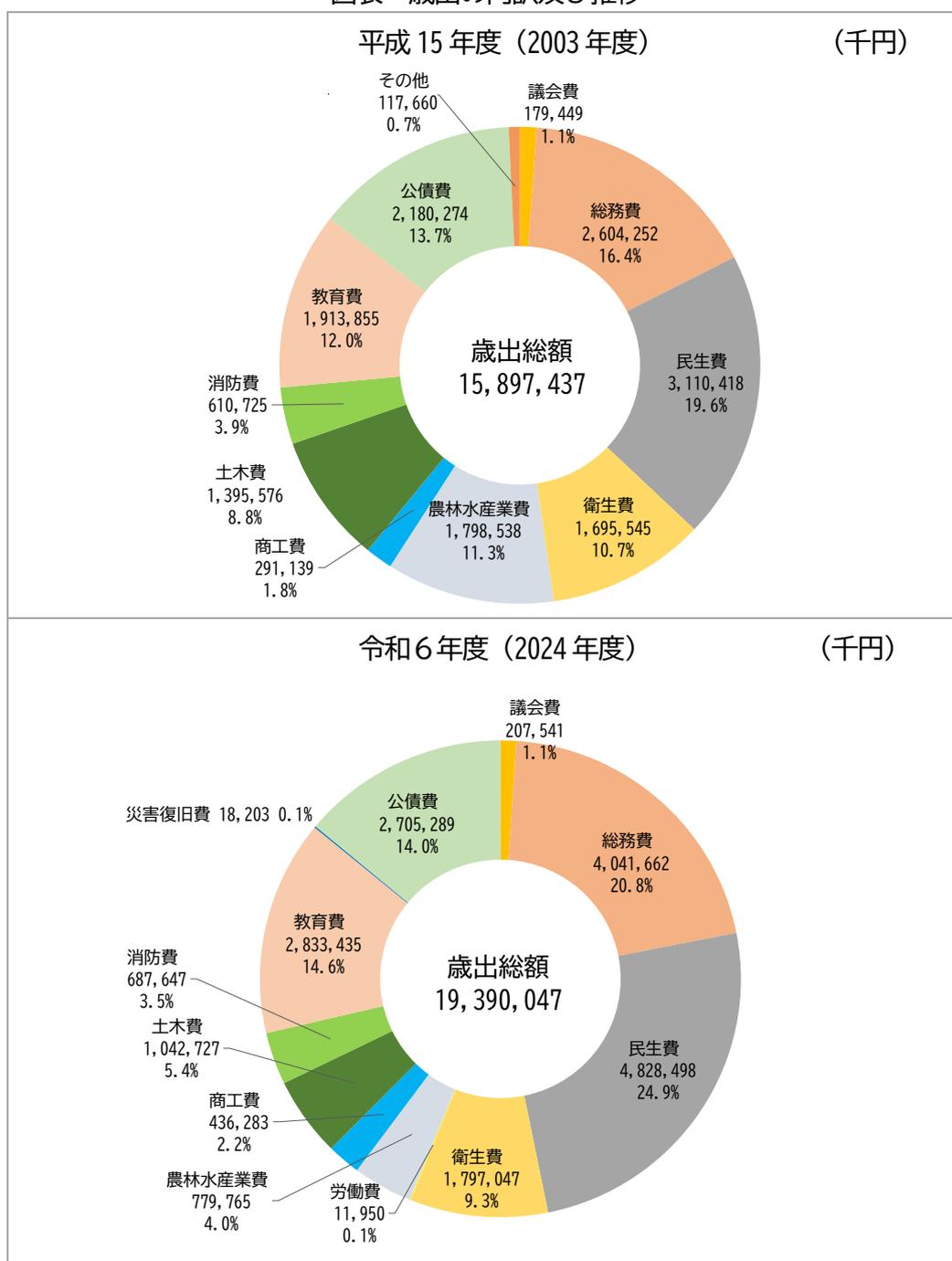


(出典) 決算書数値

## ②. 歳出

本市の令和6年度（2024年度）の歳出総額は、約193億9千万円で、平成15年度（2003年度）と比べて増加しています。特に、総務費、民生費が増加しており、今後は高齢化の進行に伴い、更なる民生費の増加が懸念されます。また、まちづくりに資する土木費は減少しており、防災への対応や公共施設等の維持更新への対応に要する費用の捻出が懸念されます。

図表 歳出の内訳及び推移



(出典) 決算書数値

## 1.2. 上位計画関連等

### (1) 東かがわ都市計画区域マスタープラン

名 称	東かがわ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東かがわ都市計画区域マスタープラン）（令和3年5月 香川県）		
計画期間	区分	項目	年次
	目標年	「区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」 「主要な施設の整備目標」 「市街地整備の目標」	おおむね 10 年後
		「都市づくりの目標」 「主要な都市計画の決定の方針」	おおむね 20 年後
基本理念	徳島・関西からの玄関口として、まちの個性と物産・交流機能の再生を目指す		
都市づくりの方針	<p>方針1 集約型都市構造の実現を目指した持続可能な都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえた集約型都市構造<sup>6</sup>を実現</li> <li>■土地利用規制や誘導により、市街地の拡大・拡散を防止し、コンパクトな都市を形成</li> <li>■地域の実情に応じた都市基盤施設の集積を誘導</li> <li>■既存ストック<sup>7</sup>の有効活用による維持更新コストの低減</li> <li>■公共交通を主とし、集約拠点間や都市圏域内を結ぶ交通ネットワークを形成</li> <li>■民間活力の活用やストックマネジメント（既存施設の効率的運用）の考え方による効率的な都市経営</li> <li>■SDGs（持続可能な開発目標）の実現などの持続可能な都市づくり</li> </ul> <p>方針2 安全・安心で住み続けられる快適な都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティ<sup>8</sup>の維持</li> <li>■誰もが移動しやすい交通環境の整備</li> <li>■ハード・ソフトの両面から防災・減災・国土強靱化の取組を推進</li> </ul> <p>方針3 地域の個性を活かした賑わいのある都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出</li> <li>■地域特有の歴史文化や景観などを活用し、地域の魅力を向上させることにより、地域振興や定住化を促進</li> </ul>		

<sup>6</sup> 集約型都市構造は、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい様々な都市機能が集積した都市構造を意味します。

集約型都市構造の実現には、商業・業務・文化などの様々な機能を拠点に集約させるとともに、これらの拠点間を、公共交通機関を主としたネットワークにより、有機的に連携したまちづくりを推進します。

<sup>7</sup> 既存ストックは、道路や公園、下水道等の都市施設、公共公益施設、商業や工業、住宅等の各種施設、自然環境や伝統文化等の地域内に今ある資源のことです。

<sup>8</sup> コミュニティは、人々が共通の目標や風俗等により、相互に深く結びついている集まりや組織のことです。

都市づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■官民が連携し地域の魅力を発信するエリアマネジメント（民間主体の地域経営）や観光まちづくりの推進</li> </ul> <p>方針4 環境と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動におけるエネルギー消費の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進</li> <li>■公共施設の緑化やグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用した地域づくり）の活用など自然と共生する都市づくりを推進</li> </ul> <p>方針5 多様な主体の連携による都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■住民が主体的に都市づくりに参画できる仕組みづくりを推進</li> <li>■都市を支える企業、団体、NPOなど、多様な組織の連携による都市づくりが、円滑に進む仕組みづくりを推進</li> <li>■官民が連携し多様な主体の取組の支援を促進し、人材の活躍を推進</li> <li>■人がつながり関係人口を創出・拡大する地域の実現</li> </ul>
都市づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成</li> <li>■地域の素材を活かした、にぎわいの創出</li> <li>■地域に育まれた資源の次世代への継承</li> <li>■安全・安心で快適な都市の形成</li> <li>■多様な主体の連携によるまちづくり</li> </ul>

## (2) 東かがわ市基本構想

名称	東かがわ市基本構想（令和5年9月）
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）まで
将来像	つながる未来を ともに創るまち 東かがわ
基本的理念	<p>つながる【東かがわ なら つながる】</p> <p>ともに【東かがわ なら ともに】</p> <p>つづく【東かがわ なら つづく】</p>
まちづくりビジョン	<p>《ビジョン1》ひとやしごとのつながりがまちをともに創る</p> <p>《ビジョン2》安全・安心がつながる</p> <p>《ビジョン3》地域のにぎわいがつづく</p> <p>《ビジョン4》こどもたちの未来につながる</p> <p>《ビジョン5》新たな活力とともに未来につづく</p>

### (3) 東かがわ市総合戦略

名 称	東かがわ市総合戦略(令和7年3月)
計画期間	令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年
東かがわ市 基本構想との 関 連 性	基本構想には本市の目指すべき将来像を示し、施策は個別の法令などに基づいて策定される各分野の基本計画により具体化され、実施計画によって実行されます。総合戦略は、人口減少対策と地域活性化策の基本的方向、具体的施策を示すものです。
基本的な 方向性	<p>【ビジョン1】ひとやしごとのつながりがまちをともに創る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ うちからもそとからも愛される</li> <li>➢ ふるさに愛着を抱く</li> <li>➢ 地場産業の振興</li> <li>➢ 市内経済の活性化</li> </ul> <p>【ビジョン2】安全・安心がつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域でともに支え合う</li> <li>➢ 安全・安心の意識を深め合う</li> <li>➢ 地域防災・地域福祉の充実</li> </ul> <p>【ビジョン3】地域のにぎわいがつづく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域課題を地域で解決</li> <li>➢ 世代間交流を推進</li> <li>➢ 魅力・情報の発信による開かれた地域</li> </ul> <p>【ビジョン4】こどもたちの未来につながる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 安心して産み育てられる環境・地域づくり</li> <li>➢ こどもたちが主体的に学ぶ機会の創出</li> <li>➢ こどもへの関わりを通じた地域内交流を推進</li> </ul> <p>【ビジョン5】新たな活力とともに未来につづく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 官民連携により社会的課題を解決</li> <li>➢ 新たな活力の創出</li> <li>➢ デジタル化の推進</li> </ul>

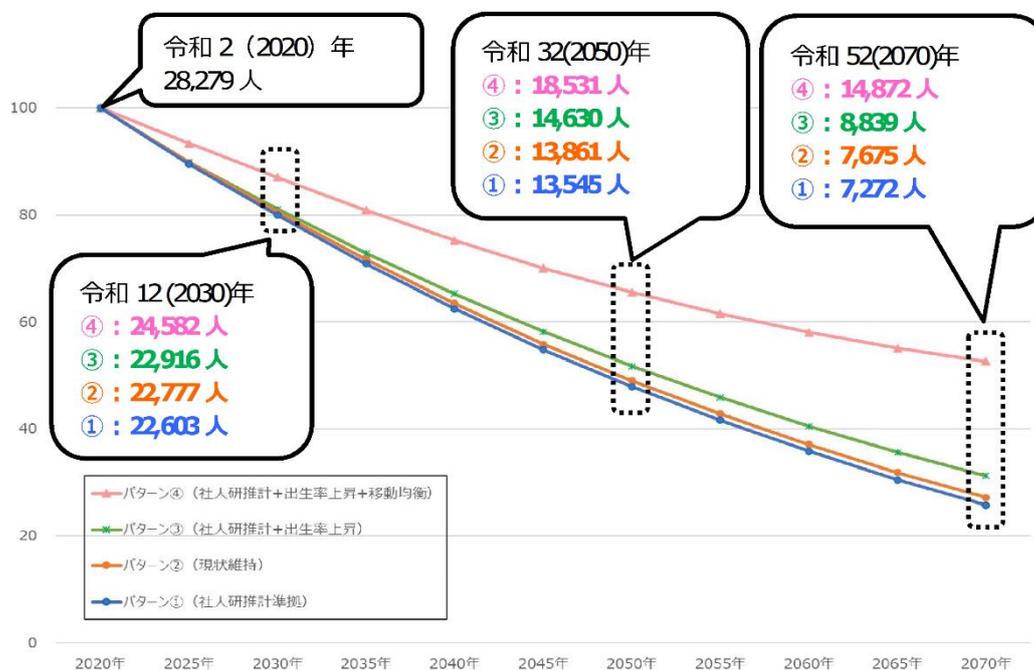
#### (4) 東かがわ市人口ビジョン

名 称	東かがわ市人口ビジョン（令和7年3月）
対象期間	令和32年（2050年）、一部の推計は令和52年（2070年）

#### 人口ビジョンまとめ

本市の人口は、昭和40年（1965年）以降減少傾向にあり、令和2年（2020年）の総人口は28,279人でした。社人研の推計によると、令和32年（2050年）には、1万4千人程度になると予測されます。

図表 11 将来人口の推計（本市全体） 令和2（2020）年を100とした指数



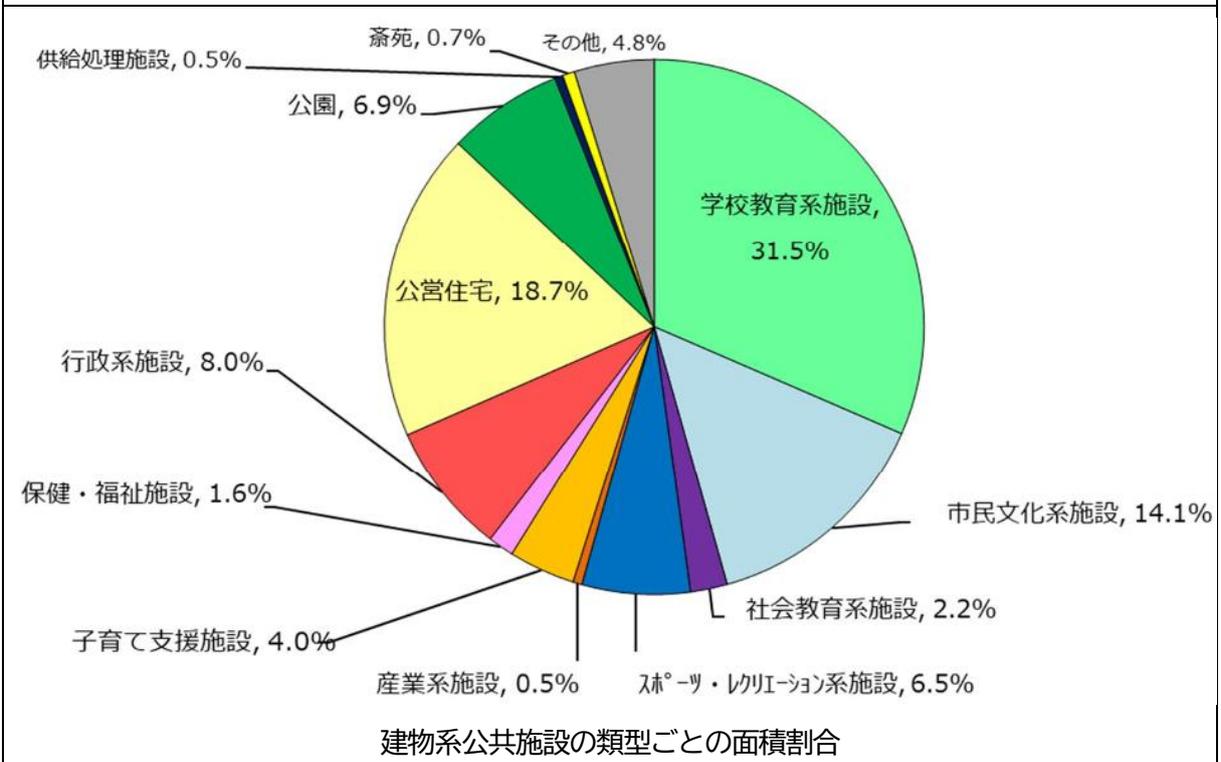
出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

本市の強み・良さをいかしつつ、生活利便性を高める施策や地域の就職、雇用環境を改善することが、市内での生活満足度を高め、自然減と社会減の抑制に寄与すると考えられます。

## (5) 東かがわ市公共施設等総合管理計画

名 称	東かがわ市公共施設等総合管理計画【第2期】(令和8年3月策定)
計画期間	令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間
基本方針	【1】 将来を見据えた施設総量及び配置の適正化 【2】 市民ニーズに即した品質の適正確保 【3】 ライフサイクルコストを踏まえたコストの適正化

本計画は、建物系公共施設、土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設の将来の更新費用や方針を明らかにし、将来の財政運営を行ううえでの検討課題を把握することを目的に策定しました。これらの課題に対して、施設等の適正配置や適正管理を行い、財政負担を軽減し、効率的なまちづくりを推進していく必要があります。



## (6) 東かがわ市地域公共交通計画

名 称	東かがわ市地域公共交通計画（令和8年）
計画期間	令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間
基本理念	地域でつなぎ みんなで支え続ける公共交通
基本方針 目標	基本方針 みんな支え・共に創る持続可能な公共交通ネットワークの構築 目標1 市民や来訪者の移動を支える公共交通の維持・活性化 目標2 誰もが利用しやすい公共交通網及び環境の整備 目標3 公共交通を活用する意識の醸成と関係者間の連携強化

## (7) 第2期瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン

名 称	第2期瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（令和7年3月改訂版）
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間
圏域の目指すべき将来像	しま、まち、さつながり 未来に躍動する 瀬戸・高松交流圏域
第2期瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 <sup>9</sup> ビジョン策定における圏域づくりの方向性	
選ばれる圏域づくり	誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える圏域を形成し、「関係人口・交流人口」の拡大に繋がる、魅力のある選ばれる圏域を目指す。
持続可能な圏域づくり	人口減少、少子・超高齢社会においても、圏域が活力を維持していくために、圏域内の全ての住民の本圏域への誇りと愛着（シビックプライド <sup>*10</sup> ）の醸成を図りながら、より一層の連携を強化することで、一定の圏域人口や活力ある社会経済を維持し、圏域住民が暮らしやすいと思える圏域を目指す。

<sup>9</sup> 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏は、香川県の高松市・さぬき市・東かがわ市・土庄町・小豆島町・直島町及び綾川町の3市5町が形成する都市圏域で、人口減少・少子超高齢社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、近隣の市町と連携し、各種の取組を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としています。

<sup>10</sup> シビックプライドは、都市に対する市民の誇りを意味します。地域に対する愛着を示す「郷土愛」とは異なり、地域の持続的な発展の当事者として、「郷土をより良い場所にするために自分自身が関わっている」という自負心や貢献しようとする心情を含むことが特徴です。

### 1.3. 市民の意向

本計画の策定にあたり、市民のまちづくりに関する意見・要望を把握し、計画づくりに反映することを目的として、「東かがわ市都市計画マスタープラン策定に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

アンケート調査は、令和7年（2025年）3月に満16歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象に実施しました。郵送法及びWeb調査で、有効回収数は857票、回収率42.9%となっています。調査結果の概要は以下のとおりです。

#### (1) まちづくりの取組に対する評価と期待

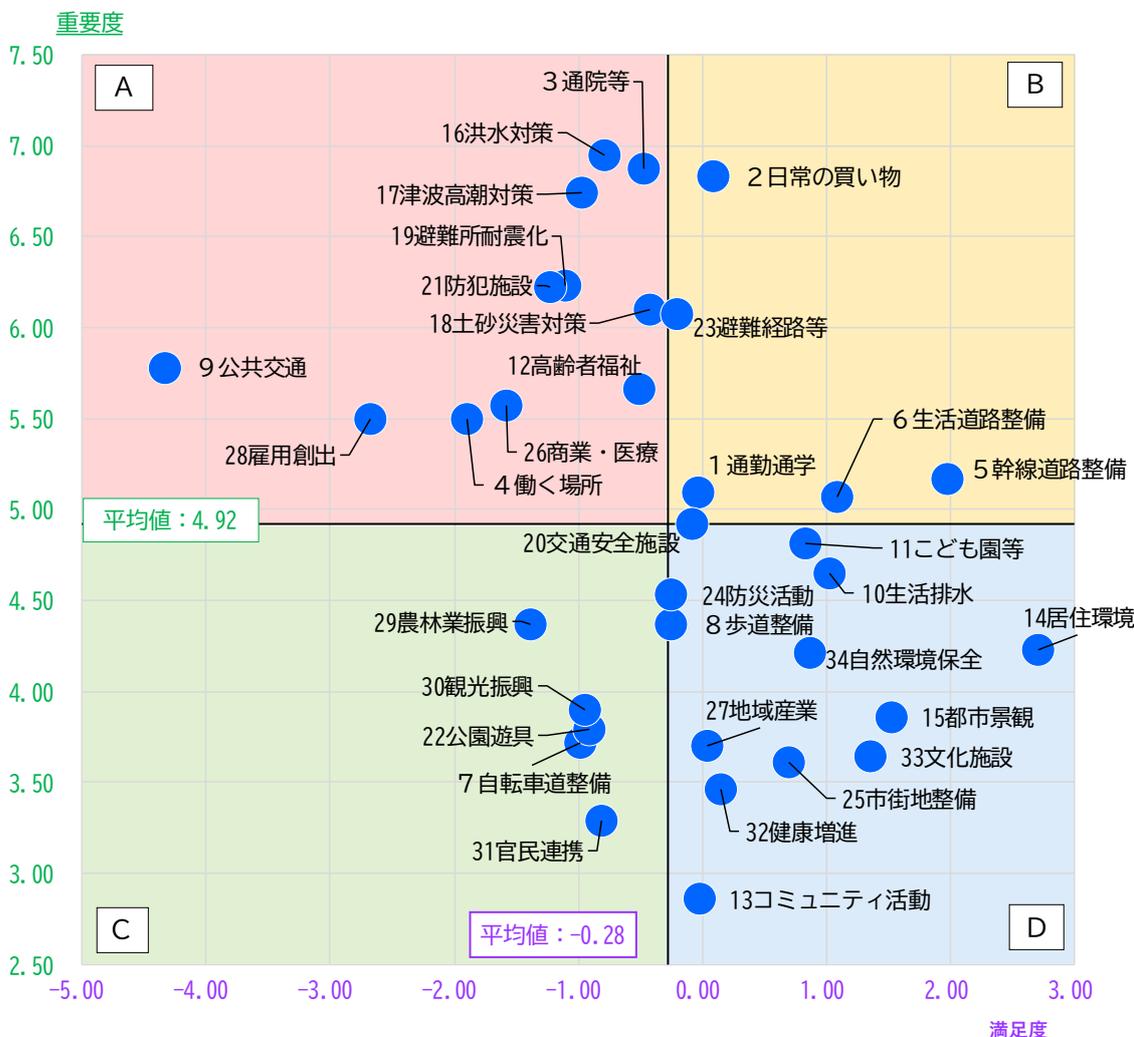
これまで本市が進めているまちづくりの取組のうち、「A.暮らしやすさ」、「B.安全・安心」、「C.地域のにぎわい」、「D.ゆとり・うるおい」に関する取組について、『現在の評価（満足度）』と『今後への期待（重要度）』から、本市のまちづくりに関する市民の評価やニーズを抽出します。

図表 まちづくりの取組に対する評価項目一覧

分類	番号	評価項目	分類	番号	評価項目
A	1	通勤・通学の利便性	B	18	土砂災害に対する安全性
	2	日常的な買い物の利便性		19	指定避難所の耐震化や備蓄物資の充実度
	3	病院・診療所等への日常的な通院等のしやすさ		20	ガードレールなどの交通安全施設の充実度
	4	働く場所の充実度		21	防犯灯・道路照明灯などの防犯施設の充実度
	5	市内・市外をつなぐ幹線道路（国道・県道）の走りやすさ		22	公園遊具の安全確保
	6	身近な生活道路（市道）の走りやすさ		23	避難場所や避難経路の認知度
	7	自転車の走りやすさ		24	自治会や自主防災組織等の活動の充実度
	8	歩行者の歩きやすさ		C	25
	9	公共交通機関（バス・JR）の利便性	26		日常生活に必要な都市機能（商業、医療、福祉等）の誘導
	10	生活排水対策（公共下水道、集落排水事業、浄化槽等）	27		世界に誇れる地域産業（手袋産業、水産業など）の振興
	11	子育て支援施設（学童保育、こども園等）の充実度	28		新たな雇用の創出（企業誘致、企業立地の促進など）
	12	高齢者福祉施設の充実度	29		農林業の振興（農業生産基盤の整備、地産地消の推進等）
	13	地域コミュニティ活動の充実度	30		観光や交流産業の振興（歴史資源の活用、地域の魅力PR等）
	14	ゆとりある閑静な居住環境	31		官民連携・デジタル化の推進、多様な関係人口との連携
	B	15	住宅地やまちなみ景観の美しさ	D	32
16		河川のはん濫・洪水、ため池の水害に対する安全性	33		図書館などの文化施設の利便性
17		津波や高潮、内水はん濫等の水害に対する安全性	34		瀬戸内海沿岸や田園、山林など豊かな自然環境の保全

横軸に満足度、縦軸に重要度をおき、各軸の平均値を基準とした2次元グラフにより、各取組を評価しました。

図表 取組の満足度・重要度



■満足度・重要度の相関

		重要度	
		A: 重点改善分野	B: 重点維持分野
満足度	高	満足度が低く、将来に向けた重要度は高いとする意見が多い分野です。該当する項目への重点的取組により、市民の満足度を高めることが強く求められています。	満足度、重要度ともに高いとする意見が多い分野です。重点分野として、今後も現在のサービス水準を維持していくことが強く求められています。
	低	満足度、重要度ともに低いとする意見が多い分野です。実施方法の改善や市民への周知などにより、できるだけ満足度を高めることが求められています。	満足度は高いが、今後の重要度は低いとする意見が多い分野です。できるだけサービス水準の維持に努めながらも、社会情勢や町の実情に見合った取組が求められています。
		C: 改善分野	D: 維持分野

## ①. 総合評価

ゆとりある閑静な居住環境や市内・市外をつなぐ幹線道路（国道・県道）の走りやすさなどは満足度が高いですが、公共交通機関（バス・ＪＲ）の利便性や新たな雇用の創出（企業誘致、企業立地の促進）などの働く場所の充実度は満足度が低く、対応が求められていることが分かりました。また、河川のはん濫・洪水、ため池の水害や津波や高潮、内水はん濫等の水害に対する安全性、病院・診療所への日常的な通院等のしやすさや日常的な買い物の利便性などについても重要度が高く、対応が求められていることが分かります。

## ②. 満足度

満足度の最も高い項目は、「ゆとりある閑静な居住環境」です。次いで「市内・市外をつなぐ幹線道路（国道・県道）の走りやすさ」、「住宅地やまちなみ景観の美しさ」、「図書館などの文化施設の利便性」の順となっています。

満足度の最も低い項目は、「公共交通機関（バス・ＪＲ）の利便性」です。次いで「新たな雇用の創出（企業誘致、企業立地の促進など）」、「働く場所の充実度」の順となっています。

## ③. 重要度

重要度の最も高い項目は、「河川のはん濫・洪水、ため池の水害に対する安全性」です。次いで「病院・診療所への日常的な通院等のしやすさ」、「日常的な買い物の利便性」、「津波や高潮、内水はん濫等の水害に対する安全性」の順となっています。

重要度の最も低い項目は、「地域コミュニティ活動の充実度」です。ついで「官民連携・デジタル化推進、多様な関係人口<sup>\*11</sup>との連携」、「健康増進やスポーツ・レクリエーションの充実度」、「市役所・支所周辺のまちづくり」の順となっています。

## ④. 満足度と重要度の相関

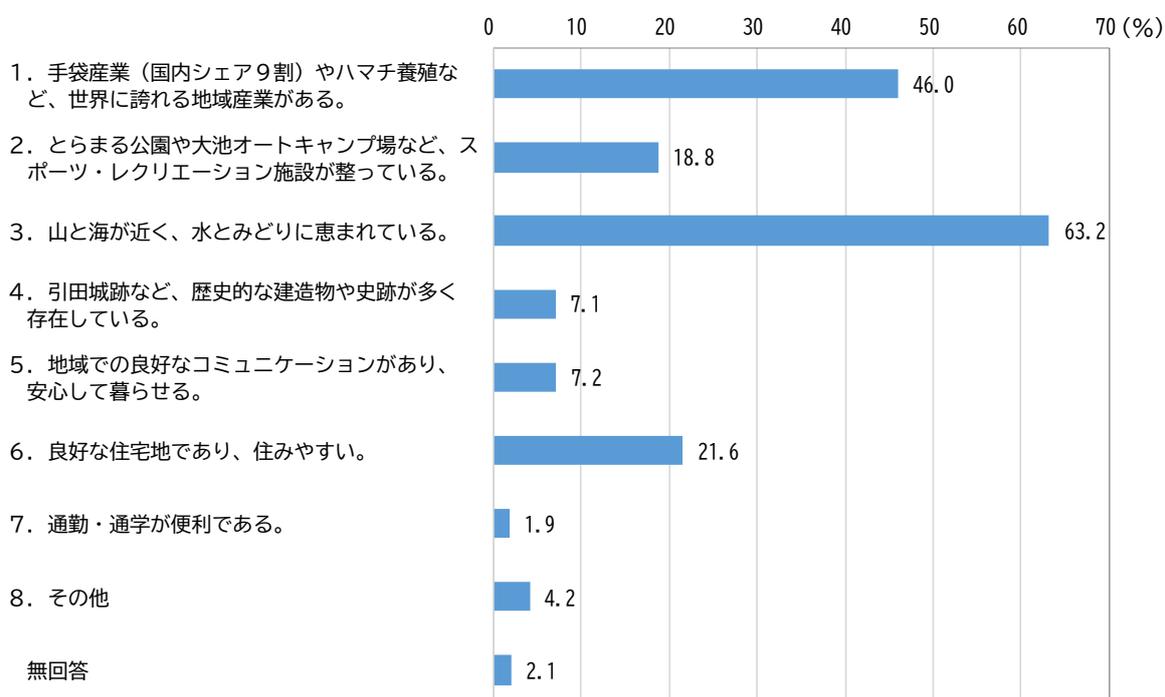
満足度が低く重要度が高い項目は、優先度が高いと考えられ、「病院・診療所等への日常的な通院等のしやすさ」、「公共交通機関（バス・ＪＲ）の利便性」、「河川のはん濫・洪水、ため池の水害に対する安全性」、「津波や高潮、内水はん濫等の水害に対する安全性」、「土砂災害に対する安全性」、「指定避難所の耐震化や備蓄物資の充実度」、「防犯灯・道路照明灯などの防犯施設の充実度」などが該当し、重点的取組が必要だと考えられます。

<sup>11</sup> 関係人口は、仕事や観光など目的をもって地域を訪れる「交流人口」ではなく、地域に移住した「定住人口」でもない、地域と多様に関わる人々を示す言葉です。その地域内にルーツがある人々や地域への情熱・愛情を持つ人々が該当し、地域づくりの担い手となることが期待されています。

## (2) 市の魅力について

本市の魅力については、「山と海が近く、水とみどりに恵まれている。」(63.2%)が最も多く、次いで「手袋産業（国内シェア9割）やハマチ養殖など、世界に誇れる地域産業がある。」(46.0%)、「良好な住宅地であり、住みやすい。」(21.6%)と続いています。

これらの結果から「自然環境」、「地域産業」、「住環境」に魅力を感じていることが分かります。

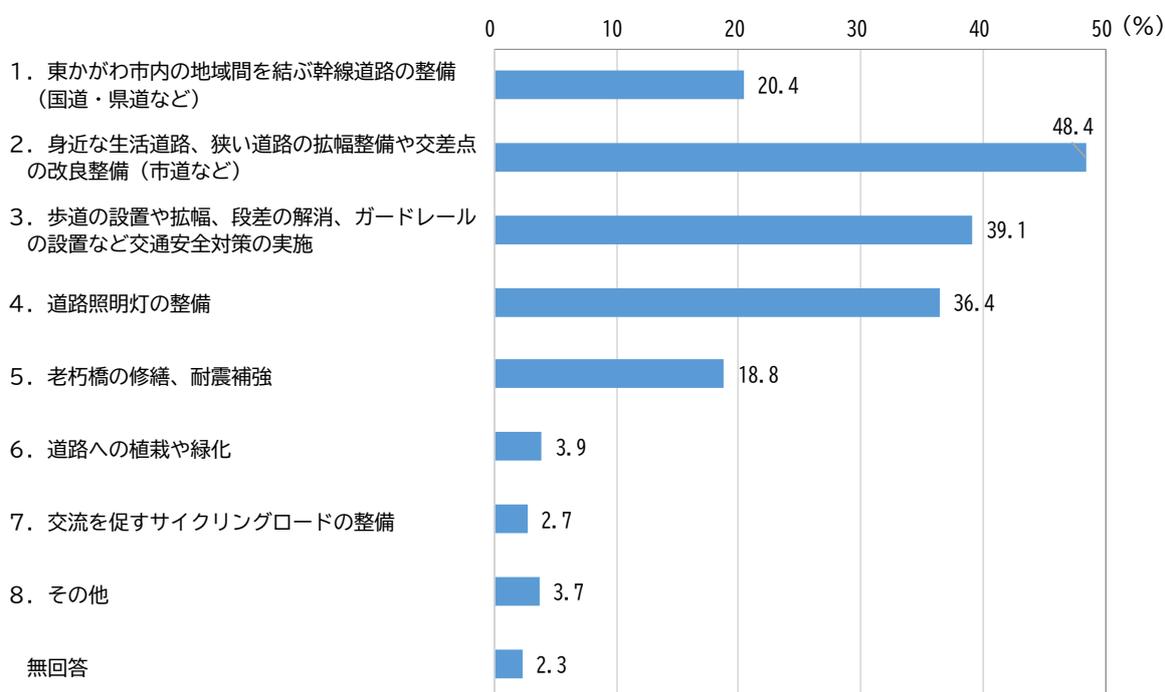


### (3) まちづくりの方向性について

#### ①. 道路について

本市の道路については、「身近な生活道路、狭い道路の拡幅整備や交差点の改良整備（市道など）」（48.4%）が最も多く、次いで「歩道の設置や拡幅、段差の解消、ガードレールの設置など交通安全対策の実施」（39.1%）、「道路照明灯の整備」（36.4%）と続いています。

これらの結果から、生活道路、狭幅道路の拡幅整備や交差点の改良整備が求められていることが分かります。

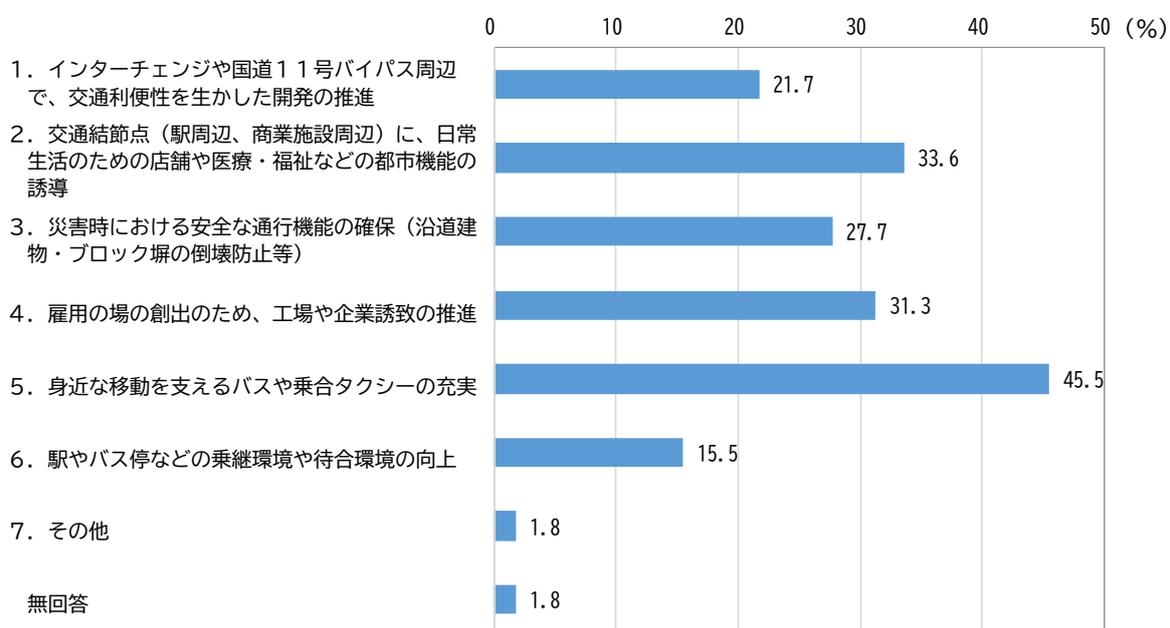


既存市街地の狭あい道路

## ②. 市街地・交通環境整備について

本市の市街地・交通環境整備については、「身近な移動を支えるバスや乗合タクシーの充実」(45.5%)が最も多く、次いで「交通結節点<sup>\*12</sup>(駅周辺、商業施設周辺)に、日常生活のための店舗や医療・福祉などの都市機能の誘導」(33.6%)、「雇用の場の創出のため、工場や企業誘致の推進」(31.3%)、などとなっています。

これらの結果から、身近な移動を支えるバスや乗合タクシーの充実を求める人が多数を占めていることが分かります。

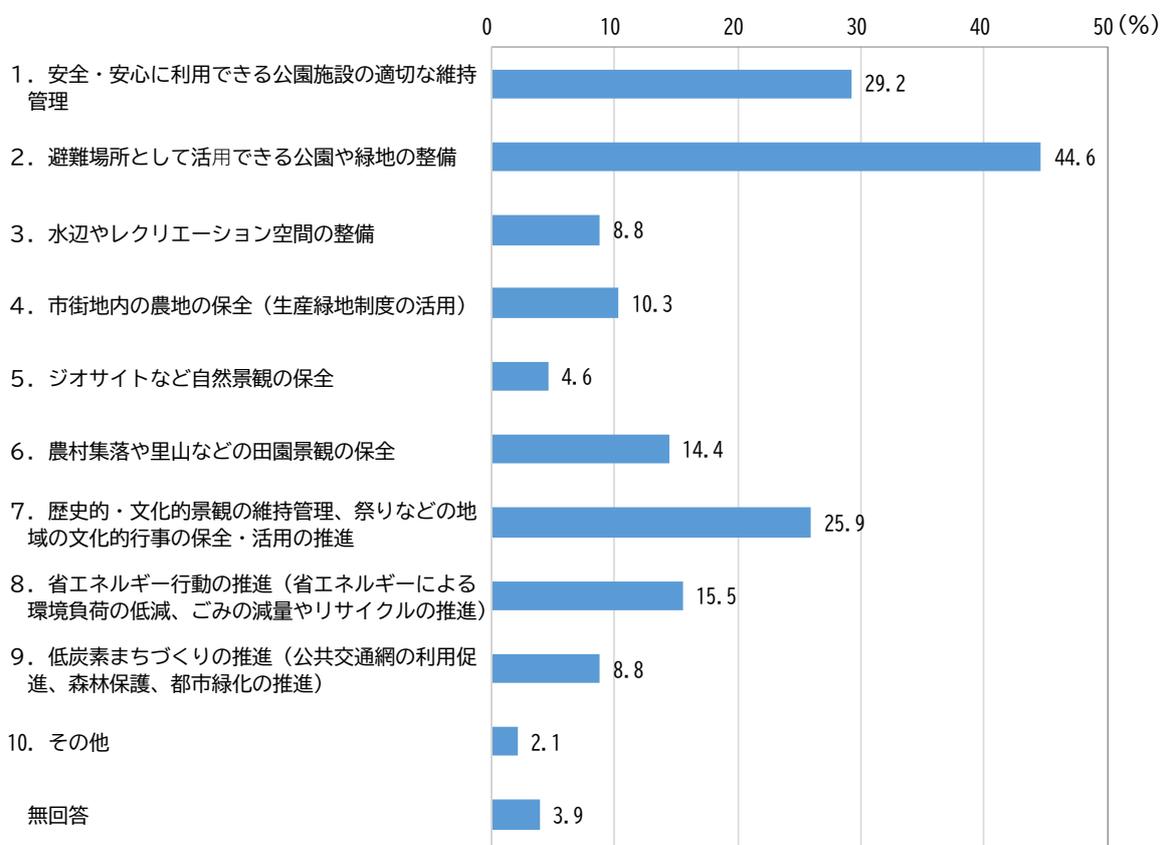


<sup>12</sup> 交通結節点は、鉄道やバスなど、異なる交通手段を接続する乗り換え・乗り継ぎの機能を持つ施設のことです。

### ③. みどりのまちづくりについて

本市のみどりのまちづくりについては、「避難場所として活用できる公園や緑地の整備」(44.6%)が最も多く、次いで「安全・安心に利用できる公園施設の適切な維持管理」(29.2%)、「歴史的・文化的景観の維持管理、祭りなどの地域の文化的行事の保全・活用の推進」(25.9%)、などと続いています。

これらの結果から、避難場所として活用できる公園や緑地の整備を求める人が最も多いことがわかります。



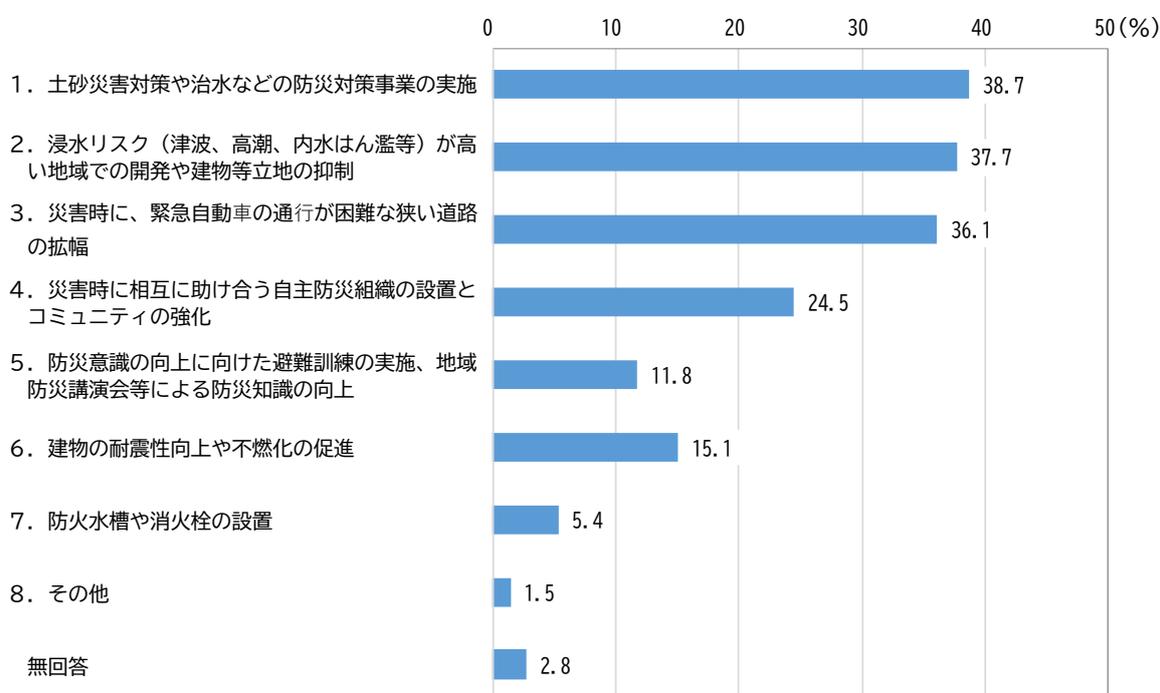
広域避難場所  
とらまる公園キャンプ場



#### ④. 災害に強いまちづくりについて

本市の災害に強いまちづくりについては、「土砂災害対策や治水などの防災対策事業の実施」(38.7%)が最も多く、次いで「浸水リスク(津波、高潮、内水はん濫等)が高い地域での開発や建物等立地の抑制」(37.7%)、「災害時に、緊急自動車の通行が困難な狭い道路の拡幅」(36.1%)、と続いています。

これらの結果から、土砂災害対策や治水などの防災対策事業の実施を重視する人が多いことが分かります。



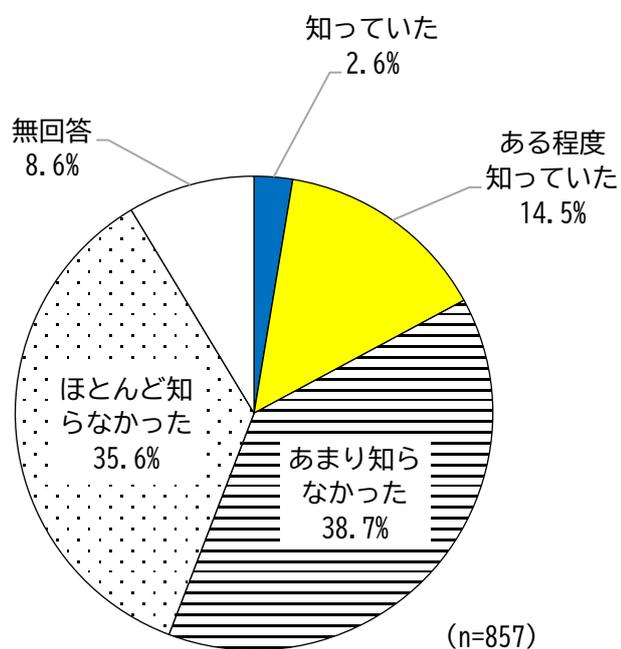
平成16年(2004年)  
田面入野山線の被災現場

#### (4) 持続可能なまちづくりを進める方向性

##### ①. 「都市計画」の認知度について

「都市計画」がどのようなものか知っているかについては、「知っていた」(2.6%)、「ある程度は知っていた」(14.5%)を合わせた“知っていた”人は17.1%となっています。一方、「あまり知らなかった」(38.7%)と「ほとんど知らなかった」(35.6%)をあわせた“知らなかった”人は74.3%となっています。

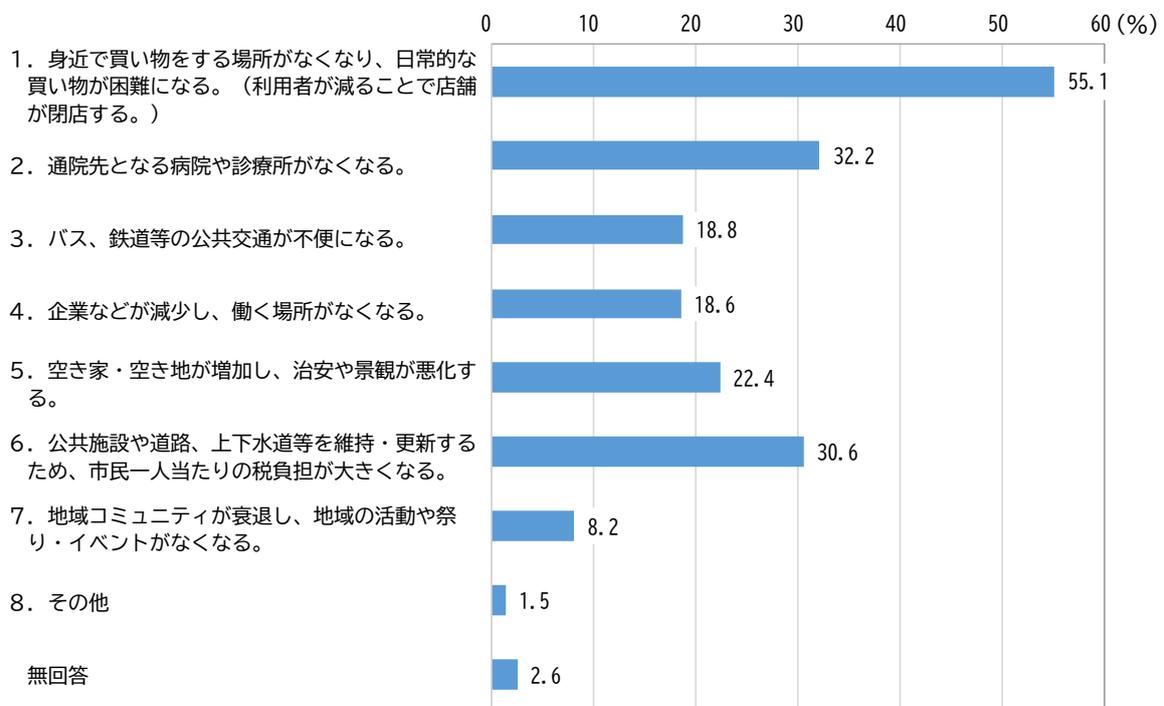
これらの結果から、知らなかった人が多いことが分かります。



## ②.人口減少と少子高齢化について

人口減少と少子高齢化の進行により懸念される問題については、「身近で買い物をする場所がなくなり、日常的な買い物が困難になる。(利用者が減ることで店舗が閉店する。)」(55.1%)が最も多く、次いで「通院先となる病院や診療所がなくなる。」(32.2%)、「公共施設や道路、上下水道等を維持・更新するため、市民一人当たりの税負担が大きくなる。」(30.6%)などとなっています。

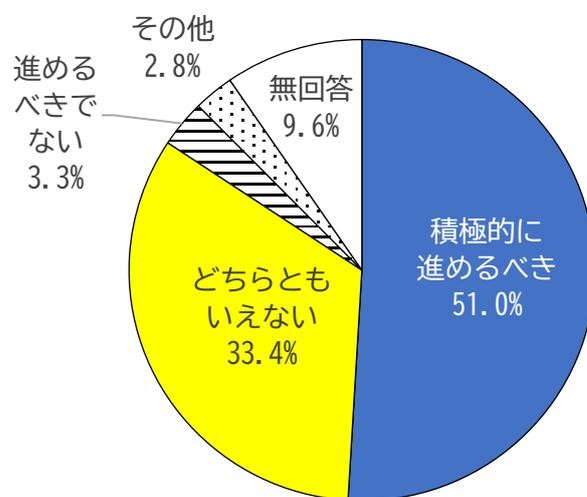
これらの結果から、身近で買い物をする場所がなくなり、日常的な買い物が困難になる問題を重視している人が多いことが分かります。



### ③. コンパクトシティ政策について

コンパクトシティ政策(生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口密度を高める施策)に取り組むことについては、「積極的に進めるべきだ」(51.0%)が最も多くなっています。次いで「どちらともいえない」(33.4%)、「進めるべきでない」(3.3%)と続いています。

これらの結果から、積極的に進めるべきだと回答している人が過半数を占めています。



(n=857)

## 1.4. 都市の課題

本市を取り巻く状況及び都市の現況、市民アンケートによる意見等を踏まえ、本市のまちづくりにおける主要な課題を抽出します。

### (1) 人口、世帯

昭和55年（1980年）以降、本市の総人口は長期的な減少傾向が続き、年齢別にみると、特に年少人口の減少と老年人口の増加が顕著となっています。世帯数をみると、平成12年（2000年）をピークに減少に転じたものの、令和2年（2020年）の世帯数は、昭和55年（1980年）に比べて多いことから、世帯の核家族化や単独世帯化が加速しています。

年齢別に人口移動状況を見ると、「15～19歳→20～24歳」、「20～24歳→25～29歳」など若い世代で著しい減少率となっており、大学進学や就職、結婚等のタイミングでの転出が多いと考えられます。

また、平成27年（2015年）と令和2年（2020年）の人口分布を比較すると、大内・白鳥・引田の既成市街地の人口減少が顕著となっています。

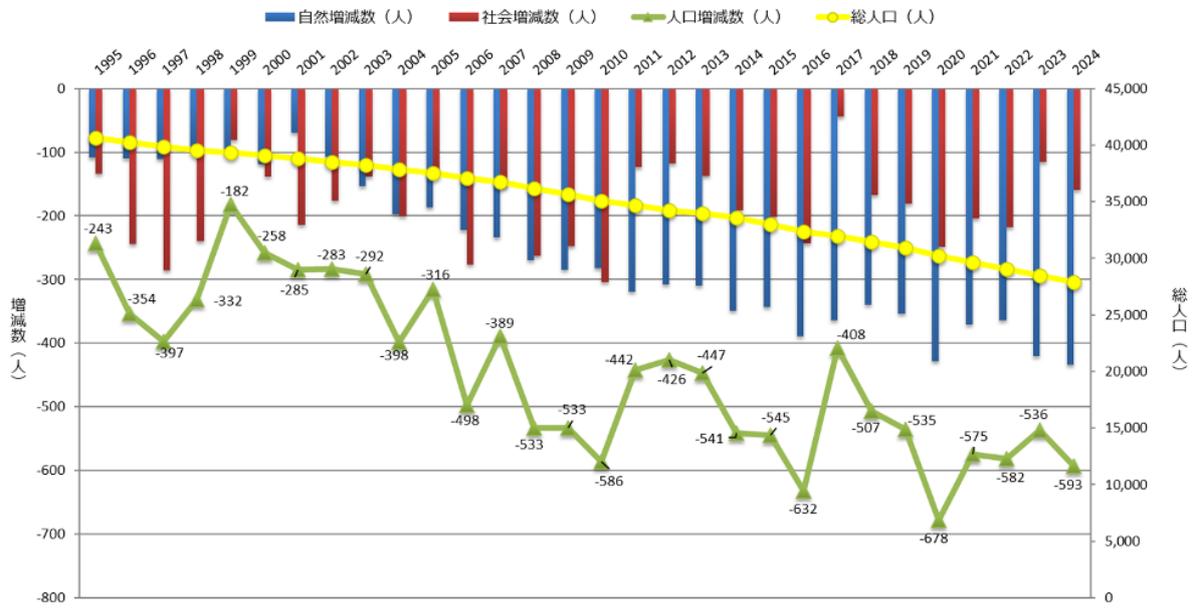
今後も、人口減少・少子高齢化の進展、若い世代の転出、既成市街地からの人口減少が続くと、市街地の低密度化（スポンジ化）や既存集落の衰退が見込まれます。また、既成市街地に比べて高齢者が多い都市計画区域外においては、高齢化が顕著に進むとともに、空き家の急速な増加が予想されます。

このため、本市が目指す「未来につながる持続可能なまちづくり」を進めるためには、生活利便性や地域コミュニティを維持する観点から、既存の市街地や集落内に居住を誘導する必要があります。

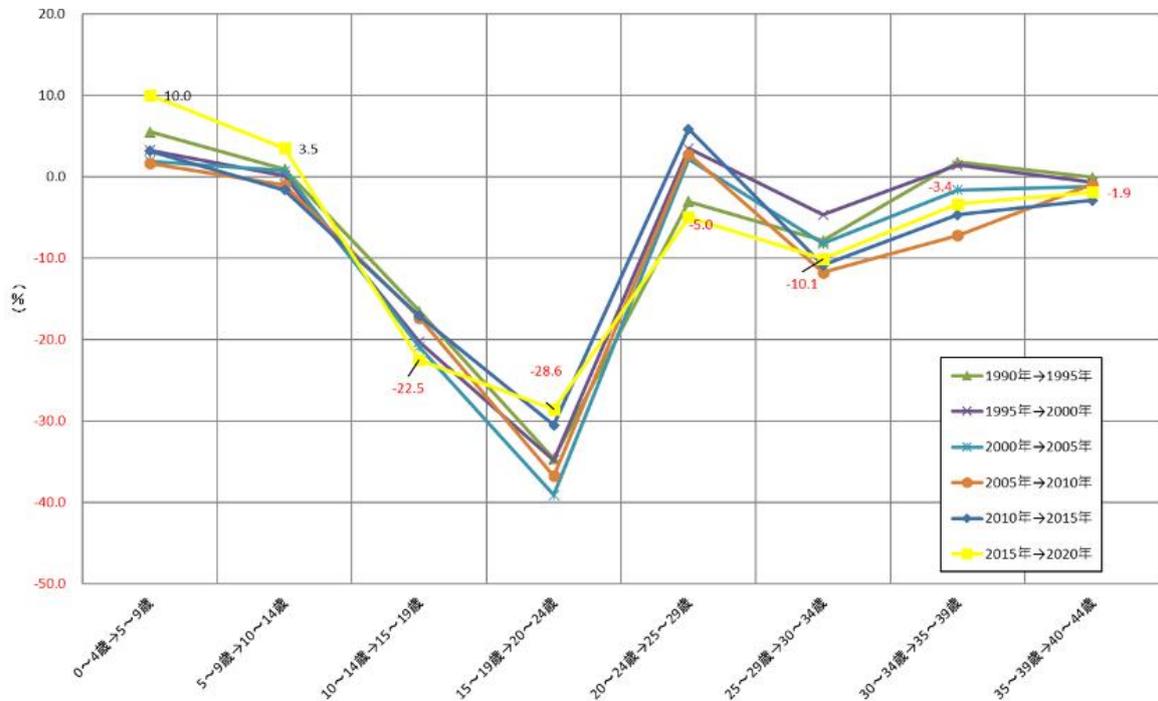
#### 課題

- 人口減少や市街地のスポンジ化の進行を見据え、日常の買い物や医療などの各種生活サービスを利用しやすい地区への人口集積が必要です。
- 若い世代が、就職・結婚・子育てしたい、住み続けたいまちとして選択できる都市づくりが必要です。

図表 人口動態の推移（総人口及び人口増減数）

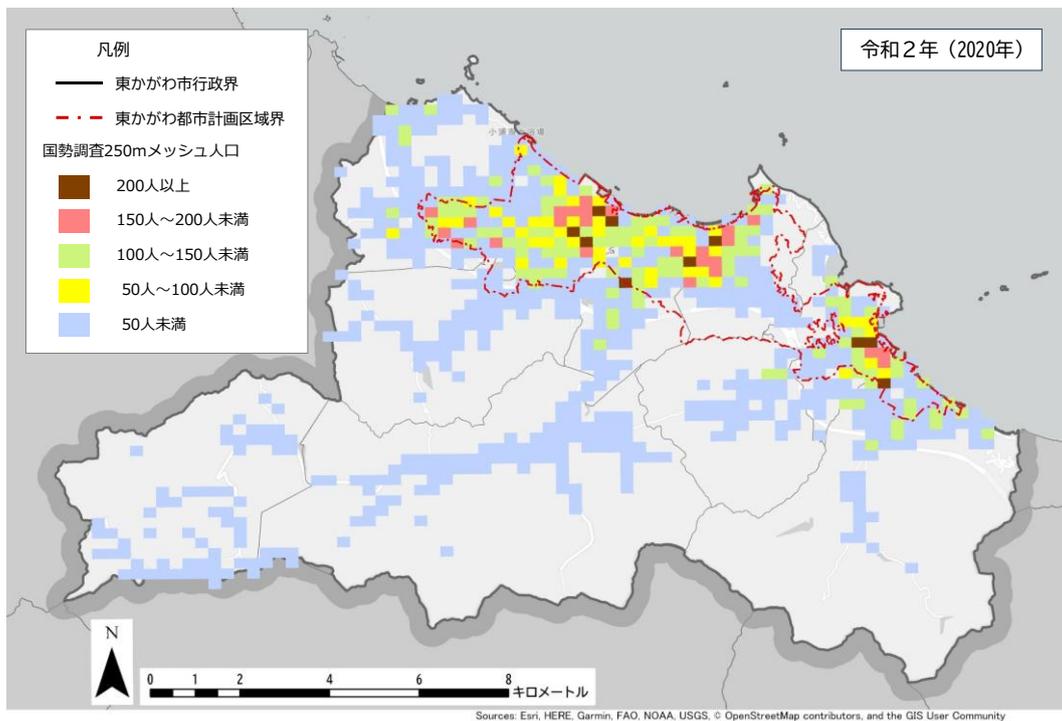
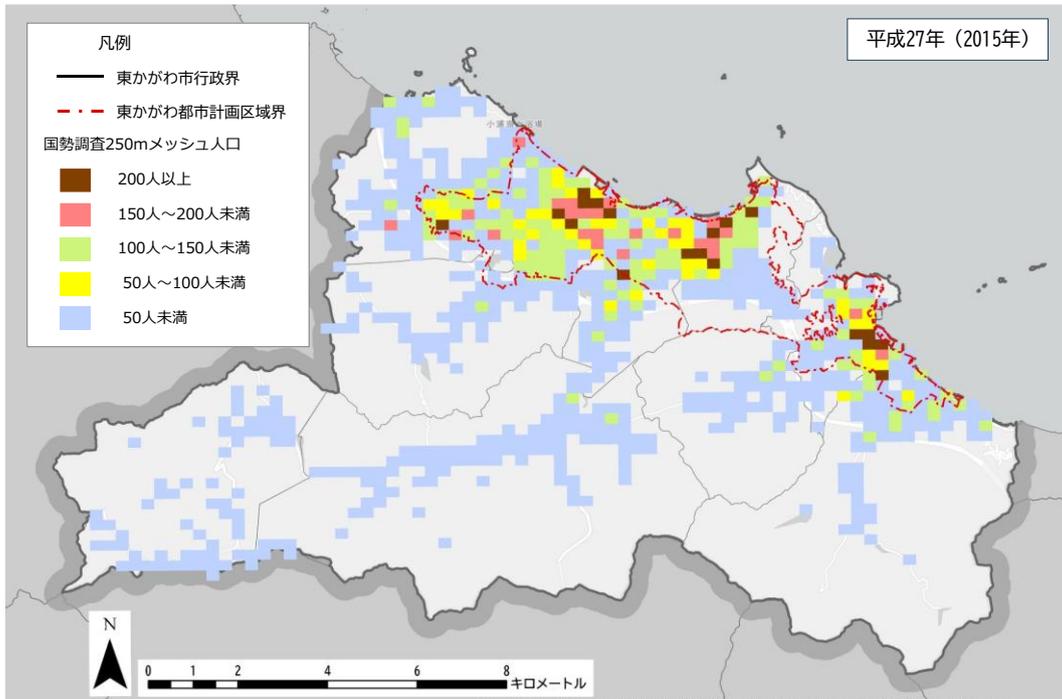


図表 年齢5歳階級別人口移動増減率の状況（コーホート分析）



(資料) 東かがわ市人口ビジョン（令和7年3月）

図表 国勢調査に基づく本市人口分布の推移



(出典) 国勢調査

## (2) 土地利用、市街地

人口減少に加え、市街地の無秩序な拡大や低未利用地（空き家・空き地・空き店舗等）の増加により、市街地の空洞化や地域活力の低下、都市景観の悪化が予想されます。市街地近郊や中山間地では、担い手不足による遊休農地の増加がみられ、環境悪化の懸念とともに、自然的土地利用の適切な維持・保全が求められています。

また、空き家増加による人口密度の低下は、まちのにぎわい喪失や行政サービス等の効率低下、災害や犯罪リスクの増大など地域イメージの低下をもたらすため、低未利用地の活用により必要な民間サービスを誘導するなど、地域活力の創出を図る必要があります。

### 課題

- 無秩序な市街地拡大と空洞化を抑制し、各種生活サービスの利便性の維持・向上により、地域活動を持続できる都市づくりが必要です。
- 市民の多くが自動車利用に依存しているなか、地域の活力を維持し、快適で暮らしやすい都市づくりを進めるため、公共交通ネットワークの維持・確保に取り組む必要があります。
- 若い世代の定住を促進するためには、高松自動車道と国道 11 号大内白鳥バイパスによる広域交通の利便性を生かし、産業の活性化を図る必要があります。



### (3) 都市防災、防犯

本市の市街地は、河口付近の平野部や沿岸部に位置しているため、河川浸水や津波、高潮による浸水が懸念されます。また、南海トラフ地震が発生した場合は、市街地の大部分で震度6強（最大クラス）の揺れや臨海部での津波被害が予測されており、避難路の確保、狭あい道路や住宅密集地等の解消など、災害に強い市街地形成を図る必要があります。

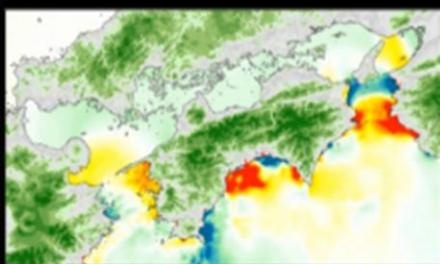
また、市民ニーズをみると、「災害に対する安全性」や「避難所の耐震化」、「防犯施設の充実」が重点的に取り組むべき施策となっており、日々の暮らしから「安全・安心」を実感できるように、市民の生命と生活を守るための対策が求められています。

#### 課題

- 南海トラフ地震や近年多発する記録的豪雨等の災害リスクを想定し、防災機能の強化や災害リスクを低減する都市づくりを行うとともに、居住等のあり方を見直す必要があります。
- 日々の暮らしから「安全・安心」を実感するためには、交通安全や防犯等の視点からも居住環境の安全性を確保する必要があります。
- 地域の安全・安心をともにつなげ、支え合うまちづくりを進めるため、市民の自助・共助意識を深めるとともに、市民と行政が協働で取り組むことが重要です。

内閣府：津波シミュレーション  
(海域部CG)

津波第1波が紀伊水道から瀬戸内海に侵入し、東かがわ市では、1時間30分頃に最高の津波水位に達します。



#### (4) 都市環境、景観形成

本市は、土地利用の約8割が自然的土地利用となっており、瀬戸内海国立公園などの豊かで個性的な自然が広がるほか、農山漁村の景観や伝統産業が息づくまち並みなど、多様な魅力を有しています。一方で、手入れが行われていない自然環境や担い手のいない遊休農地、農地と住宅地の近接による農地の遊休化、老朽危険空き家の増加が指摘されていることから、地域の資源を適切に保全し、本市の魅力向上を図る必要があります。

##### 課題

- 近年は、無秩序な開発に伴う農地転用や担い手不足による遊休農地の増加がみられ、環境悪化が懸念されることから、持続可能なまちづくりに向けた自然環境の保全が重要です。
- 本市の豊かな自然や特色ある歴史・文化、地場産業など多様な資源を適切に保全し、地域の魅力をこどもたちの未来につなげるため、環境に配慮した都市づくりが求められます。

担い手不足による  
農地の遊休化



農地と遊休農地との混在

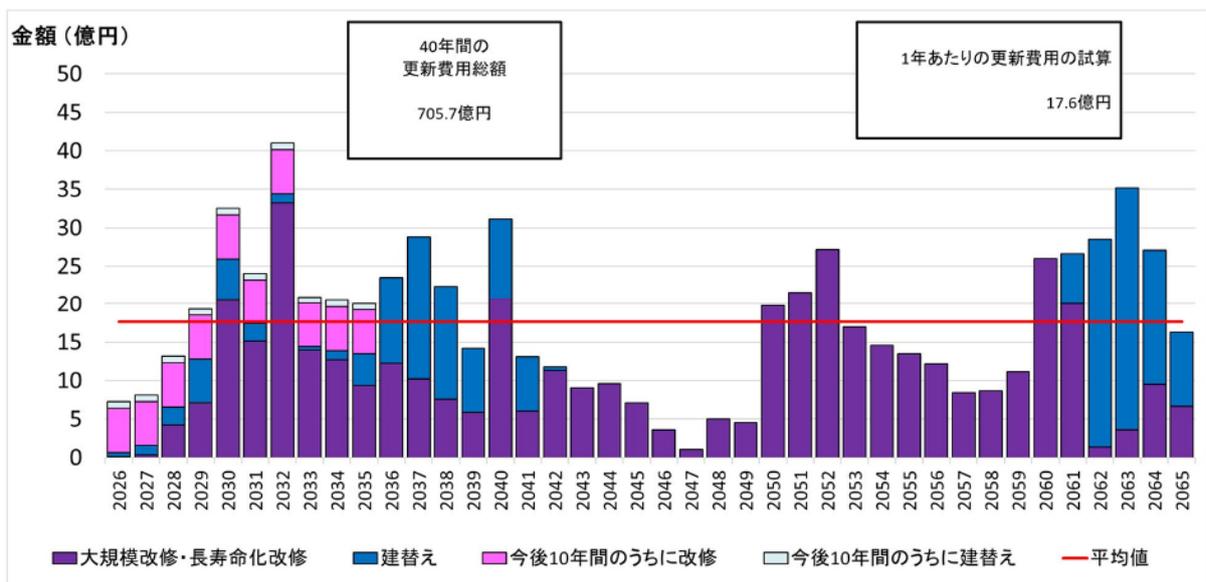
## (5) 財政、官民連携

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進むことに伴い、本市の財政収入が大きく好転することは見込めないことから、今後も本市財政は厳しい状況が続くと予想されます。このような社会経済情勢では、効率的な行政運営に努めるとともに、公共施設の保有量の縮減や官民連携の推進を図るなど「人口減少に適応したまちづくり」に取り組む必要があります。

### 課題

- 行政サービス水準を維持するためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが必要です。
- 市有施設等については、効率的で安全・安心なまちづくりを推進するため、施設の再配置や更新、統廃合、長寿命化など適正配置や適正管理の実施が求められています。
- 「持続可能なまちづくり」の実現に向けた多くのまちづくり施策は、行政だけで実現することは難しいことから、官民連携による行政と事業者との共創、市民との協働で取り組むことが重要です。

図表 建物系公共施設の更新費用（長寿命化型推計）



注：上下水道施設は含まない

（出典）東かがわ市公共施設等総合管理計画【第2期】（令和8年3月策定）

## 第2章 全体構想

### 2.1. 都市の将来像

本市の市政運営の指針となる「東かがわ市基本構想」では、本市の将来像（基本構想により目指すまちの姿）を次のように定めています。

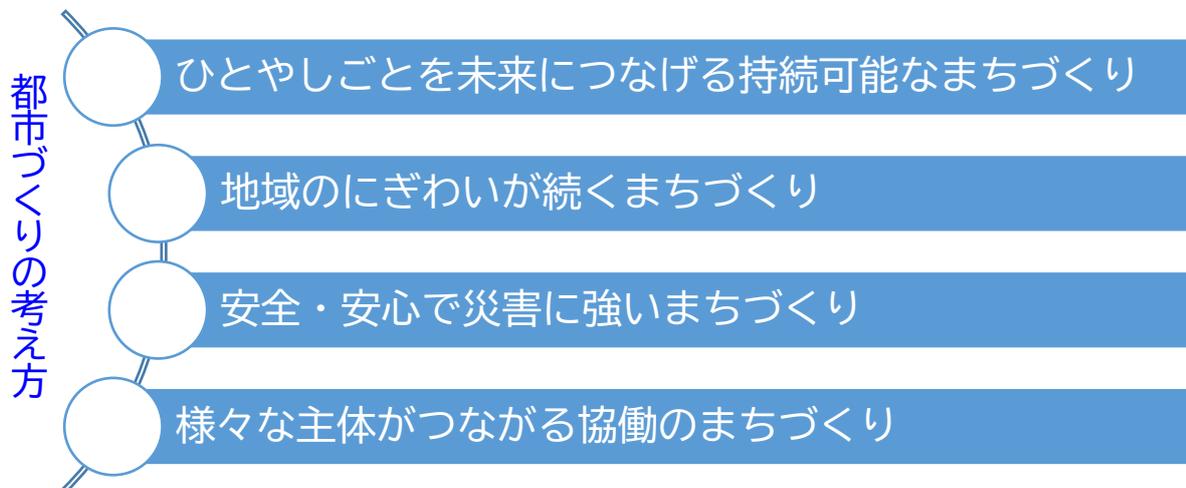
## 『つながる未来を ともに創るまち 東かがわ』

本計画では、「東かがわ市基本構想」に掲げる将来像を継承し、香川県の東の玄関口としての立地や、独創的で多様な資源をまちの強みとし、本市が世界に誇る地場産業と観光・交流事業等によって生まれる活力をつなげ、若い世代に未来をつなげる発展を目指す考え方として、以下のとおり将来都市像を設定します。

将来都市像

## いつまでもかがやくまち 東かがわ

また、将来都市像を実現するため、人口減少・少子高齢社会が進展するなかにあって、持続可能な都市構造を示し、その実現に向けた4つの基本目標を設定します。



## 2.2. 都市づくりの考え方

### (1) ひとやしごとを未来につなげる持続可能なまちづくり

---

「東かがわ市総合戦略」が示す、若い世代がこの地に住み続けたいという希望をかなえる未来のまちのビジョンを実現するため、本市が誇る地場産業や地域資源を生かして、若い世代を含めた様々な主体をつなぎ、地域と産業に好循環を生み出す持続可能な都市づくりを推進します。

また、人口減少に適応したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、人口密度を高めることで行政サービスの効率化を図り、日々の暮らしやすさを維持し、未来を創造できるまちづくりを実現します。

### (2) 地域のにぎわいが続くまちづくり

---

本市のにぎわいを未来につなぐためには、未来を担うこどもたちが夢や志を持って本市の産業やまちづくりを体験する取組が不可欠です。世界に誇る地場産業や地域経済の維持・活性化を図るとともに、多様で魅力的な地域資源や美しい自然環境を活用し、地域のにぎわいや発展につながるまちづくりを推進します。

### (3) 安全・安心で災害に強いまちづくり

---

津波高潮や河川洪水、土砂災害等による災害リスクを踏まえ、安全な地域への居住誘導や危険性の高い地域の開発抑制など、安全・安心につながる適切な土地利用に誘導するまちづくりを推進します。また、災害発生時の円滑な避難体制づくりを進めるとともに、防犯や交通事故対策など日常生活における環境整備により、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを推進します。

### (4) 様々な主体がつながる協働のまちづくり

---

未来につながる持続可能なまちづくりにあたっては、市民、事業者、行政等の様々な主体との行動や連携が重要です。各主体がそれぞれの分野で主体的に取り組を進めていくための体制づくりなど、協働のまちづくりを推進します。

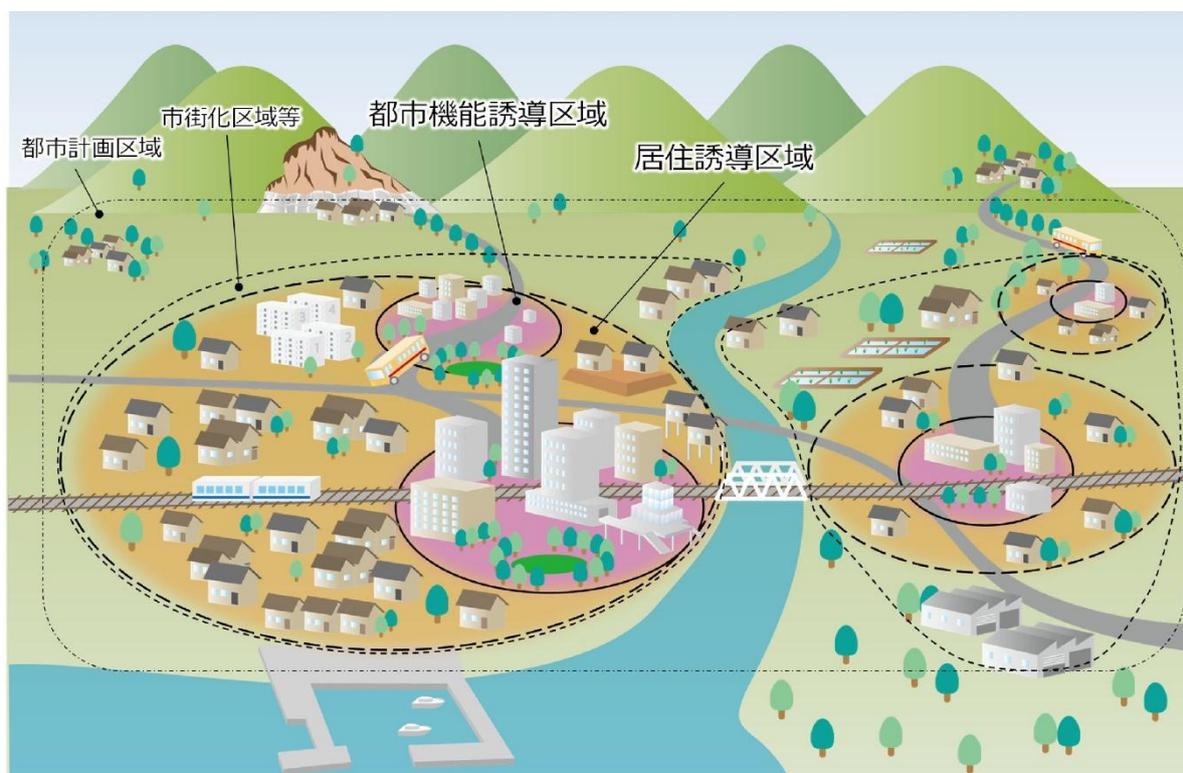
## 2.3. 将来都市構造

将来都市構造は、都市の将来像や都市づくりの考え方にに基づき、人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりを実現するための将来の都市の骨格を示すものです。

本市は、今後の更なる人口減少や少子高齢化の進展が予測されるなか、市街地と市内各地にある集落との連携強化やこの地に住み続けるための暮らしやすさの維持など、地域の課題解決や未来につながる持続可能なまちづくりとして、本市が目指すべき将来都市構造を「多核連携型コンパクトシティ」と位置づけます。

「多核連携型コンパクトシティ」の実現に向け、都市づくりの基盤となる将来都市構造を「ゾーン」（土地利用の方向性）、「拠点」（機能）、「連携軸」の3つの要素に区分し、設定します。

図表 「多核連携型コンパクトシティ」のイメージ図



(出典) 国土交通省資料

## (1) ゾーン

秩序ある土地利用を誘導し、まとまりのある市街地と自然環境との調和に基づく持続可能なまちづくりにつなげるため、基本的な土地利用として4つのゾーンを設定します。

### ①. 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、商業・業務、行政、福祉など快適な日常生活を支える都市機能の集積を図り、中心市街地の居住空間として、都市機能の充実や公共交通の利便性向上などにより、人口密度を高めるゾーンとします。

### ②. 田園居住ゾーン

市街地ゾーン周辺や中山間地域に広がる農業的土地利用を主とする地域を「田園居住ゾーン」に位置づけます。良好な営農環境の保全を基本とし、既存集落地における居住環境や地域コミュニティの維持・改善を図りながら、周囲の自然環境や営農環境と居住との共生を図ります。

### ③. 自然環境保全ゾーン

本市の南部から東部に広がり阿讃山脈に連なる豊かな森林地域を「自然環境保全ゾーン」に位置づけ、緑豊かな自然とその公益的機能（防災機能、水源かん養機能等）を保全し、地域資源を生かした交流促進を図ります。

### ④. 臨海・交流ゾーン

瀬戸内海に面した臨海部を「臨海・交流ゾーン」と位置づけ、瀬戸内ジオサイトなど優れた自然環境を保全しつつ、自然と文化が調和した良好な地域資源を生かした交流の場としての活用を推進します。



市街地ゾーン

## (2) 拠点

若い世代の未来につながる都市づくりに向けて、暮らしやすく魅力的な市街地形成を図るため、本市の地域特性に応じた「拠点」を設定します。

### ①. 中心拠点（シビックコア）

都市計画区域内にあって、本市のなかで最も人口や行政・商業業務・医療・子育て等の都市機能の集積がみられる三本松駅から東かがわ市役所までに発達した市街地を「中心拠点（シビックコア）」に位置づけます。

### ②. 地域拠点

人口や都市機能の集積が比較的にみられ、徳島・関西からの玄関口として観光交流の中心となる引田地区を「地域拠点」に位置づけます。

### ③. 生活拠点

まちの成り立ちにおいて、既に一定の住宅地が形成され、地域コミュニティ活動の拠点的な役割を担っている地区を「生活拠点」に位置づけます。

### ④. 産業拠点

世界に誇る本市の地場産業や地域雇用の中核となる工業など、地域の活力の維持・創出において重要な役割を担っている地区を「産業拠点」に位置づけます。

### ⑤. 観光交流拠点

観光交流により、地域のにぎわいを創出する地区を「観光交流拠点」に位置づけます。



東かがわ市役所

### (3) 連携軸

シビックコアや地域拠点、生活拠点等を相互に結ぶ交通・流通や地域のにぎわいの軸となる幹線道路網の形成を促進し、人、もの、情報、文化の交流を活発化するとともに、快適に住み続けられる暮らしの基盤を維持します。

#### ①. 広域連携軸

四国4県の主要都市や関西方面を結ぶ高松自動車道、本市の東西方向及び南北方向の都市間の広域的な交流・連携を担う国道11号(引田～鳴門市区間)、国道11号大内白鳥バイパス、国道318号、主要地方道高松長尾大内線を「広域連携軸」に位置づけます。

#### ②. 都市間連携軸

広域連携軸を補完し、都市間の広域的な交流・連携を担う軸として、国道11号(さぬき市～引田区間)、国道377号を「都市間連携軸」に位置づけます。

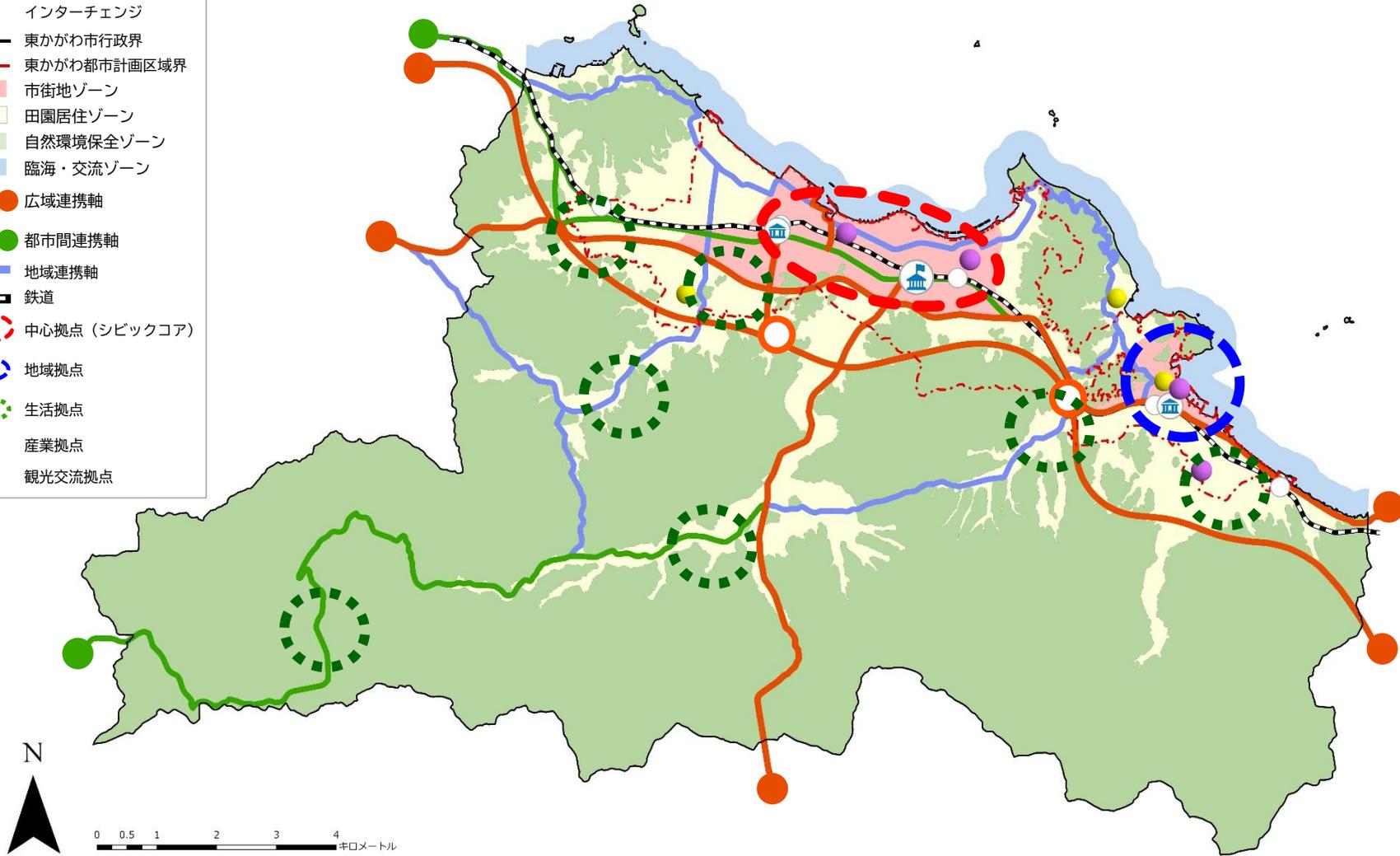
#### ③. 地域連携軸

都市間連携軸を補完し、市内各地域間や拠点を相互に結び連携を担う軸として、「地域連携軸」に位置づけます。



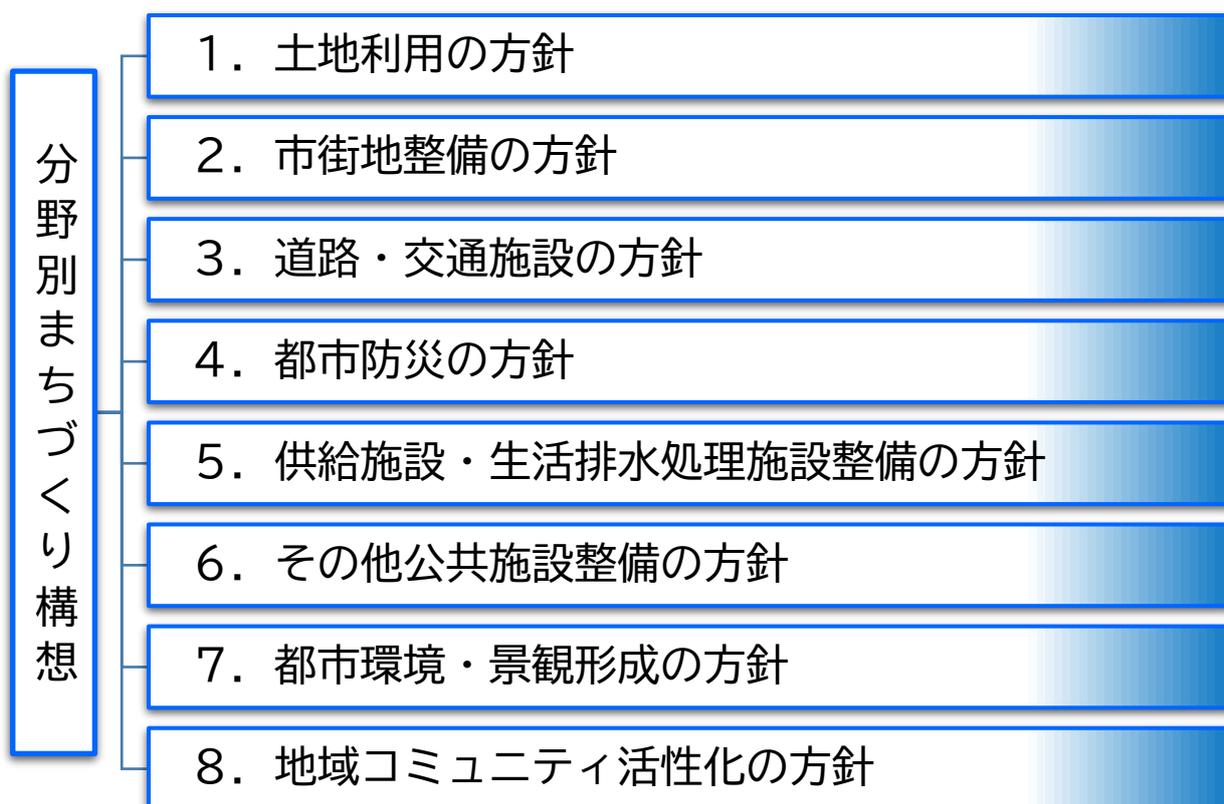
図表 将来都市構造図

- 凡例
-  東かがわ市役所
  -  支所
  -  JR駅
  -  インターチェンジ
  -  東かがわ市行政界
  -  東かがわ都市計画区域界
  -  市街地ゾーン
  -  田園居住ゾーン
  -  自然環境保全ゾーン
  -  臨海・交流ゾーン
  -  広域連携軸
  -  都市間連携軸
  -  地域連携軸
  -  鉄道
  -  中心拠点 (シビックコア)
  -  地域拠点
  -  生活拠点
  -  産業拠点
  -  観光交流拠点



## 第3章 分野別まちづくり構想

「第2章 全体構想」で示した将来像と将来都市構造を踏まえ、都市づくりの目標や将来都市構造を実現するため、本市の都市づくりの基本として8つの分野を設定し、それぞれの整備方針を示します。



## 3.1. 土地利用の方針

### (1) 基本方針

本市の土地利用は、山林や農地、水域などの自然的土地利用が85%以上を占め、豊かな自然資源を基盤とした農林漁業や観光産業が営まれており、これら自然的土地利用を保全するとともに、地場産業をはじめ市内産業の育成・活性化を図ることが必要です。

また、人口減少社会に適応した将来都市構造として、本市が目指す「多核連携型コンパクトシティ」の実現に向け、道路などこれまでに整備してきた都市基盤等の既存ストックを活用し、無秩序な市街地拡大の抑制に配慮しながら、都市機能の集積や自然環境の保全による調和のとれた土地利用を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

### (2) 整備方針

#### ①. 多核連携型コンパクトシティ形成のための土地利用の誘導

コンパクトな都市づくりによる人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりを実現するため、公共交通等により利便性が高く一定の都市機能が立地する拠点内へ日常生活に必要な機能（生活利便施設、教育、医療、福祉、介護、文化など）をさらに集積することにより、拠点性を高め、居住機能と商業・業務等の機能が複合した土地利用を図ります。

また、コンパクトな都市を形成するとともに、無秩序な市街地の拡散を防止し、郊外及び中山間地域の良好な自然環境や農業地を保全するため、居住機能の集約・誘導を図ります。

#### ②. 土地利用の区分

将来都市構造に基づき、地域特性に応じた土地利用の区分として、次のとおり設定します。

種別	将来都市構造	土地利用方針
都市的土地利用	市街地ゾーン	商業・業務地区
		優先居住地区
		地域住宅地区
		流通・産業誘導地区
自然的土地利用	田園居住ゾーン	田園居住地区
		田園保全地区
	自然環境保全ゾーン	中山間森林地区
		島しょ・海岸地区

### ③. 都市的土地利用

#### ■商業・業務地区

国道 11 号大内白鳥バイパスと国道 11 号との間に広がる市街地は、本市の中心地域として、商業・業務や行政機能をはじめ、教育、医療、福祉、子育て支援など市民の多様なニーズに対応する都市機能が集積しています。今後も、地域の賑わいや暮らしやすさを維持するため、高次都市機能の維持及び強化を促進し、魅力ある中心市街地の形成を図ります。

#### ■優先居住地区

商業・業務地区の周辺にあって、路線バスなどの公共交通機関をはじめ、自転車や徒歩により多様な生活支援サービスを楽しむことができる生活利便性が高い居住地区であり、水害等による被災リスクが低い居住地区として、都市型住宅地の形成を推進します。また、集積する生活利便施設や都市機能のサービスが受けられる地域に一定の人口密度を維持するため、まちなか居住を推進します。

#### ■地域住宅地区

大内・白鳥地区の国道 11 号以北及び引田地区の既成市街地では、既存の都市機能の集積を生かし、多様な住宅ニーズに配慮した良好な住宅地の形成を図ります。

#### ■流通・産業誘致地区

流通・産業機能の維持は、本市の賑わいを創出し、地域活力の維持や市内居住者を確保するために重要であることから、大内白鳥インターチェンジや国道 11 号大内白鳥バイパスへのアクセス性の高い地区において、企業誘致等の振興を図るとともに、都市基盤等の整備を推進します。

#### ■田園居住地区

地域の特性に応じ、住宅以外の用途との調和に配慮しながら、居住環境の保全を図ります。また、まとまって暮らすことを重視し、既存の公共施設等の有効活用や必要な整備を進めます。



商業・業務地区とその周辺

## ④. 自然的土地利用

### ■田園保全地区

安定的な農業生産を維持していくためには、農村地域において、農地として良好に機能している優良農地を保全するとともに、虫食いの農地転用を抑制し、将来にわたり持続可能な営農環境の保全を図ります。

また、既存集落では、農地の多面的機能がもたらす豊かな集落環境を維持するため、農地と住宅地の共存を図ります。

### ■中山間森林地区

森林地域は、水源かん養、自然災害の防止、都市環境の保全など多面的な機能を有していることから、健全な森林資源の維持・保全を図ります。また、点在する既存集落では、自然と共生した住環境の維持を図るとともに、空き家の活用や地域資源の活用による観光交流の促進により、地域の活性化を図ります。

### ■島しょ・海岸地区

市民のレクリエーションや憩いの場として、地域資源を維持保全しつつ、観光や交流を促進する観光空間として活用を図ります。また、瀬戸内ジオサイトなど貴重な自然環境の維持に努め、市民の教育や自然に親しむことができる場の創出に努めます。

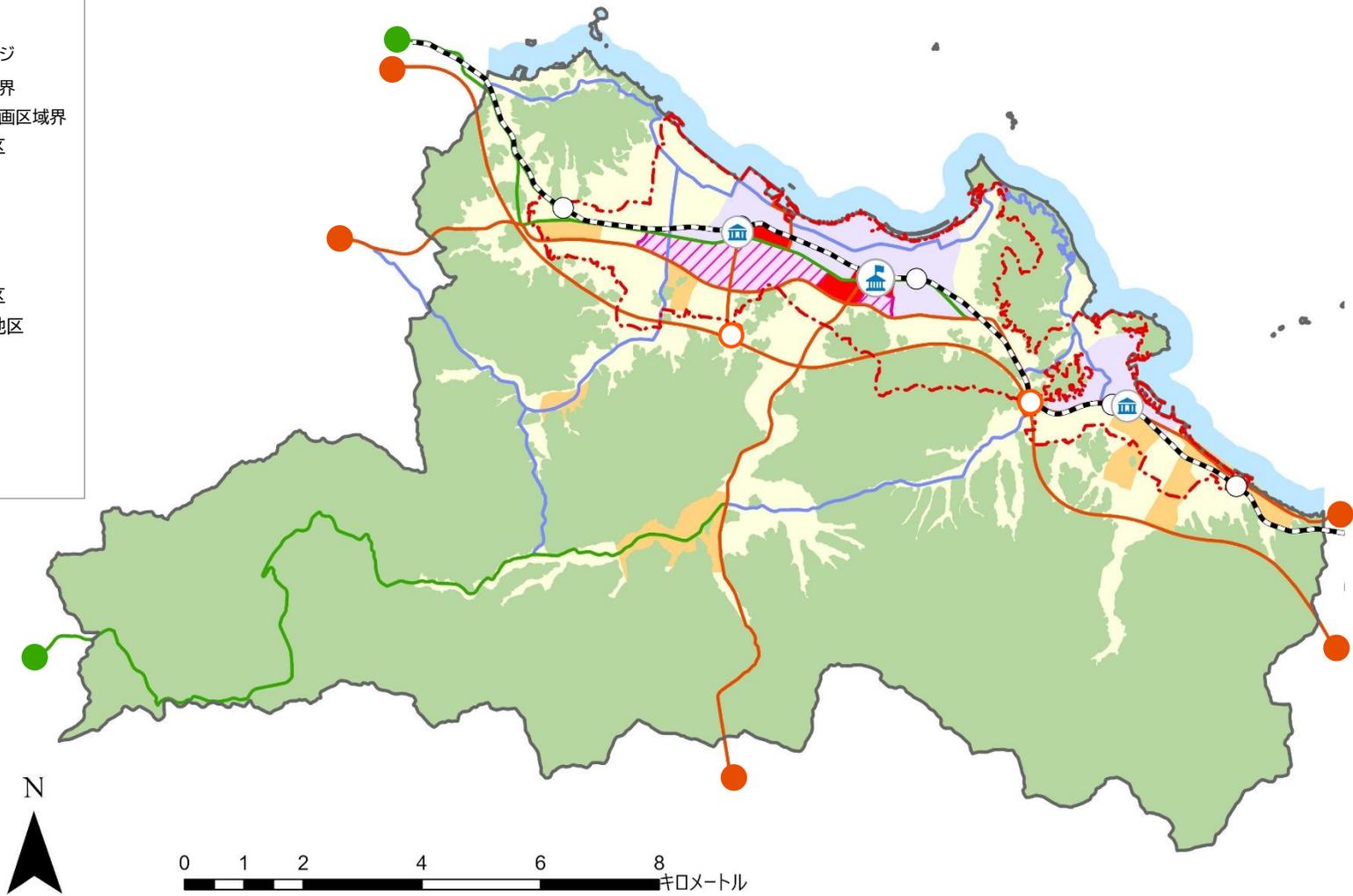
## ⑤. 未利用地の利活用促進

市が所有する売却可能候補地や、民間の遊休農地、空家等<sup>\*13</sup>の未利用地は、本市の持続可能なまちづくりを支える資源の一つです。この公共及び民間の未利用地を防災的・社会共創的に活用し、災害に強く、持続可能なまちづくりを推進します。



<sup>13</sup> 空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に基づき、建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除きます。

図表 土地利用方針図



## 3.2. 市街地整備の方針

### (1) 基本方針

---

本市は、既成市街地において、利便性の高い生活に必要な都市機能の充実や居住の誘導を推進するとともに、計画的な市街地の整備を図ります。特に、住宅が密集する地区では、老朽化した建築物の建替えや空き家の利活用、狭あい道路の解消等を進め、安全・安心な歩行空間の整備を図ります。

また、居住人口が中心市街地から郊外部に流出するなど空洞化の傾向もみられることから、少子高齢化や地域の実情に対応した適正な維持管理等により、住宅・宅地の良質なストックの形成を図ります。

### (2) 整備方針

---

#### ①. 中心市街地における都市機能の充実と居住の誘導

大内・白鳥地区においては、既存の都市基盤を有効活用するとともに、空き地・空き店舗等の低・未利用地の活用、賑わいの創出や交流促進に資する商業や文化等の都市機能の集積、民間投資の適切な誘導等を促進し、公民連携による都市機能の整備・拡充を図ることで、しごととまちの好循環による多様な魅力と活力のある「都市の顔」にふさわしい中心市街地の再生を図ります。

また、市民の生活水準の向上に向けて、快適で便利な住環境を創出しながら「まちなか居住」による人口密度の維持・向上を推進するとともに、自動車と自転車・歩行者が共存し、安心して都市の魅力を楽しめる都市空間の形成等を図ります。

#### ②. 良好な住宅・宅地の供給

多世代にわたって住み続けられる住環境の実現や定住促進を図るため、住民の転居や店舗等の撤退等により発生している既成市街地の空き家等について、日常の買い物等の利便性、安全性、子育て環境等にも配慮し、良好な住環境の形成と空き家等の活用を積極的に推進します。

空き家等の活用については、「東かがわ市空き家等対策計画」に基づき、市民や関係団体等と相互に連携して活用・流通を促進するなど総合的な対策に取り組みます。

### ③. 国道11号大内白鳥バイパス周辺地域への産業拠点の誘導

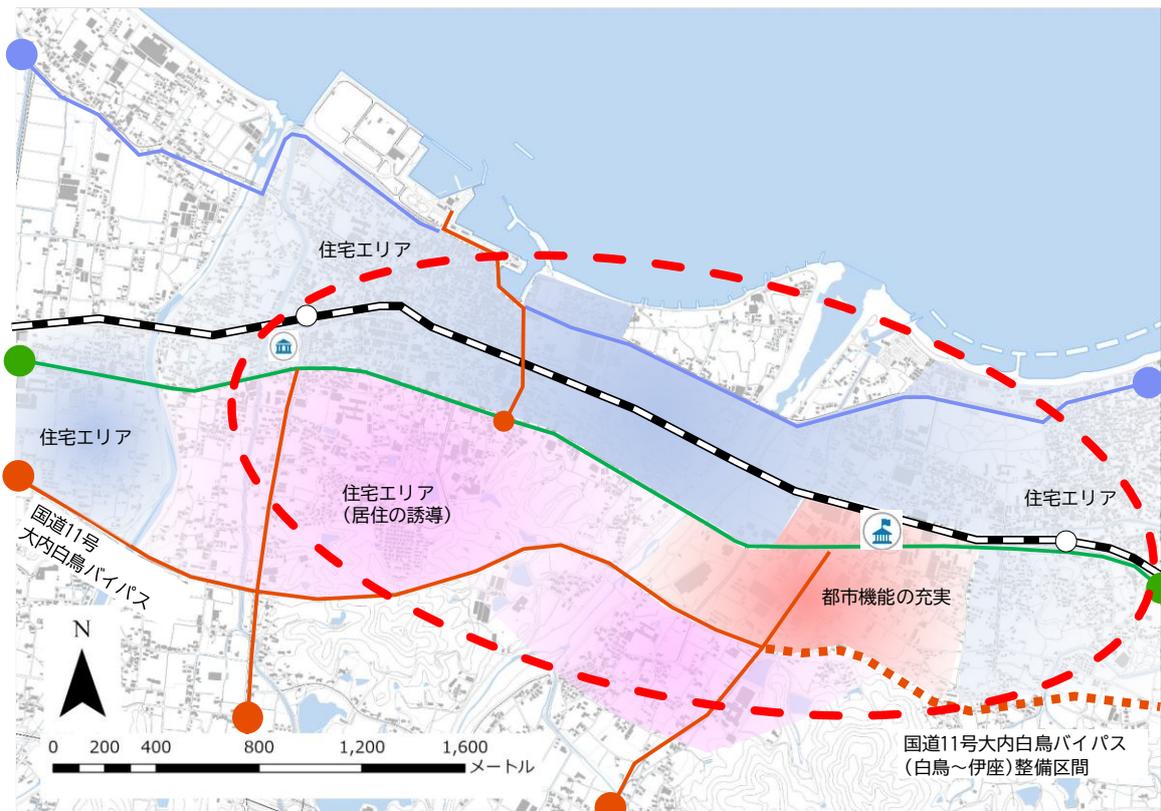
本市では、令和9年度（2027年度）に国道11号大内白鳥バイパス「白鳥～伊座の2.1km区間」が部分開通予定となっており、市内外へのアクセス性や周辺道路における交通混雑緩和など更なる利便性向上が期待されていることから、国道11号大内白鳥バイパス周辺地域への企業立地の誘導を図ります。

企業立地については、民間投資の適切な誘導等を図るため、バイパスへのアクセスが良い立地への誘致やバイパスに接続する道路の整備、経済的インセンティブ等を検討し、市内雇用・市内経済の活性化を促進します。

### ④. 自然災害リスクの低減

大規模地震災害による建物倒壊、河川のはん濫や高潮・津波による浸水、市街地火災など様々な自然災害の被災リスクを最小限にするため、「東かがわ市国土強靱化地域計画」に基づき、市街地における危機への対応力の向上を図ります。

図表 市街地の整備方針図



凡例

- |         |               |       |
|---------|---------------|-------|
| 東かがわ市役所 | 中心拠点 (シビックコア) | 地域連携軸 |
| 支所      | 広域連携軸         | 鉄道    |
| JR駅     | 都市間連携軸        |       |

### 3.3. 道路・交通施設の方針

#### (1) 基本方針

円滑な移動を可能にする都市交通網は、人・物の交流を促進し、地域活力の創出、産業の活性化、観光交流の促進、災害時の避難経路など多様な機能を担う重要な都市基盤です。

また、将来都市構造を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、中心市街地と拠点間をつなぐ幹線道路網の整備など、交通需要に対応した計画的な道路網の整備を推進します。

#### (2) 整備方針

##### ①. 人・物・サービスのつながりを支える交通施設の整備

円滑で便利な都市交通網は、人・物・サービスの交流や流通を促進し、様々な都市活動を結ぶなど、地域の活力とにぎわいの創出を支える重要な都市基盤です。

本市は、徳島・関西からの玄関口であり、国道11号大内白鳥バイパスの開通によって、市内交通の利便性や市内外へのアクセスが一層向上することが見込まれることから、周辺都市との連携強化や往来の活発化を促進し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた「未来につながる持続可能な都市圏」の形成を図ります。

また、高齢社会への対応や環境負荷の低減を図る観点から公共交通の重要性は高まり続けていることから、自動車交通と公共交通が適切に役割分担した都市交通網の構築を促進し、市街地と地域を結ぶ交通ネットワークの整備を進め、暮らしやすい生活空間の形成に努めます。



## ②. 道路網の整備

### ■広域連携を担う高速自動車道路の活用

高松自動車道は、関西圏や四国環状ネットワークとの広域連携を担う高速自動車道路として位置づけ、広域交流を促進する基盤として活用を図ります。

### ■主要幹線道路の活用

国道 11 号（引田～鳴門市区間）及び国道 318 号は、広域連携及び都市間連携を担う主要幹線道路として位置づけ、道路機能の強化・維持等を図ります。

国道 11 号大内白鳥バイパスは、令和 9 年度（2027 年度）に白鳥～伊座の 2.1km 区間が部分開通の見通しとなっており、本市中心部における国道 11 号の更なる交通の転換が図られ、混雑解消が期待されています。また、令和 3 年度（2021 年度）までの部分開通に伴い、バイパス周辺での工場や新規立地企業の誘致が促進されたことから、今後の部分開通により更なる市内外へのアクセス性向上を市内雇用・市内経済の活性化につなげるよう取り組みます。

### ■都市間連携軸の整備

国道 11 号（さぬき市～引田区間）及び国道 377 号は、市内の各地域をネットワーク化し、中心市街地へのアクセスや他地域からの移動、地域内での交流促進を担う交通網として、円滑な交通処理のための交差点改良や、人と車の安全かつ快適な移動空間の確保を図ります。

### ■地域連携軸の整備

広域連携軸や都市間連携軸の機能を補完する地域連携軸は、日常生活に関係の深い地域内外の交通を円滑に処理する道路であり、都市間連携軸へのアクセス性や土地利用の動向等に配慮しながら適切に配置します。

### ■生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路は、自転車・歩行者の安全かつ快適な生活空間の確保と良好な住環境の形成を図るため、狭あい道路の拡幅などの整備を促進します。また、都市間連携軸や地域連携軸との連携、緊急車両（救急車・消防車）の円滑な通行確保、災害時の避難路の確保など、地域の実情に合わせた整備を図ります。

### ■道路施設の長寿命化

道路や橋りょうなどの道路施設の維持管理については、予防保全的な維持修繕への転換を促進し、道路施設の長寿命化を推進するなど戦略的な維持管理に努めます。特に橋りょうについては、東かがわ市市道橋長寿命化修繕計画による優先順位等により修繕に努めます。

### ③. 歩行者環境の整備

#### ■歩車共存空間の整備

人を優先した安全・安心な歩行者空間を形成しながら、自動車と歩行者が共存できる空間を整備するため、歩行空間の確保、カラー舗装化などによる視線誘導、道路網計画の見直し等により、歩行者が安心して歩ける空間を整備します。

#### ■安全・安心な中心市街地の形成

魅力ある中心市街地の形成に向けて、バイパス整備により狭あい道路への通過交通の抑制を図るとともに、カラー舗装等による歩行空間の確保、歩車道境界に段差が生じない道路空間の整備、自動車が速度を落として走行する道路形状の整備や速度規制区域の設定など、誰もが安全に利用することができる道路空間づくりを推進します。

### ④. 公共交通網の整備

コンパクトな都市づくりを推進し、人口減少社会に適応した多核連携型都市構造の実現に向け、道路整備と公共交通の利用促進を組み合わせながら、自動車利用に過度に依存しない、効果的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

公共交通への利用転換の推進については、交通結節点の改善や徒歩・自転車による移動環境の改善など一体的に推進するなど、「東かがわ市地域公共交通計画」に基づき、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの形成と利用促進を図ります。

### ⑤. 交流・流通を支える交通施設の整備

観光交流の円滑化や産業交通における物流効率の向上を図るため、観光交流拠点や産業拠点から主要幹線道路までの区間について、交通施設の整備を促進します。

### ⑥. 港湾・漁港の整備

地方港湾・三本松港は、南海トラフ地震など大規模自然災害発生時の防災拠点港として、港湾岸壁の耐震化など港湾機能の整備・拡充を図ります。

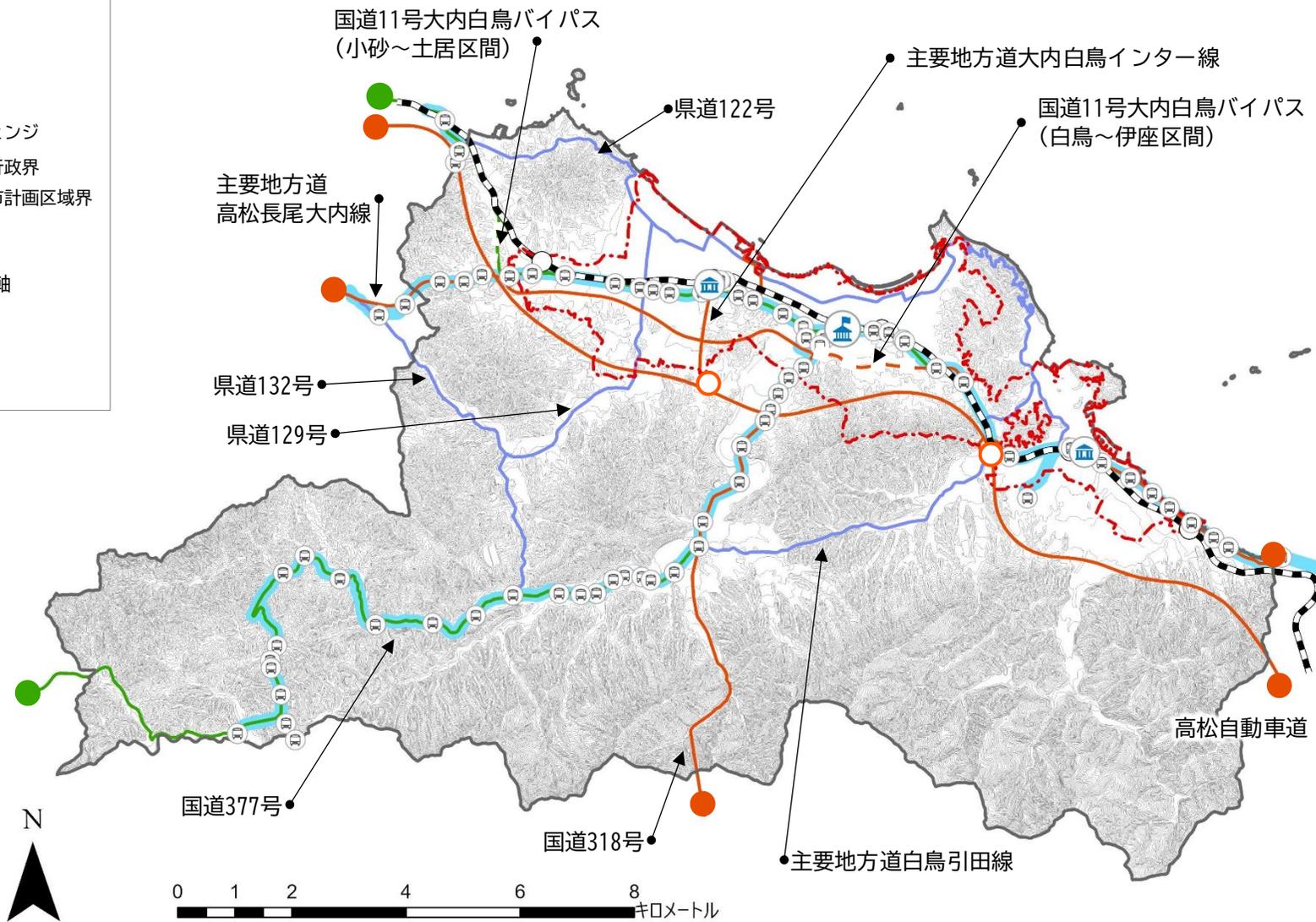
また、地方港湾・安戸港は、南海トラフ地震など大規模自然災害発生時に、物流機能の維持を図るため、港湾岸壁の耐震化など港湾機能の整備を図ります。

その他の地方港湾については、港湾機能の適切な維持管理・更新等を図ります。

漁港については、地場産業を支える地域の拠点として、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・更新等を図ります。

図表 道路・交通施設の整備方針図

- 凡例
-  東かがわ市役所
  -  支所
  -  JR駅
  -  バス停留所
  -  インターチェンジ
  -  東かがわ市行政界
  -  東かがわ都市計画区域界
  -  広域連携軸
  -  都市間連携軸
  -  地域連携軸
  -  バス路線
  -  鉄道



## 3.4. 都市防災の方針

### (1) 基本方針

---

本市では、頻発化・激甚化する自然災害や今後発生が予測される南海トラフ地震などに備え、令和5年4月に改定した「東かがわ市国土強靱化地域計画」や「東かがわ市地域防災計画」、「東かがわ市建築物耐震改修促進計画」等に基づき、災害に強い都市構造を形成することにより、日々の暮らしから安全・安心を実感できる都市づくりを推進します。

また、災害時において、円滑な避難の実施が重要であることから、市民・事業者・行政等が一体となった警戒避難体制の整備や市民の防災意識の高揚など、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進します。

### (2) 整備方針

---

#### ①. 総合的な地域防災対策の推進

自然災害の発生は完全に防ぐことはできないことから、災害時の被害をできる限り減らし、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本とします。また、災害発生後の迅速な復旧・復興が可能なまちを目指して、都市の防災機能の強化を図ります。

#### ②. 災害リスクを低減するための居住等の適正な立地誘導

自然災害の被害を最小限にするため、洪水・内水・高潮や土砂災害のハザードエリアから災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図るなど、長期的な視点のもと、災害リスクの適切な評価とこれを踏まえた災害に強いまちづくりを推進します。

#### ③. 地震、火災に強いまちづくりの推進

##### ■建築物の耐震化

東かがわ市建築物耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共施設の耐震化を促進し、消防屯所はすべて耐震化が完了しました。また、避難所についても廃止予定の1箇所を除き耐震化が完了しています。

民間建築物については、耐震診断及び耐震改修の必要性を積極的に普及啓発するとともに、商業施設など多くの市民が利用する施設の耐震化や老朽危険空き家の除却を促進します。

## ■防火性能の向上

民間建築物や公共施設の不燃化、消火栓や耐震性防火水槽・耐震性貯水槽の整備等により、防火性能の向上を推進します。

## ■ライフラインの耐震化

下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気、通信事業者、香川県広域水道企業団<sup>\*14</sup>との連携により、ライフラインの耐震化を促進します。

## ■液状化対策の推進

液状化のおそれのある個所を把握するとともに、防災拠点や指定避難場所等の特性を踏まえ、地盤改良等による液状化の発生防止対策を推進します。

## ■災害応急用井戸の登録

大規模災害や渇水による上水道の広域的な断水が発生する場合の備えとして、地域における生活用水を応急的に確保するため、民間が所有する井戸の災害応急用井戸への登録を促進します。



(出典) 東かがわ市ホームページ

<sup>14</sup> 香川県広域水道企業団は、香川県と県下8市8町（直島町を除く）で構成し、地方自治法で定める一部事務組合であり、各家庭等に水道水を給水する水道事業と中讃地区の工業用水道事業を行う地方公共団体です。平成30年（2018年）4月から事業開始しました。

## ④. 津波、高潮対策

### ■津波に強いまちづくりの推進

津波災害による被害の軽減・防止を図るため、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（香川県・令和6年3月）との連携を図りながら、市内の各漁港や安戸港の海岸耐震対策の推進、海岸堤防や防波堤等の整備・改修を行うとともに、施設の点検・性能評価を促進します。

また、津波ハザードマップの作成・普及や津波避難に関する意識啓発・訓練等の実施により、津波から生命を守るための対策を推進します。

### ■高潮対策

高潮被害を防止するため、港湾・漁港、高潮堤の整備を促進します。また、港湾・漁港は、長寿命化計画に基づく老朽化対策により、施設の安全確保を図ります。

また、高潮が発生した場合の被災範囲を示したハザードマップを配布し、避難等の対策を推進します。

### ■海岸整備

沿岸部周辺では、国や県と連携し、海岸保全施設の整備・更新を推進します。

## ⑤. 洪水、内水対策

### ■水害に強いまちづくりの推進

洪水による被害に強い都市づくりを推進するため、河川や水路の整備、ポンプ場等の更新や維持・管理、適正な土地利用の誘導、農地・緑地・山林など流域における保水・遊水機能の保全、警戒避難システムの確立など、総合的な治水対策の推進を図ります。

### ■河川改修

治水機能の向上と浸水被害の軽減・防止のため、香川県による古川（引田）をはじめとする河川改修事業を促進するとともに、これらの整備と連携して、河川の浚渫など適切な機能確保に努めます。

### ■ダムによる洪水調節機能の維持

近年、気候変動の影響による降雨パターンの変化により、記録的短時間大雨による内水はん濫などの水災害リスクが高まっています。

このため、本市及び周辺地域の洪水被害の軽減を図るため、五名ダム再開発事業を推進します。

### ■迅速な排水対策の実施

近年、激甚化する豪雨災害により発生する内水はん濫については、浸水防止や雨水排除を担う幹線管きよ・ポンプ場の整備・充実・管理により、迅速な排水対策を図ります。

## ⑥. 土砂災害対策

### ■土砂災害警戒区域等の把握・周知

がけ崩れ・土石流・地すべり等の発生のおそれのある土砂災害警戒区域等を把握し、災害発生による被災範囲を示すハザードマップを配布し、市民への周知を図ります。

### ■防災工事等によるリスク低減

がけ崩れや土石流の発生のおそれがある地区については、土砂災害特別警戒区域等による建築物の立地を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策事業や砂防工事等を促進し、災害リスクの低減に努めます。

## ⑦. ため池災害対策

### ■農業用ため池等の改修

市内に存在するため池について、「香川県老朽ため池整備促進計画 第12次5か年計画」(香川県・令和4年度策定)に基づき、改修を促進します。

### ■ため池ハザードマップの作成と普及促進

防災重点ため池、その他規模の大きいため池について、ため池ハザードマップやため池の浸水想定区域図(歩行困難区域図)を更新し、その普及を促進し、災害リスクの低減に努めます。

## ⑧. 災害廃棄物仮置き場の検討

南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード8~9程度の地震は、今後30年以内に発生する確率が60~90%程度以上となっており、香川県発表(令和7年9月)によると、最大クラス(L2<sup>15</sup>)の地震で422千トンの災害廃棄物量が発生すると予測され、仮置き場として30haの面積が必要とされています。

新たな被害想定に基づく仮置き場の選定にあたっては、市街地周辺の市有地を中心に、周辺環境等への影響評価を踏まえて候補地を検討するなど、発災後の速やかな復旧・復興に向けた取組を推進します。

<sup>15</sup> L2は、レベル2地震動(Level2 Earthquake Motion)の略称で、「発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの強震動」を指します。マグニチュードは9程度の地震で、発生頻度は千年に1度あるいはそれより低い頻度の確率です。

## ⑨. 防災・防犯意識の高揚

### ■自助・共助による防災まちづくりの推進

災害による被害をできるだけ少なくするためには、自らの命は自らが守る意識を持ち、一人ひとりが自ら取り組む「自助」が非常に重要です。

災害時には、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がそれぞれの役割を確実に果たすとともに、連携することにより被害の軽減や拡大防止につながるよう、市民の連帯感のもと自主防災組織を育成し、地域防災力の向上に努めます。

### ■避難行動の強化

出前講座等により、市民への防災・防犯情報を適切に提供しながら、防災・防犯意識の普及・啓発を推進するとともに、地域やコミュニティ協議会ごとの防災・防犯に対する協力体制づくりを進めます。

また、災害時には、徒歩での避難行動が原則となることから、家から広域避難場所等まで市民が安全に避難できるよう、各種ハザードマップを活用した防災訓練や研修等を通じて、災害リスクや避難所、避難経路等を分かりやすく周知・啓発することにより、市民の避難行動の強化を図ります。

## ⑩. 復興事前準備の取組の促進

災害発生後の迅速な復旧・復興に取り組めるよう、県と連携し復興事前準備について、その取組の検討を進めます。

**防災訓練のお知らせ** 回覧 (例)

今年度の訓練内容をお知らせします。

**9月7日(日)8時30分～**

想定 **震度6強の大地震**

【訓練の主な流れ】(8:30に訓練予告(高音短音))

**8:30 訓練開始** (『緊急地震速報』を音短音で放送します)

1. 各自でシエイクアウト訓練(約1分間)

(1) まず深く一呼吸をとり(2)動かない 姿勢

2. サイレンは鳴りません。(地震の影響でサイレンが吹聴できない想定)

3. 揺れがおさまったら

- ・火の始末と出火防止
- ・ドアや扉を開けて逃げ道を確認
- ・家族の安全を確認
- ・テレビ、ラジオなどで正しい情報の確認

3. 避難開始

**避難所**

※要用品もご準備ください。

●各戸でシエイクアウト訓練の後、自治会や自主防災組織で定めた避難所までできるだけ徒歩で避難してください。  
(災害発生後や津波などの危険が予想されると想定してください)

4. 避難完了

- 避難所後援の安全確認(資料をチェック表配布)を行ってください。
- 自治会ごとに避難者名簿作成訓練(資料を配布)を行ってください。
- ※避難所では自治会長、自主防災組織会長等を中心として、避難者名簿の作成や安全確認等を行ってください。

5. 避難人数の報告

- 休んでいた避難者名簿をもとに、暫く避難人数を報告してください。
- 【連絡先】危機管理課 TEL. 26-1235

6. 防災協議

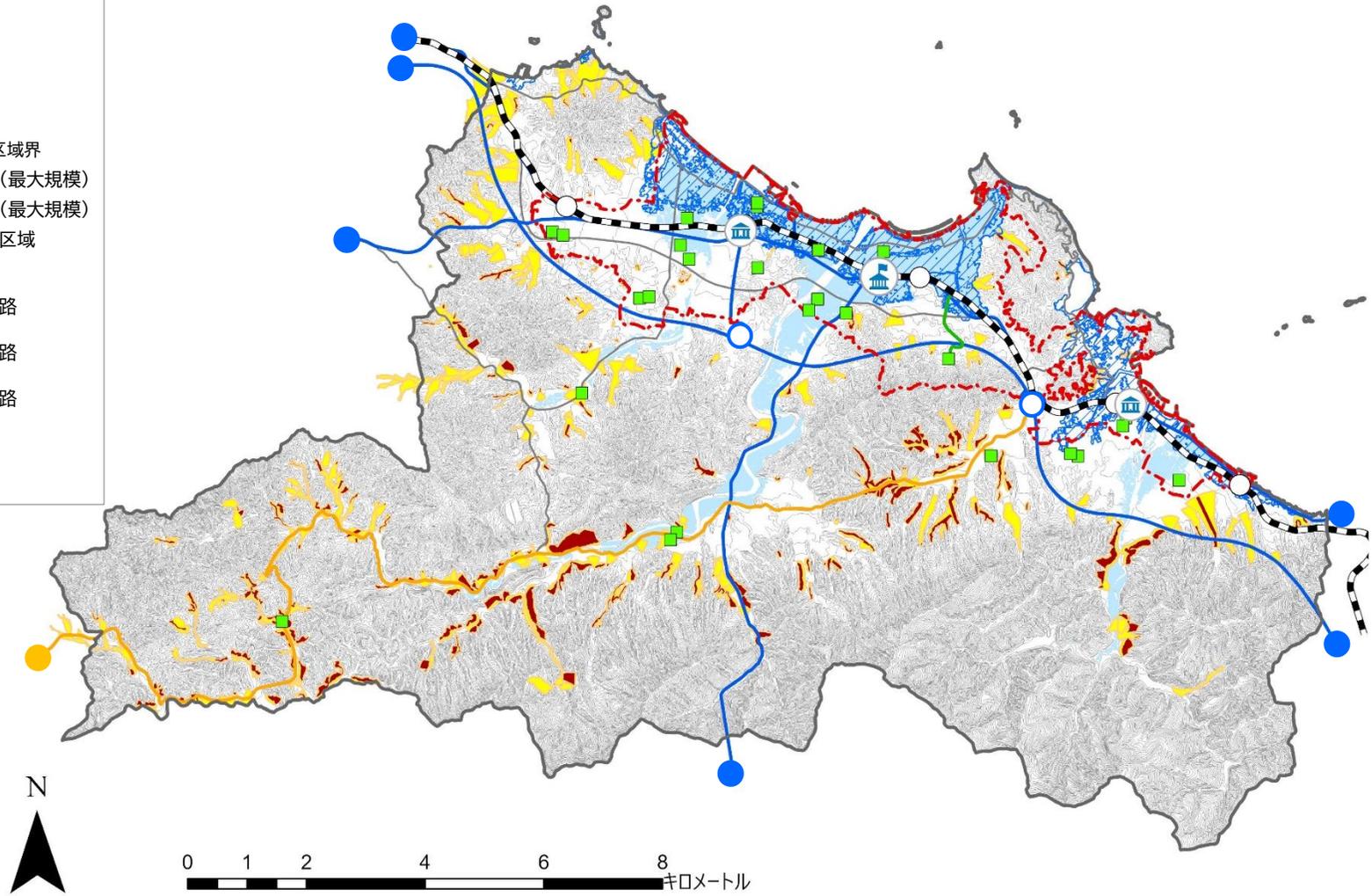
- 自治会単位の防災マップを使用して、防災箇子の資料を地図用マタイムラインを作成してください。

7. 訓練終了

雨天決行ですが、情報が発表されるおそれがある場合は危険な中止の取組をします。

図表 都市防災の整備方針図

- 凡例
-  東かがわ市役所
  -  支所
  -  JR駅
  -  インターチェンジ
  -  指定避難所
  -  東かがわ市行政界
  -  東かがわ都市計画区域界
  -  洪水浸水想定区域(最大規模)
  -  高潮浸水想定区域(最大規模)
  -  土砂災害特別警戒区域
  -  土砂災害警戒区域
  -  第一次緊急輸送道路
  -  第二次緊急輸送道路
  -  第三次緊急輸送道路
  -  その他道路網
  -  鉄道



### 3.5. 供給施設・生活排水処理施設整備の方針

#### (1) 基本方針

供給施設（上水道）及び生活排水処理施設（下水道等）は、快適な生活環境を実現するためには必要不可欠な施設です。また、生活排水処理施設は、河川や公共海域等の水質保全、大雨時における浸水被害の軽減など総合的で多面的な機能を有するとともに、水域に生息する魚類・動植物など生態系を保全するためにも重要な役割を担っています。

安定的な水道水の供給及び快適な生活環境を実現するため、計画的な生活排水処理事業を推進します。

#### (2) 整備方針

##### ①. 供給施設（上水道）

上水道は、「香川県水道広域化基本計画」に基づき、香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センターのもと、水道施設の維持管理、運営等の効率化を進め、水道事業の基盤を強化し、安全・安心な水道水の安定的な供給に努めます。

##### ②. 生活排水処理施設（下水道等）

###### ■公共下水道

公共下水道については、近年の人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」及び「東かがわ市生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ、施設及び管きよの老朽化対策や長寿命化を図り、安全・安心な下水道の維持管理に努めます。



#### ■集落排水施設、合併処理浄化槽

公共下水道の処理対象区域以外の地区については、「東かがわ市生活排水処理構想」に基づき、集落排水の維持管理や統合、合併処理浄化槽の設置等を推進し、快適な生活環境の実現や河川、海洋等の公共用水域の保全に努めます。

#### ■雨水排水

浸水被害の被災リスクが高い既成市街地から効率よく雨水排水を行うため、雨水ポンプ場の更新や維持・管理、耐震化などハード対策を推進し、安全・安心な市民生活の確保を図ります。

### ③. 渇水対策

#### ■五名ダム再開発事業の推進

近年、気候変動の影響による降雨パターンの変化により、記録的短時間大雨による内水はん濫や極端な少雨傾向による渇水など、水災害リスクが高まっています。

このため、異常渇水時において、本市及び周辺地域への影響を緩和するため、五名ダム再開発事業による渇水対策を推進します。

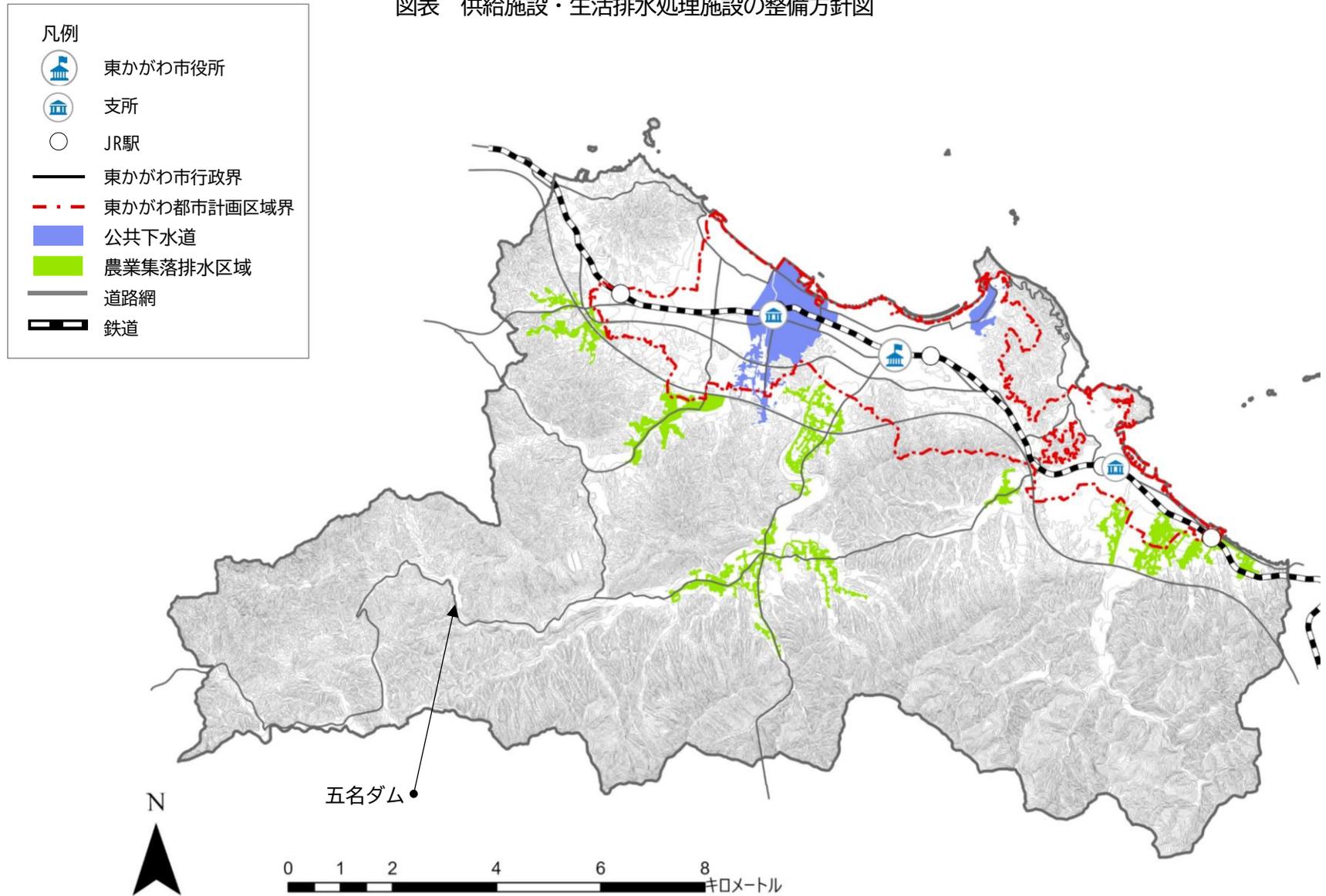
#### ■水源林の保全

水源林は、降雨を受け止め、地中にゆっくりと浸透させることで河川の流量を安定化させる「緑のダム」としての機能を持っています。また、水源かん養機能だけでなく、自然災害の防止など持続可能なまちづくりに資する多面的機能を有していることから、上流の森林地域と下流の都市部が連携し、多様な主体による水源林保全活動を促進します。



五名ダム

図表 供給施設・生活排水処理施設の整備方針図



## 3.6. その他公共施設整備の方針

### (1) 基本方針

公共施設については、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていくなか、高度化・多様化する市民ニーズに対応する行政サービスを提供していくことが求められています。

本市では、厳しい財政状況や更なる人口減少が続き、公共施設等の利用需要の低下が予想されるなか、「東かがわ市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、市有施設等の適正配置や適正管理を進めてきました。

今後も、更なる財政負担の軽減を実現し、効率的で安全・安心なまちづくりを推進します。

### (2) 整備方針

#### ①. 市営住宅

少子高齢化や民間賃貸住宅の普及など市営住宅を取り巻く社会情勢や住宅事情の変化に的確に対応し、「東かがわ市公営住宅長寿命化計画」に基づき、効率的かつ適切な市営住宅の運営を図ります。

また、将来的な住宅需要の見通しを考慮し、団地の廃止等による全体戸数の縮小を図るとともに、建替時に生活利便性や災害リスクを踏まえた立地に誘導するなど総合的な住宅施策を検討し、市民が安全で安心して居住できるよう、ニーズを踏まえた適切な住宅の供給に努めます。

#### ②. 学校教育施設

「東かがわ市学校施設整備構想」に基づき、引田・白鳥・大内地区それぞれに1中学校、1小学校を基本として学校再編を実施し、引田・大内校区の併設小中学校の整備と既存施設の耐震化を完了しました。小学校及び中学校の校舎を同一敷地内に併設又は隣接することで、施設管理コストの効率化を図っています。

今後、少子化の進行に伴い児童生徒数の減少が続くなか、学校規模の適正化に努めます。

#### ③. 社会教育・社会体育施設

「東かがわ市社会教育・社会体育施設等マネジメント基本計画」に基づき、施設の最適化に向け検討します。

公民館については、引田・白鳥・大内地区それぞれ1地区につき1施設の配置方針を基に、

今後整備を進めます。

体育施設については、施設の老朽度や利用状況等を鑑み、統廃合を検討します。

#### ④. 子育て支援施設

本市では、幼稚園・保育所の一体化や認定こども園の整備を実施し、保育・教育環境の向上に民間とともに取り組んできました。

今後、こども園等の効率的な管理にあたっては、小学校就学前の子どもの数の推移や地域の実情を勘案し、施設の統廃合について検討します。

#### ⑤. 環境衛生施設

##### ■廃棄物処理施設

循環型社会の実現を進めるため、「東かがわ市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化、省資源・リサイクルを推進します。

また、ごみの適正処理に向け、香川東部溶融クリーンセンターや大川広域志度クリーンセンターにおいて、広域連携のもと、ごみの運搬体制、処理施設の維持管理と充実を図ります。

##### ■斎場・墓園

斎場及び墓園については、市民ニーズを踏まえた適正な維持管理と整備・充実を推進します。

#### ⑥. その他の施設

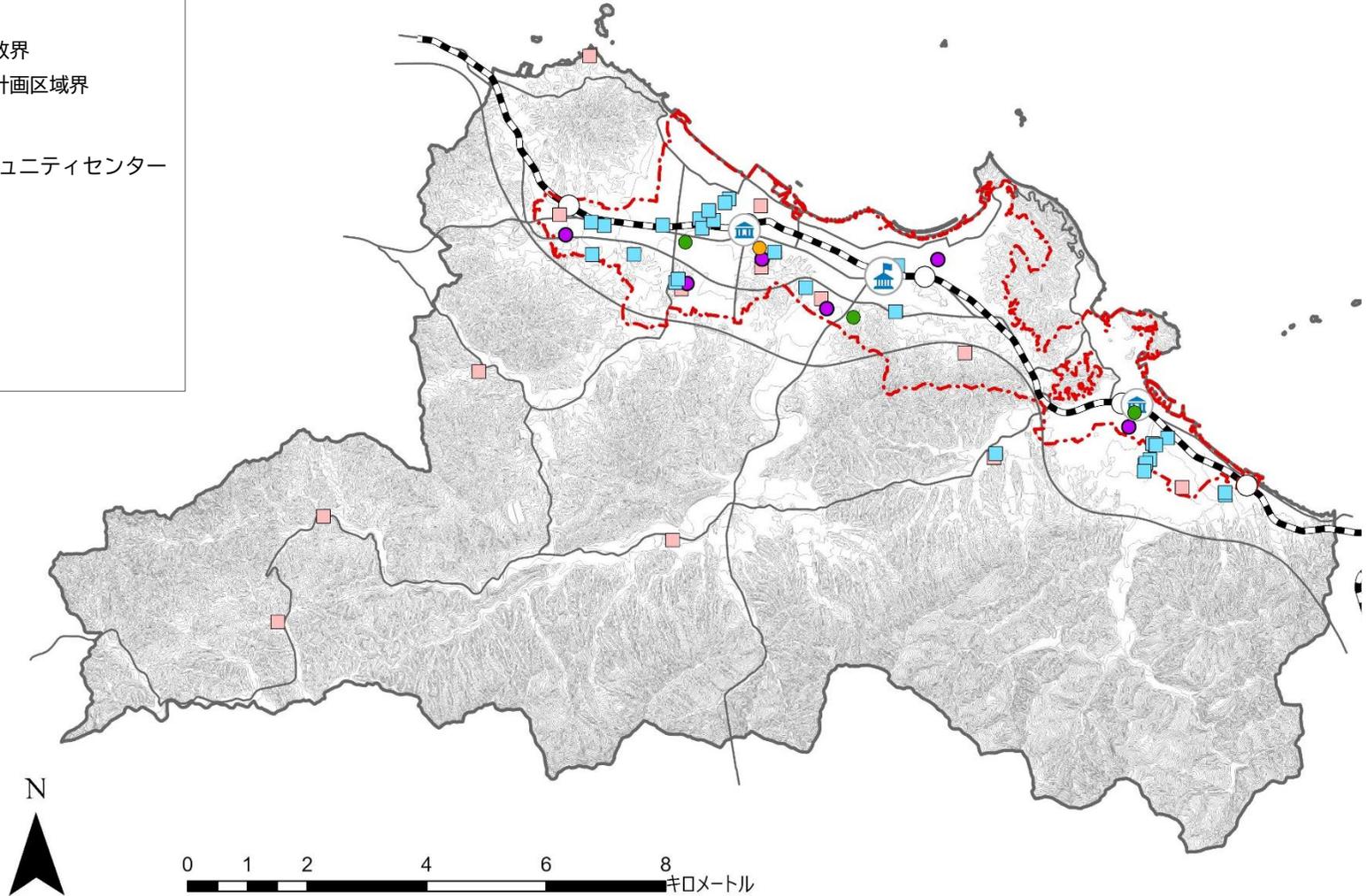
その他の施設等については、「東かがわ市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、計画的な長寿命化対策を実施するとともに、施設機能の適切な配置を図ります。

また、遊休施設や低利用施設については、転用等による有効活用の可能性を検討するとともに、公共スペースの活用促進等を図ります。

図表 その他公共施設の整備方針図

凡例

- 東かがわ市役所
- 支所
- JR駅
- 東かがわ市行政界
- 東かがわ都市計画区域界
- 市営住宅
- 公民館・コミュニティセンター
- こども園
- 小・中学校
- 高等学校
- 道路網
- 鉄道



## 3.7. 都市環境・景観形成の方針

### (1) 基本方針

---

良好な景観は、美しく個性的でワクワクするまちづくりと、潤いのある豊かな生活環境の創造には不可欠なものであり、現在及び将来における市民共通の財産です。

本市は、瀬戸内海の播磨灘と阿讃山脈に囲まれた豊かな自然環境、伝統産業が息づくレトロなまち並み、農山漁村の景観など優れた景観資源に恵まれており、市民がふるさとの自然・伝統・文化・歴史に触れることで地域を思う気持ちを醸成し、愛着を抱くことができるまちづくりを推進します。

### (2) 整備方針

---

#### ①. 地域の伝統・文化・歴史を生かした景観の保全・継承

##### ■歴史文化景観の保全と活用

地域の伝統・文化・歴史の資源を景観資源として保存・活用し、良好な環境の保全や歴史・文化の継承を通じた地域のコミュニティ形成や地域に愛着を持つ気持ちを醸成するとともに、観光振興等に生かします。

##### ■産業景観の保全

本市の伝統産業である手袋製造や農業・漁業など、地域の生活や生業に根差した魅力的な景観資源については、産業の育成とともに景観保全を図ります。

##### ■優良農地の保全

農地は、農業が営まれることにより、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じて、生物多様性の保全、貯水機能の活用による洪水の発生防止・軽減、農業体験学習等の教育、文化の継承等、様々な機能を発揮します。

近年、農業従事者の高齢化や経営基盤の低迷により担い手が不足しており、遊休農地が増加しています。農地維持のための後継者育成や農地集積等の取組を進めるとともに、職業として農業を選択できるよう、商工業・観光業も巻き込んだ経営基盤の強化を図り、収益性の高い新規就農の経営モデルの確立を検討します。

また、農地の多面的機能は良質な住空間をもたらす一方、農地と住宅地の近接により生じる問題により、農地の遊休化が懸念されています。農地の多面的機能は、住宅地の持続可能性と住民の生活の質の向上に不可欠な役割を果たしていることから、ハード面での環境改善とソフト面での相互理解の促進を一体的に進めることにより、農業者と住民が手を携え、ともに歩む地域づくりを促進します。

## ■景観樹木の保全

白鳥神社や石清水神社などには、香川の保存木に指定されている樹木が存在しています。これらの樹木は、ふるさとの景観を構成する景観資源であり、地域のランドマーク的な存在でもあることから、今後も適切な保全を図ります。

## ②. 魅力ある親水空間の保全と活用

### ■海辺の景観づくり

鹿浦越のランプロファイヤ岩脈や柱状節理などジオサイト、白砂青松が広がるふるさと海岸の保全に努めます。また、人工海岸に代わっている地域では、自然景観と調和するように海岸線の緑化、遊歩道や憩いの広場等の水辺を楽しめる海辺の景観づくりを推進します。

### ■うるおいある景観づくりの推進

湊川や与田川、馬宿川、ダム湖、ため池等の主要な水系において、水辺沿いの道、河川敷、堤防、堤体等の緑化、景観整備、憩いの場づくりを進め、水辺を中心とするうるおいある景観づくりを推進します。

また、自然と共生し環境を創造する水路・農道・ため池等の施設整備を行うとともに、河川等（水路含む）に生息する外来種は、関係団体や地域住民と連携を図りながら、駆除に向けた取組を推進します。

### ■国立公園等の保全・活用

瀬戸内海国立公園と水主自然環境保全地域は、国・県と連携しながら景観の保全や保護意識の啓発に努めます。

また、大坂峠・城山・鹿浦越・白鳥松原は、今後とも残すべき本市の財産として、貴重な自然資源を活用した取組を検討します。



優良農地の保全



白鳥神社のクスノキ

### ③. 市民の憩いと暮らしの充実につながる地域づくり

#### ■公園の整備方針

都市公園をはじめ、市内に分散する小規模な公園・広場は、市民の憩いの場として、今後も適切な維持管理や利用促進を図ります。また、老朽化した公園のリニューアルや防災機能の強化を検討する場合は、地域住民のニーズの反映や地域による自主的な管理を促進します。

#### ■誰もが憩える公園づくり

公園の役割に応じた施設の長寿命化を図るとともに、遊具等の経年劣化や点検不備に起因する事故等を防止するため、適切に遊具の安全管理や衛生管理を推進します。

また、公園の質の向上に向けて、公園利用者のニーズの反映や指定管理者制度など民間活力の活用も視野に入れた公園づくりを図ります。

#### ■交流と健康増進を促す都市づくり

身近な交流や市民の健康維持・増進につながるスポーツ・レクリエーション施設を有する、とらまる公園や白鳥中央公園、東かがわ市温水プール、引田スポーツセンター等は、誰もが安全に利用できるよう適切な維持管理に努め、子どもから高齢者まで幅広い利用者による利活用を推進します。



### ④. 安全・安心につながる都市づくり

#### ■バリアフリー環境の整備

高齢者をはじめ障がい者や子ども、外国人など多様な社会参加活動を支援するため、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園などの公共施設におけるバリアフリー環境の整備・充実を図ります。

#### ■交通安全対策の推進

交通事故が多発している道路など、特に交通の安全を確保する必要がある道路については、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するために、歩道の整備や交通安全施設等の設置、低速度規制区域（ゾーン 30）の設定、車両の速度を抑制する道路構造の整備を図ります。

また、小中学校の通学路周辺においては、防犯灯などの設置や見通しの確保を図ります。

## ⑤. 環境に配慮した都市づくり

### ■コンパクトシティの推進

コンパクトなまちづくりを推進し、シビックコアにおける人口や都市機能の集積を高め、公共交通機関の利用促進を行うことにより、移動等にもなうCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ります。

### ■ゼロカーボンシティの推進

本市の豊かな自然や特色ある産業・文化を未来の世代に引き継ぎ、安全に安心して、いつまでも住み続けられるまちの実現に向け、市民や事業者と連携し、本市における二酸化炭素の排出量を令和32年（2050年）までに実質ゼロとすることに取り組みます。

### ■再生可能エネルギーの普及拡大

化石燃料から地産地消型再生エネルギーへの切替を進めることによって、地域活性化や脱炭素化やエネルギー自給率の向上を推進します。

また、災害時に必要なエネルギー源を確保するため、防災拠点施設への太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。

### ■森林地域の保全

森林が持つ野生生物の生息空間、水源かん養、防災機能などの公益的機能に関する市民意識の高揚に努めるとともに、市民にとって緑豊かで良好な居住空間を提供するための緑地として機能保全を図ります。

東かがわ市「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化が原因とされる異常気象は、昨今の集中豪雨や台風の大化による自然災害の増加をはじめ、我々の身近な生活環境に様々な影響をもたらし、「気候危機」とも言われる世界的に深刻な問題となっています。

国連では、地球温暖化に対応するため、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」とするパリ協定が2015年に合意されました。また、IPCCは、この目標を達成するためには、「2050年までにCO<sub>2</sub>の実質排出量をゼロにすることが必要」との報告書を2018年にまとめています。さらに、気候変動への対策は、持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標の中にも掲げられています。

2020年、政府は「2050年までに国内の温室ガス排出量を実質ゼロにする」との表明を行い、国内各自治体におきましても、脱炭素に向けた動きが急速に進んでいます。そうした中、本市としましても、国際社会の一員として脱炭素社会の実現に向けた取組みを共に推し進めていかなければなりません。

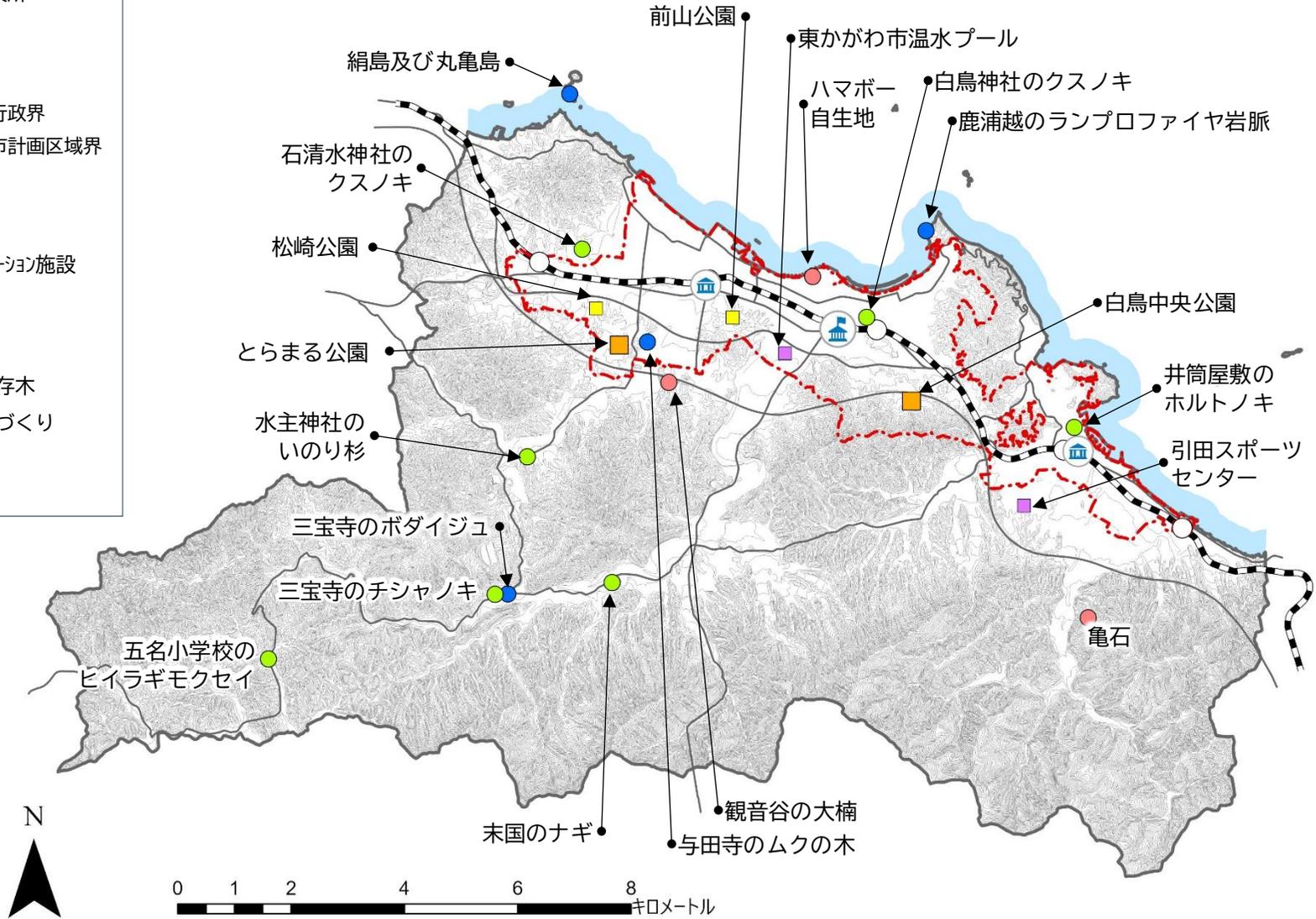
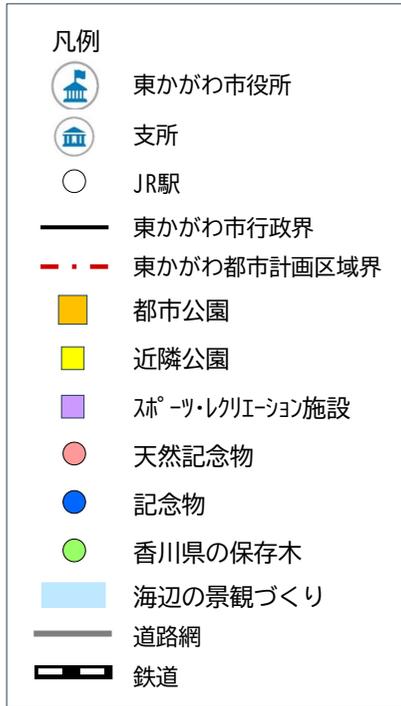
本市の豊かな自然や特色ある産業・文化を未来の世代に引き継ぎ、安全に安心して、いつまでも住み続けられるまちの実現に向け、市民や事業者の皆さんと共に、本市における二酸化炭素の排出量を2050年までに実質ゼロとすることを目標し、挑戦することを宣言します。

2021年3月1日

東かがわ市長 上村 一郎



図表 都市環境・景観形成の整備方針図



## 3.8. 地域コミュニティ活性化の方針

### (1) 基本方針

---

本市では、おおむね旧小学校区を単位としたコミュニティが形成され、古くから地域住民との暮らしや交流を支えてきた日常生活圏域が存在し、コミュニティ活動が行われてきました。しかし、人口減少や少子高齢化の影響により、地域コミュニティの希薄化やコミュニティ活動の維持困難等が進んでおり、地域で支え合う力が低下しています。

本市が目指す「つながる未来」を実現するためには、東かがわ市で「つながる」子どもから高齢者にいたるまでのあらゆる世代の人たちの交流が図られ、豊かなつながりにより、様々な活動がより活発に行われるようコミュニティ機能の維持・活性化を図ります。

### (2) 整備方針

---

#### ①. 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティ活動への支援については、「東かがわ市地域コミュニティ活性化計画」に基づき、地域活動を持続的・主体的に行う組織の構築を促進し、地域の人たちが主体的に世代間交流やライフステージに応じた多様な関わり方を通じて地域コミュニティ活動を持続することが可能となるよう、コミュニティ機能の維持・活性化を支援します。

#### ②. まちづくり活動の拠点形成

人口減少が進むなかでも暮らしやすいまちを実現するため、人口密度の維持・向上や生活利便性の維持、地域コミュニティの維持の視点から都市の骨格を形成する拠点を定め、持続的なまちづくりを推進します。

#### ③. 拠点施設の機能維持

地域に密着し、子どもから高齢者にいたるまで幅広い世代間交流の場として、コミュニティセンターの機能維持を図るとともに、シビックコアや地域拠点との連携、拠点施設へアクセスする交通手段を確保します。

地域活動の多様な主体の参画や多世代の交流促進、地域間連携を促進し、健全で活力のある地域コミュニティの活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進します。

#### ④. 市民との協働による農山村環境の保全

本市の農山村地域は、豊かな自然環境と農林業の営みが調和した貴重な景観を形成し、食料生産の場としてだけでなく、水源かん養、生物多様性保全、伝統文化継承など多面的機能を有しています。しかし近年、高齢化や担い手不足による遊休農地の増加、山林の管理不足、それに伴う獣害の深刻化など様々な課題に直面しています。

豊かな農山村環境を将来につなげるためには、行政主導の取組だけでは限界があることから、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がそれぞれの役割を果たすとともに、地域住民が主体となる農地・山林の保全や獣害対策を啓発し、市民との協働による農山村環境の保全を促進します。

防災訓練



地域のまつり



## 第4章 地域別まちづくり構想

### 4.1. 地域区分

#### (1) 地域区分の設定

地域別構想は、全体構想や分野別まちづくり構想に即して、地域の特性や課題に応じた都市づくりの方針を示すものです。

地域の区分は、地形条件や土地利用状況、日常生活圏など地域コミュニティのつながり等を踏まえ、本市を3つの地域に区分します。

図表 地域区分図



## 4.2. 中心地域

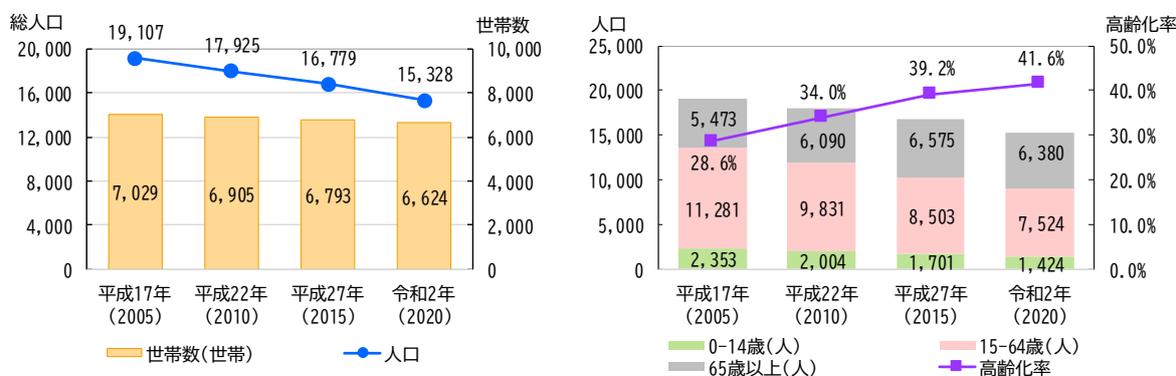
### (1) 中心地域の概況

#### ①. 中心地域の特性

- ・本地域は、市域の北部中央に位置し、東かがわ都市計画区域に指定されている沿岸部の既成市街地の中心部や大内白鳥インターチェンジを有する地域です。地域の北側は瀬戸内海に面し、西側には用途地域が指定されています。
- ・本地域は、国道 11 号を含む地域の北側に古くからの市街地が形成され、市役所をはじめとした行政機能や商業施設、業務施設など中核的な都市機能が集積しています。また、地域を東西に横断するように J R 高徳線や路線バスなど公共交通が通行し、三本松駅など交通結節点を有しており、生活利便性が高い地域です。
- ・地域の南側では、国道 11 号大内白鳥バイパスの整備が進んでおり、市内外へのアクセス性や市街地内の交通混雑緩和による安全性の向上を図るなど、本市の暮らしやすさにぎわいの基盤となる地域です。

#### ②. 人口・世帯

- ・本地域の人口は、平成 17 年 (2005 年) の 19,107 人から令和 2 年 (2020 年) の 15,328 人と 20 年間で 19.8% 減少し、長期的に減少傾向が続いています。世帯数も減少傾向が続いており、平成 17 年 (2005 年) から令和 2 年 (2020 年) の 20 年間で 5.8% 減少となっています。
- ・3 年齢区分別人口の推移をみると、平成 17 年 (2005 年) から令和 2 年 (2020 年) の 20 年間で、年少人口 (0~14 歳) は 39.5% 減、生産年齢人口 (15~64 歳) は 33.3% 減、老年人口 (65 歳以上) は 16.6% 増となっており、少子高齢化が進展しています。



注：各年の総人口は、年齢不詳を含まない。  
(出典) 国勢調査

### ③. 都市防災

- ・国道 11 号より北側の既成市街地をはじめ、高潮や津波、洪水等による浸水リスクが高い地区では、浸水対策や排水対策が求められます。
- ・既成市街地では、木造住宅等が密集する住宅地、緊急車両が通行しにくい狭あい道路が多く、空き家が増加傾向であることから、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の解消など都市の防災能力の向上が求められています。
- ・地域南側の白鳥石鎚山や東側の与治山などの山腹斜面では、土砂災害警戒区域等の指定があり、危険区域の周知が求められます。
- ・大規模災害や濁水等による上水道の広域的な断水が発生した場合に備え、地域の生活用水を応急的に確保するため、災害応急用井戸の登録を進める必要があります。

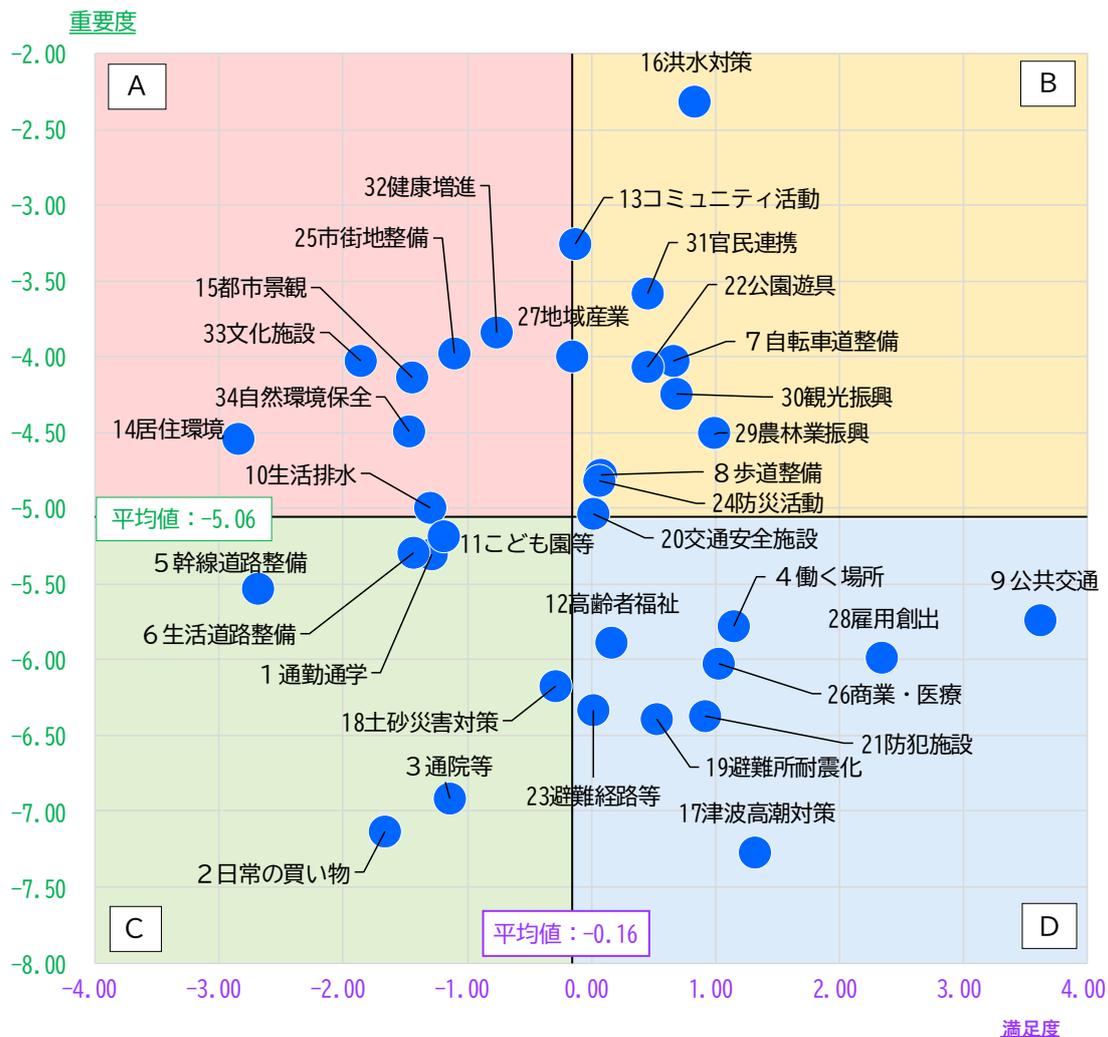
### ④. 都市環境・景観

- ・本地域では、市街地から郊外部への居住の移動がみられ、空き家・空き地の増加による既成市街地の低密度化（スポンジ化）や郊外部の無秩序な開発が懸念されています。
- ・人口減少と少子高齢化の進展により、既成市街地のにぎわいを形成してきた商店等が閉鎖し、空き店舗が多く見られます。本地域は、本市全体の活力に影響することから、生活利便性の維持や企業立地の誘導によるにぎわい創出が求められます。
- ・本地域は、白鳥松原や鹿浦越の瀬戸内ジオサイトなど多くの地域資源を有することから、観光産業への活用を図るとともに、適切な維持・管理が求められます。



## ⑤. 市民アンケート結果の概要（中心地域）

中心地域では、都市防災や交通安全施策、産業振興等が評価されています。一方で、居住環境や市街地整備について改善が必要といえます。



A 特に改善が必要な施策		B 着実に推進する施策	
10. 生活排水	14. 居住環境	7. 自転車道整備	8. 歩道整備
15. 都市景観	25. 市街地整備	13. コミュニティ活動	16. 洪水対策
32. 健康増進	33. 文化施設	20. 交通安全施設	22. 公園遊具
34. 自然環境保全		24. 防災活動	27. 地域産業
		29. 農林業振興	30. 観光振興
		31. 官民連携	
C 周知・改善が必要な施策		D 維持や認知度向上を図る施策	
1. 通勤通学	2. 日常の買い物	4. 働く場所	9. 公共交通
3. 通院等	5. 幹線道路整備	12. 高齢者福祉	17. 津波高潮対策
6. 生活道路整備	11. こども園等	19. 避難所耐震化	21. 防犯施設
18. 土砂災害対策		23. 避難経路等	26. 商業・医療
		28. 雇用創出	

## ⑥. 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の人口密度の維持</li> <li>・市街地周辺部の適正な土地利用の誘導</li> <li>・災害に強いまちづくり</li> </ul>
道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道11号大内白鳥バイパスの整備促進</li> <li>・市街地の混雑解消や安全な通学路の確保</li> <li>・生活道路の改善</li> <li>・公共交通機関の利用促進、維持</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水リスクへの対応</li> <li>・地域防災力の向上</li> </ul>
都市環境、景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の低密度化（スポンジ化）の抑制</li> <li>・郊外部の無秩序な開発の抑制</li> <li>・空き家、空き地など低未利用地の活用</li> </ul>



市街地周辺の適切な土地利用の誘導



低未利用地の活用

## (2) 中心地域の将来像

---

にぎわいと活力を未来につなぐ 持続可能なまち

## (3) 地域づくりの基本方針

---

### ①. 土地利用の方針

- 中心地域は、本市の行政機能や都市機能が集積する中核的な拠点として、地域のにぎわいと暮らしやすさを確保するとともに、「都市の顔」として魅力ある市街地の形成を図ります。
- 市街地に整備されている充実した都市基盤を活用し、まちなかへの居住誘導と人口密度の維持により、コンパクトシティ形成を図ります。
- 公共空地や空き家、空き地など低未利用地の利活用を促進するなど、市街地における適切な土地利用を誘導します。
- 狭あい道路の解消等により、自動車と自転車、歩行者が共存する安全・安心なまちなか歩行空間の整備を図ります。
- 四国4県や関西方面につながる高松自動車道や国道11号大内白鳥バイパスへのアクセス性の高さかを生かし、産業拠点の誘導を図ります。
- 地域の特徴的な産業である手袋産業などの地場産業の育成を図ります。

### ②. 道路・交通施設の方針

- 国道11号大内白鳥バイパスの整備に伴い、国道11号（丹生～伊座区間）の混雑解消や安全・安心な通学路の確保を促進します。
- 緊急車両の円滑な通行確保や自転車・歩行者の安全かつ快適な生活空間の確保のため、狭あい道路の拡幅等の整備を促進します。
- 安全・安心な歩行者空間を整備するため、カラー舗装等による歩行空間の確保や自動車が速度を落として走行する道路形状などの道路空間づくりを推進します。
- 人口減少に適応した多核連携型都市構造の実現に向け、道路施設の予防保全的な維持修繕を促進するなど長寿命化対策を推進します。
- 東かがわ市地域公共交通計画に基づき、交通結節点の改善や徒歩・自転車の移動環境の改善など、公共交通ネットワークの維持・確保に取り組みます。

### ③. 都市防災の方針

- 木造住宅等が密集し、狭あい道路が多い市街地では、建築物の不燃化の推進や老朽危険空き家の除却支援、消火栓等の整備により、市街地の防災性向上に努めます。
- 大規模自然災害による被害を最小化するため、洪水や土砂災害、高潮、津波などのハザードエリアから災害リスクが低い地域への居住の誘導を図ります。
- 大規模災害や漏水等による広域的な断水に備え、民間が所有する井戸の災害応急用井戸への登録を促進します。
- 各種ハザードマップの作成・配布、防災に関する出前講座、防災訓練、自主防災組織の育成や消防団の充実強化など、地域防災力の向上を図ります。

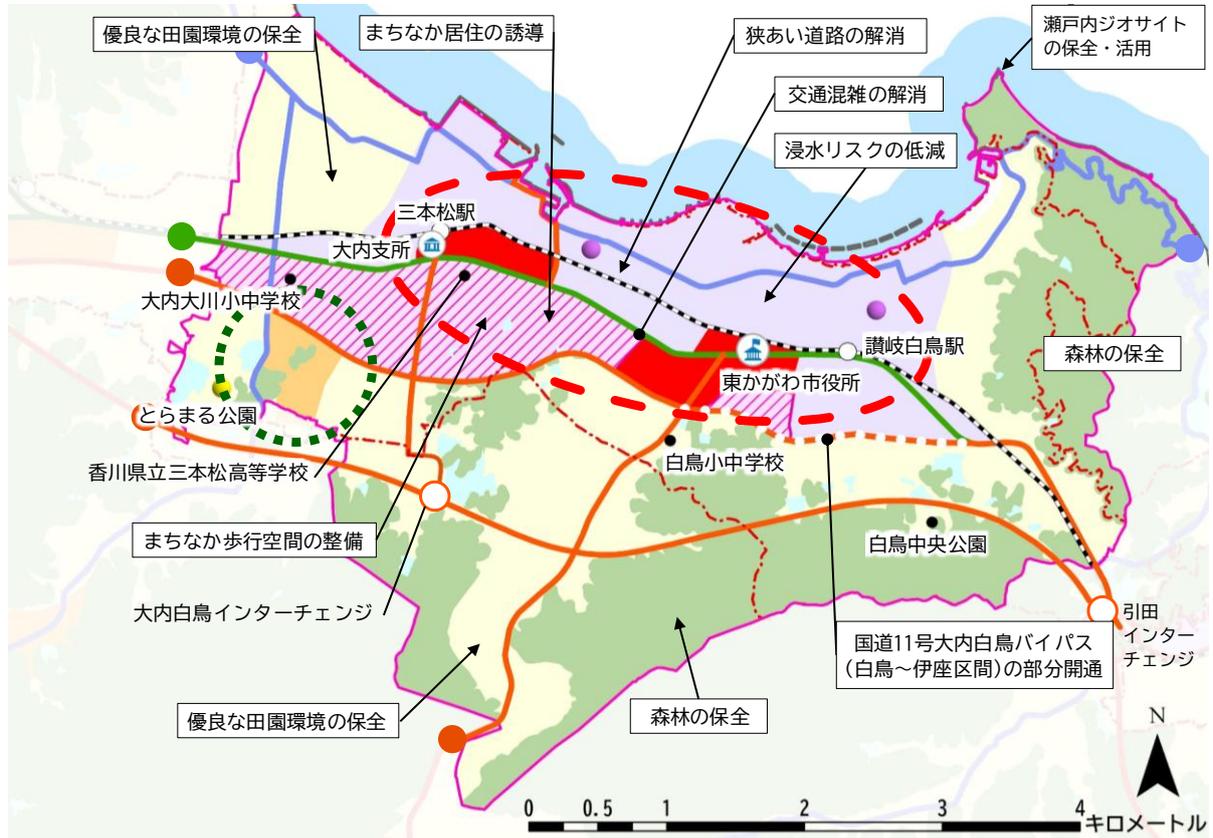
### ④. 公共施設整備の方針

- 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、シビックコアでの公共施設の集積を重視しながら、施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に実施します。
- 中心地域は、洪水や津波・高潮などの浸水リスクの低減を図るため、雨水ポンプ場の更新や維持・管理、耐震化などハード対策を推進します。

### ⑤. 都市環境・景観形成の方針

- 公共交通機関の利用促進や徒歩・自転車における移動環境の改善等により、ゼロカーボンシティの推進やコンパクトなまちづくりに取り組みます。
- 市街地の郊外部への居住移動により、空き家の増加や郊外部の無秩序な都市化が生じていることから、居住を低未利用地に誘導するまちづくりを推進し、市街地近郊の優良な田園環境を保全します。
- 森林は、野生動物の生息環境や水源かん養、防災機能等様々な公益的機能があります。これらの機能を保全するため、適正な間伐や枝打ちなどを推進します。
- 瀬戸内ジオサイトや景観樹木などの貴重な自然資源の保全・活用を図ります。
- 本市が誇る自然景観、歴史景観、都市・集落景観、文化景観の保全・創出の視点から、地域特性を生かした愛着を抱くことができるまちづくりを進めます。

#### (4) 中心地域のまちづくり方針図



## 4.3. 引田地域

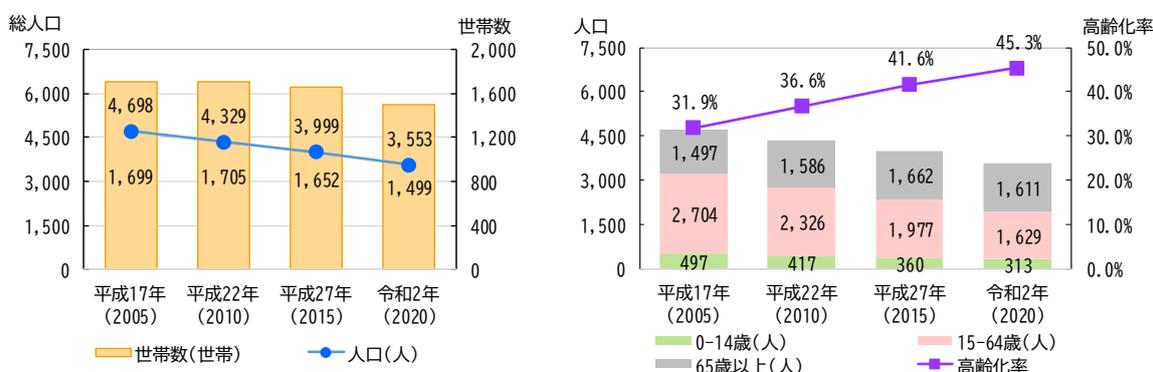
### (1) 引田地域の概況

#### ①. 引田地域の特性

- ・本地域は、中心地域の東側に位置し、東かがわ都市計画区域に指定されている引田駅周辺の地域で、引田支所や医療機関などの都市機能、香川県の東の玄関口である引田インターチェンジを有しています。
- ・古くから瀬戸内海を介した陸上・海上交通の拠点として栄えた町並み、ジオサイトや引田城跡、安戸池など豊かな観光資源が立地し、観光関連産業と漁業が本地域の産業を支えています。
- ・令和7年(2025年)8月に、瀬戸内国際芸術祭2025(夏会期)の会場の1つとなり、歴史ある町並みや地場産業とアートの組み合わせによる新たな魅力創出など、観光コンテンツの充実に取り組んでいます。

#### ②. 人口・世帯

- ・本地域の人口は、平成17年(2005年)の4,698人から令和2年(2020年)の3,553人と20年間で24.4%減少し、長期的な減少傾向が続いています。世帯数は、平成22年(2010年)から減少傾向が続いており、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の20年間で11.8%減少となっています。市全体と比較して、世帯数の減少が顕著となっています。
- ・3年齢区分別人口の推移をみると、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の20年間で、年少人口(0~14歳)は37.0%減、生産年齢人口(15~64歳)は39.8%減、老年人口(65歳以上)は7.6%増となっており、少子高齢化が進展しています。



注：各年の総人口は、年齢不詳を含まない。  
(出典) 国勢調査

### ③. 都市防災

- ・国道 11 号より北側の既成市街地は、高潮や津波、洪水等による浸水リスクが高いことから、浸水対策や排水対策が求められます。
- ・既成市街地は木造住宅等が密集する住宅地で、緊急車両が通行しにくい狭あい道路が多く、空き家が増加傾向であることから、建築物の不燃化・耐震化、狭あい道路の解消などまちの防災能力の向上が求められています。
- ・翼山などの山腹斜面では、土砂災害警戒区域等の指定があり、危険区域の周知が求められます。
- ・大規模災害や濁水等による上水道の広域的な断水が発生した場合に備え、地域の生活用水を応急的に確保するため、災害応急用井戸の登録を進める必要があります。

### ④. 都市環境・景観

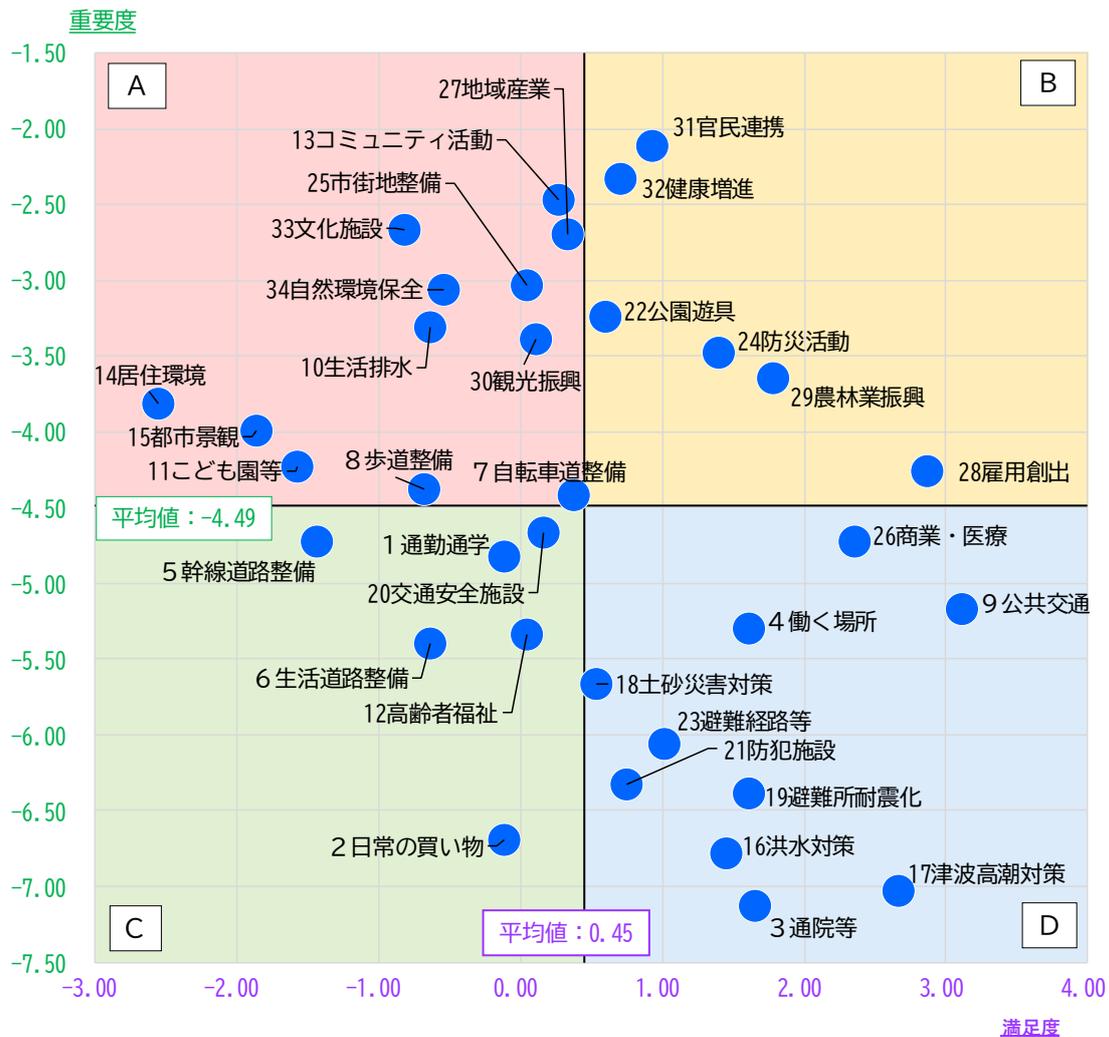
- ・本地域は、市全体に比べて世帯減少率が著しく、大字別に空き家件数をみると、市内で最も空き家が多い地域となっています。空き家の増加は、地域の魅力を失わせ、居住者の更なる減少を招くなどの問題を抱えており、空き家の発生を抑制する取組が求められます。
- ・既成市街地では、地域の居住と地場産業、観光資源が一体となっていることから、地域住民の日常生活と訪問客の余暇時間がともに充実したものとなるよう、狭あい道路の拡幅や安全・安心な歩行者空間の確保が求められます。
- ・本地域は、歴史ある町並みや引田城跡等の史跡、ジオサイトなど多くの地域資源を有することから、観光産業への活用を図るとともに、適切な維持・管理が求められます。
- ・国道 11 号の南側には優良な農地が広がっており、田園環境の保全が求められます。

狭あい道路、  
安全・安心な歩行者空間の確保



## ⑤. 市民アンケート結果の概要（引田地域）

引田地域では、雇用創出や防災活動が評価されています。一方で、居住佳境や市街地整備、産業振興について改善が必要といえます。



A 特に改善が必要な施策	B 着実に推進する施策
7. 自転車道整備	22. 公園遊具
8. 歩道整備	24. 防災活動
10. 生活排水	28. 雇用創出
11. こども園等	29. 農林業振興
13. コミュニティ活動	31. 官民連携
14. 居住環境	32. 健康増進
15. 都市景観	
25. 市街地整備	
27. 地域産業	
30. 観光振興	
33. 文化施設	
34. 自然環境保全	
C 周知・改善が必要な施策	D 維持や認知度向上を図る施策
1. 通勤通学	3. 通院等
2. 日常の買い物	4. 働く場所
5. 幹線道路整備	9. 公共交通
6. 生活道路整備	16. 洪水対策
12. 高齢者福祉	17. 津波高潮対策
20. 交通安全施設	18. 土砂災害対策
	19. 避難所耐震化
	21. 防犯施設
	23. 避難経路等
	26. 商業・医療

## ⑥. 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の整備</li> <li>・災害に強いまちづくり</li> </ul>
道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の改善</li> <li>・公共交通機関の利用促進、維持</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水リスクへの対応</li> <li>・地域防災力の向上</li> </ul>
都市環境、景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的町並みの保全</li> <li>・来訪者に好印象を与える観光地景観の保全</li> </ul>



生活道路の改善



歴史ある町並み  
(観光地景観の保全)

## (2) 引田地域の将来像

---

地域がにぎわい、居住と観光が共存するまち

## (3) 地域づくりの基本方針

---

### ①. 土地利用の方針

- 地域拠点では、一定の都市機能の維持・確保に努め、周辺の生活拠点や集落を含む生活圏の持続的な地域づくりを進めます。
- 日常生活に不足する都市機能は、中心地域との連携により補完します。
- 地域拠点周辺は、居住と漁業・観光業等の産業が一体となっていることから、地域住民の日常生活を支えるとともに、観光交流の拡大を促す基盤整備や空き家の利活用促進を図ります。

### ②. 道路・交通施設の方針

- 人口減少に適応した多核連携型都市構造の実現に向け、道路施設の予防保全的な維持修繕を促進するなど長寿命化対策を推進します。
- 緊急車両の円滑な通行確保や自転車・歩行者の安全かつ快適な生活空間の確保のため、狭あい道路の拡幅等の整備を促進します。
- 地域住民や観光で訪れた人の安全・安心な歩行者空間を整備するため、カラー舗装等による歩行空間の確保や自動車が速度を落として走行する道路形状などの道路空間づくりを推進します。
- 東かがわ市地域公共交通計画に基づき、交通結節点の改善や徒歩・自転車の移動環境の改善など、公共交通ネットワークの維持・確保に取り組みます。

### ③. 都市防災の方針

- 木造住宅等が密集し、狭あい道路が多い引田支所周辺では、老朽危険空き家の除却支援や消火栓等の整備により、防災性向上に努めます。
- 大規模自然災害による被害を最小化するため、洪水や土砂災害、高潮、津波などのハザードエリアから災害リスクが低い地域への居住の誘導を図ります。

- 大規模災害や渇水等による広域的な断水に備え、民間が所有する井戸の災害応急用井戸への登録を促進します。
- 各種ハザードマップの作成・配布、防災に関する出前講座、防災訓練、自主防災組織の育成や消防団の充実強化など、地域防災力の向上を図ります。

#### ④. 公共施設整備の方針

- 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に実施します。

#### ⑤. 都市環境・景観形成の方針

- 歴史文化景観や瀬戸内ジオサイトなど魅力的な観光資源を充実させるため、ハード・ソフトの整備を図ります。
- 瀬戸内国際芸術祭などを好機とした、持続可能な観光の推進、観光客数や関係人口の拡大を図ります。
- 農業・農村を守り、優良な田園環境を保全するため、商工業や観光業、関係機関と連携し、遊休農地の解消・発生抑制や利活用、獣害対策の促進を図ります。
- 森林は、野生動物の生息環境や水源かん養、防災機能等様々な公益的機能があります。これらの機能を保全するため、適正な間伐や枝打ちなどを推進します。
- 本市が誇る自然景観、歴史景観、都市・集落景観、文化景観の保全・創出の視点から、地域特性を生かした愛着を抱くことができるまちづくりを進めます。



持続可能な観光の推進  
(瀬戸内国際芸術祭)



大池オートキャンプ場

#### (4) 引田地域のまちづくり方針図



- 凡例
- |   |  |   |
|---|--|---|
|  地域拠点        |  地域住宅地区   |  水域    |
|  産業拠点        |  田園居住地区   |  広域連携軸 |
|  観光交流拠点      |  田園保全地区   |  地域連携軸 |
|  東かがわ市行政界    |  中山間森林地区  |  鉄道    |
|  東かがわ都市計画区域界 |  島しょ・海岸地区 |   |

## 4.4. 郊外地域

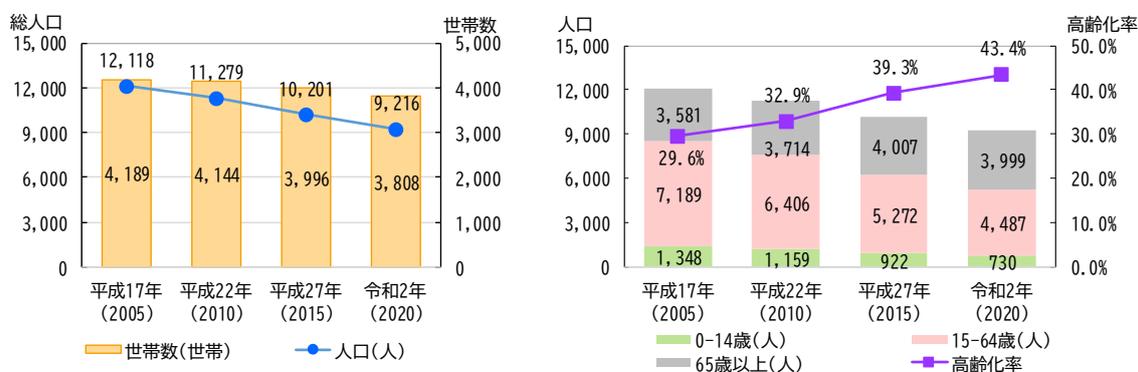
### (1) 郊外地域の概況

#### ①. 郊外地域の特性

- ・本地域は、丹生・相生など東かがわ都市計画区域の一部と都市計画区域外を対象とし、北側は瀬戸内海に面し、西側はさぬき市に隣接し、東側と南側は阿讃山脈を境に徳島県と接しています。阿讃山脈に連なる中央部・南部に広がる森林は、動植物の生育・育成空間となっており、豊かな自然環境を有しています。
- ・河川周辺や平野部には農地が広がっていますが、東かがわ都市計画区域の近郊では無秩序な開発により、中央部・南部では就農者の高齢化や後継者不足等に伴う遊休化により、農地の減少が続いています。
- ・南部の五名地区では、平成25年(2013年)から地域住民が主体となり、地域の魅力発信や地域活性化の活動を続けており、多くの交流を通じて若者の移住につなげています。

#### ②. 人口・世帯

- ・本地域の人口は、平成17年(2005年)の12,118人から令和2年(2020年)の9,216人と20年間で23.9%減少し、長期的な減少傾向が続いています。世帯数も減少傾向が続いており、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の20年間で9.1%減少となっています。
- ・3年齢区分別人口の推移をみると、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の20年間で、年少人口(0~14歳)は45.8%減、生産年齢人口(15~64歳)は37.6%減、老年人口(65歳以上)は11.7%増となっており、少子高齢化の進展が他地域に比べて顕著となっています。



注：各年の総人口は、年齢不詳を含まない。  
(出典) 国勢調査

### ③. 都市防災

- ・河川の河口部周辺や沿岸部では、高潮や津波、洪水等による浸水リスクが高い地区となっており、浸水対策や排水対策が求められます。また、山腹斜面では、土砂災害警戒区域等の指定があり、危険区域の周知が求められます。
- ・生活拠点などの既存集落では、建築物の耐震化、増加する空き家への対策など地域の防災能力の向上が求められています。
- ・大規模災害や濁水等による上水道の広域的な断水が発生した場合に備え、地域の生活用水を応急的に確保するため、災害応急用井戸の登録を進める必要があります。

### ④. 都市環境・景観

- ・本地域では、公民館やコミュニティセンター等の集会施設を除き、日常生活に必要な都市機能を中心地域に依存していることから、中心地域と各生活拠点を結ぶ道路体系の構築と円滑かつ安全な道路ネットワークの整備を進める必要があります。
- ・河川周辺や平野部では、優良農地の田園環境の保全、遊休農地の発生抑制や利活用の促進が求められます。
- ・阿讃山脈に連なる中央部・南部に広がる森林は、適正な間伐や枝打ちによる自然環境の保全が求められます。



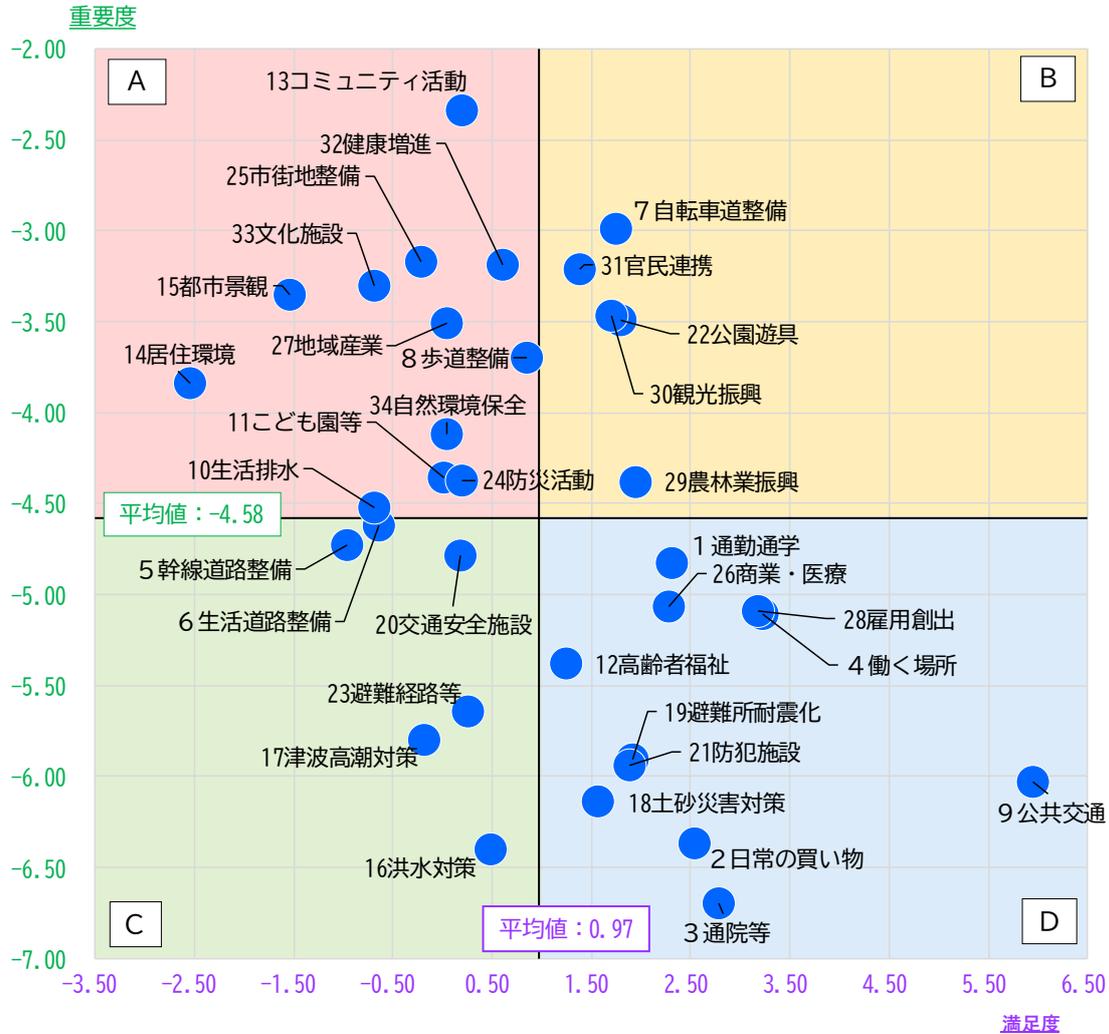
大阪岬



五名ふるさとの家

## ⑤. 市民アンケート結果の概要（郊外地域）

郊外地域では、産業振興や官民連携が評価されています。一方で、居住環境について改善が必要といえます。



A 特に改善が必要な施策		B 着実に推進する施策	
8. 歩道整備	10. 生活排水	7. 自転車道整備	22. 公園遊具
11. こども園等	13. コミュニティ活動	29. 農林業振興	30. 観光振興
14. 居住環境	15. 都市景観	31. 官民連携	
24. 防災活動	25. 市街地整備		
27. 地域産業	32. 健康増進		
33. 文化施設	34. 自然環境保全		
C 周知・改善が必要な施策		D 維持や認知度向上を図る施策	
5. 幹線道路整備	6. 生活道路整備	1. 通勤通学	2. 日常の買い物
16. 洪水対策	17. 津波高潮対策	3. 通院等	4. 働く場所
20. 交通安全施設	23. 避難経路等	9. 公共交通	12. 高齢者福祉
		18. 土砂災害対策	19. 避難所耐震化
		21. 防犯施設	26. 商業・医療
		28. 雇用創出	

## ⑥. 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺部の適正な土地利用の誘導</li> <li>・農業基盤を支える環境の保全</li> <li>・遊休農地の有効活用</li> </ul>
道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地と生活拠点をつなぐ道路施設の維持</li> <li>・生活道路の改善</li> <li>・移動手段の確保</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害や浸水リスクへの対応</li> <li>・地域防災力の向上</li> </ul>
都市環境、景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の適正な維持・保全</li> <li>・水源の保全と活用</li> </ul>



農業基盤を支える環境の保全

市街地と生活拠点をつなぐ道路施設の維持、  
土砂災害や浸水リスクへの対応

(平成 16 年災害の被災現場)



## (2) 郊外地域の将来像

豊かな自然と文化がつなぐ ふる里のまち

## (3) 地域づくりの基本方針

### ①. 土地利用の方針

- 丹生・誉水・相生・小海・福栄・五名の生活拠点、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るとともに、日常から地域で支え合う力を確保する拠点づくりを支援します。
- 日常生活に必要な都市機能は、中心地域との連携により補完します。
- 市街地近郊の優良な田園環境が損なわれることを防止するため、まちなか居住の推進や虫食いの農地転用を抑制し、適切な土地利用の誘導に努めます。
- 中山間地域の良好な営農環境を保全するため、遊休農地の有効活用を推進します。
- 地域の特徴的な産業である農林業や観光業などの地場産業の育成を図ります。



地域コミュニティ機能の  
維持・活性化



### ②. 道路・交通施設の方針

- 人口減少に適応した多核連携型都市構造の実現に向け、道路施設の予防保全的な維持修繕を促進するなど長寿命化対策を推進します。
- 中心地域と各生活拠点を結ぶ都市間連携軸や地域連携軸は、円滑で安全な道路・交通ネットワークを構築するため、国道 377 号や主要地方道白鳥引田線の道路拡幅を図ります。

### ③. 都市防災の方針

- 大規模自然災害による被害を最小化するため、洪水や土砂災害、高潮、津波などのハザードエリアから災害リスクが低い地域への居住の誘導を図ります。
- 「東かがわ市建築物耐震改修促進計画」等に基づき、建築物の耐震化を推進します。
- 大規模災害や濁水等による広域的な断水に備え、民間が所有する井戸の災害応急用井戸への登録を促進します。
- 各種ハザードマップの作成・配布、防災に関する出前講座、防災訓練、自主防災組織の育成や消防団の充実強化など、地域防災力の向上を図ります。

### ④. 公共施設整備の方針

- 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に実施します。
- 地域コミュニティ活動の拠点の機能強化に取り組み、地域で支え合う力の醸成や地域間連携の促進を図ります。

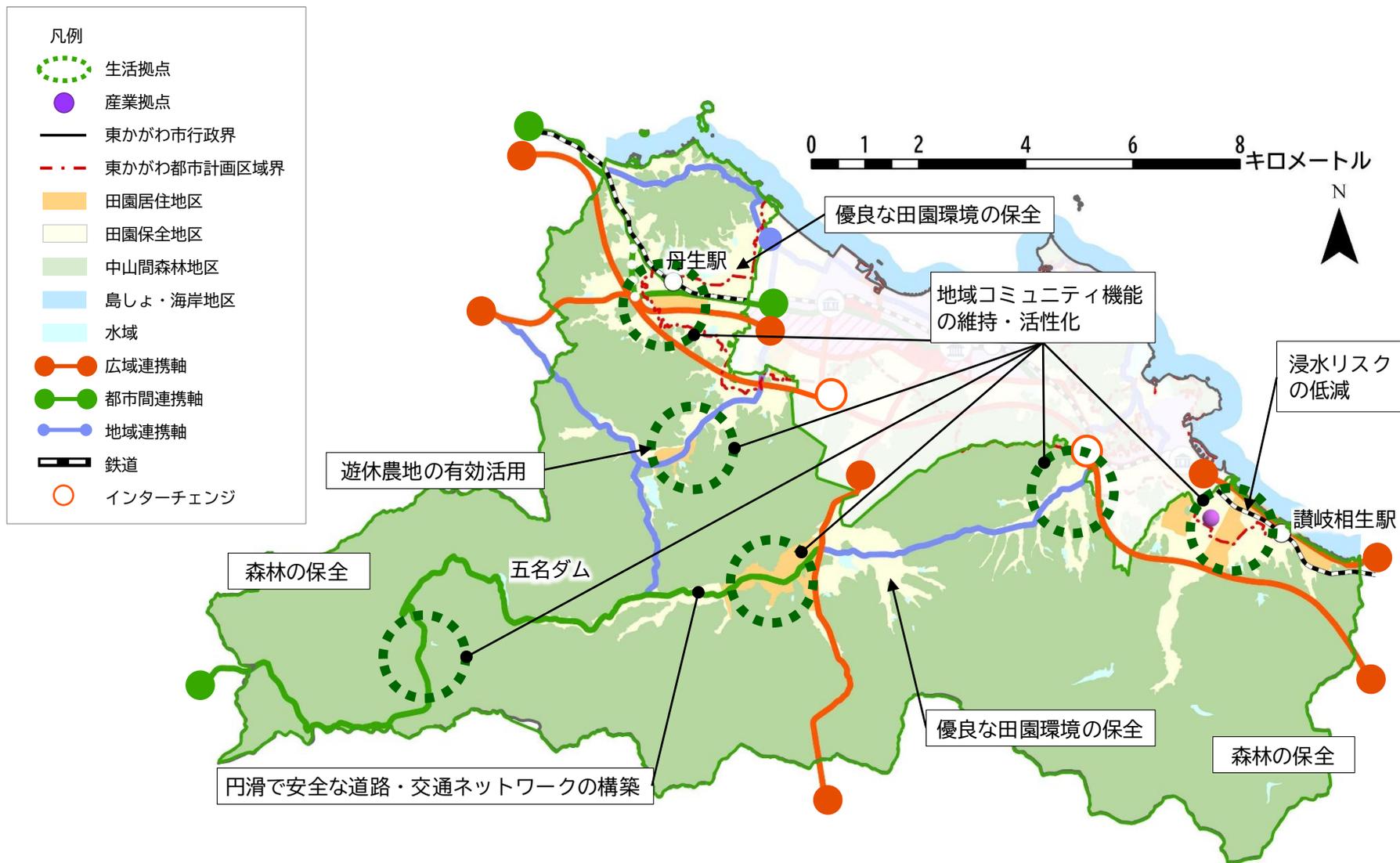
### ⑤. 都市環境・景観形成の方針

- 農業・農村を守り、優良な田園環境を保全するため、商工業や観光業、関係機関と連携し、遊休農地の解消・発生抑制や利活用、獣害対策の促進を図ります。
- 森林は、野生動物の生息環境や水源かん養、防災機能等様々な公益的機能があります。これらの機能を保全するため、適正な間伐や枝打ちなどを推進します。
- 本市が誇る自然景観、歴史景観、都市・集落景観、文化景観の保全・創出の視点から、地域特性を生かした愛着を抱くことができるまちづくりを進めます。



優良な田園環境の保全

#### (4) 郊外地域のまちづくり方針図



## 第5章 実現化に向けて

### 5.1. まちづくりの基本姿勢

本計画は、おおむね 20 年後の将来のまちの姿を見据え、本市が目指す暮らしやすいまちづくりの基本的な方針を示すものです。

人口減少など様々な社会経済情勢が変化するなか、本計画に基づき、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施など、都市計画関連施策の推進を図るとともに、民間開発などの適切な規制・誘導、地域のまちづくりに関する各種ルールづくりなど、ハード整備とソフト対策の両面にわたる総合的な施策の推進を図ります。

#### (1) 未来につながる持続可能なまちづくりの推進

---

人口減少・少子高齢化が進展し、市民ニーズが多様化するなか、未来につながる持続可能な東かがわ市を実現していくためには、市民・地域・事業者と行政が都市づくりの考え方を共有し、多様な主体との対話のもと「人口減少時代に適応した持続可能なまちづくり」を進めていくことが喫緊の課題となります。

また、本市が「持続可能なまちづくり」を着実に進めるためには、多核連携型コンパクトシティの形成を目指し、都市整備に関わる分野だけでなく、医療、福祉、教育、子育て支援、観光交流など関連する幅広い分野の総合的かつ一体的な取組が求められます。

このため、本計画における施策・事業等については、市民ニーズを踏まえ、重要度や優先度、事業効果、財政負担など様々な観点から検討を行うとともに、市民・地域・事業者と行政など東かがわ市でつながる多様な主体の協働のもと、分野横断的かつ総合的なまちづくりを推進します。

#### (2) 庁内各部署の横断的な連携

---

本計画に示す「持続可能なまちづくり」は、都市計画だけでなく、農林漁業、商工業、福祉、環境、防災、防犯、交通安全など様々な分野に、横断的かつ一体的な取組が求められることから、必要に応じて庁内関係部署による検討会議を設置し、情報共有や連携を図りながら、より総合的・効果的に施策や事業等を推進します。

図表 持続可能なまちづくりにおける庁内横断的な連携



### (3) 効率的なまちづくりの推進

コンパクトで暮らしやすいまちの実現に向けて、これまでに整備されてきた都市施設を適切に維持・活用する既存ストック活用の視点を持ち、本計画に示す土地利用の方針に基づいた適正な居住や都市機能の集積と配置を行い、効率的なまちづくりを推進します。

## 5.2. 協働によるまちづくりの推進

### (1) 市民、事業者の役割

市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、地域の魅力向上につながる身近なコミュニティ活動や、地域の社会的課題の解決にむけたボランティア活動や互助等に積極的に参加するとともに、行政が進める都市計画の施策・事業等に関心を持ち、計画の実現に向けて主体的に参加することが望まれます。

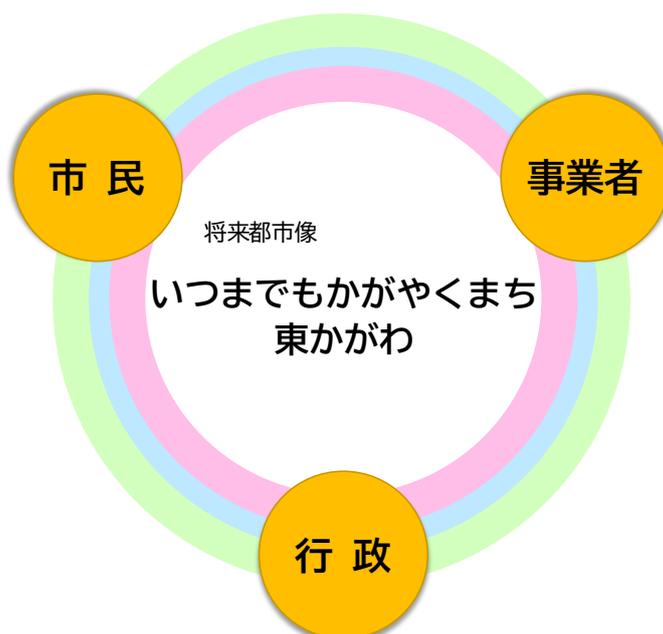
事業者は、それぞれの事業活動が地域のまちづくりに直接的・間接的に影響を与えることを理解し、計画の実現に向けて、市民や行政との連携・協力を図るとともに、自らの事業活動を生かした専門的なノウハウを活用し、地域のにぎわい創出や魅力向上に向けた活動に取り組みます。

### (2) 行政の役割

行政は、持続可能なまちづくりの実現に向けて、本計画の考え方やまちづくり施策・事業に関する情報を市民や事業者等に共有するため、東かがわ市公式アプリ等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、相互に情報を共有する機会や手段を充実させ、市民・事業者等に対してまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。

また、都市計画の決定・変更など具体的な施策・事業の展開にあたっては、十分な説明責任を果たすとともに、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえた取組を進めます。

図表 協働によるまちづくりの推進



## 5.3. まちづくりの推進と見直し

### (1) まちづくりに関する制度・事業手法等の活用

---

本計画は、おおむね 20 年後の都市の将来像を示す長期的な視点に立った計画であり、社会経済情勢の変化等に対応しながら、将来像の実現に向けて、本計画に掲げる様々な施策・事業等の着実な展開が必要となります。

本計画の推進にあたっては、関係法令に基づく国の様々な制度や事業手法について、先進自治体の事例等を調査・研究し、本市のまちづくり施策や事業等への活用・導入を検討します。

### (2) 上位関連計画に示されている指標による施策の進捗管理

---

本計画に掲げる施策・事業等については、東かがわ市総合戦略など関連計画に位置づけられているまちづくりに関連する指標を用いながら、進捗・達成状況等を適宜把握することとします。

図表 東かがわ市総合戦略に示されているまちづくり関連の成果指標

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・新規開業数（年間）</li><li>・市内事業所数（年間）</li><li>・市内従業者数（年間）</li><li>・企業立地促進事業</li><li>・老朽危険空き家除却支援事業</li><li>・民間住宅耐震対策線事業</li><li>・地域コミュニティ協議会の数</li><li>・観光推進事業</li><li>・官民連携事業数（新規）（累計）</li></ul> |
|--|

### (3) 計画の評価と見直し

本計画は、おおむね 20 年後の都市の将来像を示す計画に位置づけられていますが、社会構造や経済状況の変化、「東かがわ市基本構想」など上位計画等の見直し、施策・事業等の進捗状況に柔軟に対応するため、PDCAサイクル<sup>\*16</sup>に基づく適切な施策・事業の管理を行います。

また、計画策定後は、おおむね5年後に施策・事業の実施状況について確認を行い、おおむね 10 年経過した段階では、施策・事業の進捗状況に加え、社会経済情勢等の変化や市民ニーズの変化を勘案し、必要があると判断される場合には計画全体を見直すこととします。

図表 PDCAサイクル



<sup>16</sup> 「Plan (計画)」、「Do (実施)」、「Check (評価)」、「Action (改善)」を繰り返し、継続的に改善する手法



# 東かがわ市都市計画マスタープラン

令和8年3月



東かがわ市

東かがわ市 都市整備課 都市住宅グループ

〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

電話：0879-26-1304 F A X：0879-26-1344

E-mail：[hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jp](mailto:hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jp)